## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過	去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	1	<b>課</b> 本	編頁	年度 過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成26年度の監査査 結果でも、そこに配慮して、補助金類似の性質のものは、という習保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから根拠規定は必要ないこととはしなかったとあるが、様々なものがあるから根拠規定と必ずしている。は様々そうであるように、根拠規定とがのまないのは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定して、一般のである。そもそも、補助金、サーインのである。そもである。そもである。それである。後担金、でのは、補助のでで定めるべう見し、別ににおいて、補助金、負担金、でのいてにで、関しことでにないる、各の負担金や交付金については、例とで、製している。とちろん、そういったものについては、例外規定を設けるにある。もちろん、そういったものについては、例外規定を設けるにある。もちろん、そういったものについては、例り金や交付金については、例り金や交付金については、例り金や交付金については、例り場定を考える過程において、負担金や交付金について見重しも行うことができる。	指摘	令和2年度の指摘を受け、補助金等ガイドラインは、単なる「補助金等の見直し基準」を示すものではなく、「補助金等の運用上の補足」との位置づけを追加している。 各選は本ガイドラインを根拠として、補助金等の適正な運用や見直しを実施しており、本ガイドラインはある程度の実効性・規範性を伴うものとなっているが、他都市事例等を研究し、検討していく。	Δ	財政部	行財革課	<b> </b>   	95	補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。 交付金については「補助金等適正化法」の定めに準じ補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対対象に含めることも考えられる。現在も「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対治付を受けない給付金」に該当っると判断される場合は「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対治付を受けないる体が金」にあるとも、として、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	R3	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその盲を記載するよう全庁へ通知した。
平成15年の最終提言は、3年経過した補助金を一旦白紙に戻して見直すべきとのものであり、平成22年度の検討後の状況では、全補助金を見直すとあったが、行われていなかった。令和2年度の包括外部監査により、上直すシステムを策定し、実行すべきとの指摘を受け、見直してフローが改定されたが、10年以上を強力したものから10件程度を剖して日まっている。するのは、補助金に限らず各事業で行われているものでありがあるため、自然は、補助金の関連観的な見値とではない。また、所管課が事業であるものでありがあるため、ではない、は、補助金の関連観的な見値とではない。ないではない。ないではないのが実情である。行財政改革課において、3年を経過した補助金、少なくとも10年を経過した補助金について、全ての補助金を対象にしてゼロベースで見直しを行うルールを策定し、実行すべきである。	指摘	令和3年度、全補助金等の見直し方法について議論し、補助金所管課のみならず、補助金検討チームにより、新設3年目及び10年以上経過した補助金を対象に見直しを行っている。 また、団体育成補助金等については、3年以内の終期を設定し、終期到来後に当該補助金等の継続については、各部にてその必要性を検証することを補助金等ガイドラインに定めている。 これらにより、駅に適切な見直しが実行されている。 また、今後、岐阜市行財政改革推進会議にて外部委員の意見を聴取し、本対応が適切であるかどうか議論する予定である。	0	財政部	行財革課	<b>放改</b>	98	補助金は既得権化する傾向にありますから、平成10年度に行われた補助金の全面的な見直しを再度実施 H13 する必要があると考えます。また、補助金の補助目的に従い、補助の終期設定も必要ではないかと考えま す。	R3	団体育成(運営)補助金及び団体事業補助金については、3年以内の終期を設定するとともに、これまでの補助金等見直しフローの見直し(毎年実施する全補助金を対象とする1次評価、新設3年目等を中心とした特定補助金を対象とする2次評価の導入等)等を実施した。
他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるといえる理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止的効果を持たせることや詐欺罪の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則適管令を交付に明記しても、これらの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。		指摘事項は、補助金の交付申請だけでなく、他の申請も該当するため、関 係部署と対応を検討していく。	Δ	財政部	行財業	†政改 !	100	H26 暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである(指摘)。	H30	暴力団排除条項を導入した申請書を用いているのは、中核市54市中、2市であった。加えて、本市の補助金申請件数は年間数千件に及ぶことから、補助事業への影響も考慮する必要がある。また、補助金交付決定通知書の様式において、交付の条件として補助金交付規則の遵守及び補助金の取り消しや返還について明記していることから、暴力団排除条項を導入した申請書とする必要はないと考える。
地方税法上、市は、事業者に特別徴収による徴収をさせなければならない。岐阜市税条例第42条の6は、この法律上の義務を免除するものである。まずもって、かかる規定が地方税法上のどこに根拠があるのかを明らかにしなければならない。その上で、同条第1号から第7号までの規定は、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。包括条項である同条第8号については、法律による行政及び明確性免見地から、これを削除するか、「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準を明文化する必要がある。「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書に記載されている事項についても、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。	1日1月	市税条例第42条の6は条例制定時より規定されていたものの、他の自治体の市税条例をいくつか調査したところ、本市条例のように、特別徴収義務者の指定の取消しを規定しているものは見当たらなかった。 現行、市税条例第42条の6は適用しておらず、地方税法上の根拠も認められないことか、令和6年度を目途とし、当該条文を岐阜市税条例から削除する改正について検討を重ねる。	Δ	財政部	市民	·税課	190	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応顛末について」と題する書面には、岐阜市税条例第42条の6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると平成27 日28年度は、1401 件中27件について、同条例第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」に該当するとのことであった。 第8号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない、岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。					
指摘及び意見	種別	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年月	F度 過去の指摘・意見の内容 年度 過去の措置状況					
市には条例のとない。 が規則で規定を得別なび規則で定めている基本的のでは、 を関しているかが明確にされている。 を表する事項規則で定め、何は、 を表する事項規則で定め、何はは、 を表する事項規則で定め、何はは、 を表すると、は、自動でを表す。 を表すなが明確にされている。 を表すなが明確にされている。 を表すなが明確にされている。 を表して公例、市はと基本規則で定めて公表、「をして公長して会別して会別して会別して会別して会別して会別して会別のを及びものものが表別のる。 を事項の製をは、自動では、 を表別で、 を表別である。 を必述る。 を表別である。 を必述る。 を表別である。 を必述る	要綱はする ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現行、市税条例第42条の6は適用しておらず、地方税法上の根拠も認めれないことから、令和6年度を目途とし、当該条文を岐阜市税条例から削ける改正について検討を重ねる。		財政部	市民税課	190	Н2	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応顛末について」と関する書面には、岐阜市税条例第42条の 6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載会れていない。ヒプリングによると、平成27 4年度は、1,401 件中27件について、同条例第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるものにより、必要があると認めるとき」に該当するとのことであった。 第8号の「前各号には対けるもののはか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。					
議事録は全件作成すべきである。ここでの議事録の意味は、会覧ることではなく、市が、どのような根拠をもって特別徴収義務のを決定したのかを明確にしておくことである。どのような事実で必要があると認めるときに該当する(定めた基準に該当する)たのか、「納入を完了する。さないと認められる」と判断したのか、思考過程を明快かつ説行すべきである。	の指定取消 をもって、 」と判断 指摘 ることがで	現行、市税条例第42条の6は適用しておらず、地方税法上の根拠も認めれないことから、令和6年度を目途とし、当該条文を岐阜市税条例から削りする改正について検討を重ねる。		財政部	市民税課	192	H2	書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。 特別徴収指定後の指定の取消は、書類回付ではなく、実際の合議により決定し、その合議の内容を議事なとして記録に残すべきである。					
新たな申告法人に限ることなく、法人市民税申告書の閲覧調査: に応じて、現地調査、税務署での調査などを行い、非課税対象と る固定資産については、課税対象となっていないかどうかを調え ある。	とされてい <sub>性歯</sub>	今年度、全ての非課税物件について、例年の現地調査に加え、新たに文書での照会による現況調査を実施した。今後も毎年現地調査を行い、現地調査だけでは不十分なものについては文書による照会を実施していく。	0	財政部	資産税課	194	H2	学校法人、宗教法人等の対象法人設立時に「直接本来の用に供している」と判断された固定資産については、設立時に使用していた目的で継続的に使用きれていると推定している。とかし、対象法人設立時に直接本来の用に供していいる」目的で固定資産を使用していたとしても、設立後に「直接本来の用に供していないり」目的で固定資産を使用し始めた場合も存在すると考えられる。その他にも、対象法人自身が設立時に直はすべての事業が公益性を有する事業と判断していたが、国税庁や所管官等の指摘により、設立後にコルラの場合には、設立時に直接本来の用に供する固定資産と呼吸である場合を存在すると考えられる。この場合には、設立時に「直接本来の用に供する固定資産」と判断された固定資産であっても、設立後に「直接本来の用に供していない固定資産と呼叫所すべき直定資産」を作することになる。そのため、非課税にすべきでない固定資産が非課税とされている可能性がある。非課税対象とされている固定資産については、課税すべき土地、家屋の有無を調査する必要がある(指摘)。当該調査方法としては、様々な方法が存在することが立まれている可能性がある。非課税対象とされている固定資産については、課税すべき土地、家屋の有無を調査する必要がある(指摘)。当該調査方法としては、様々な方法が存在すると考えられるが、例えば、法人、市民税申告者の閲覧や現地調査により、「直接本の用に供していない固定資産」の有無を調査する方法が考えられる。この調査時には、地方税法第348条、地方税法附則14条等の非課税条件をチェックリストとして使用することが望まれる。					
そもそも、本税完納時に確定した延滞金を調定しない事務に問ま考える。監査の結果は、期別ごとの本税完納時に調定できるはする入金時点にしか事実が発生しなければ金額なるとしないもの事務について、岐阜市・33条第4号の「市の考えでは規則をするよう求めている。これして、適法とならような根拠づけをするよう求めている。これして、適法とならような根拠づけをするよう求めている。これは、岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件でいるというだけで、第33条の何号に該当すると判断したのかまれるといない。もし、現状の事後調定を改めないのであれられ、非前に関でが困難と認められるもの」に該当するとといるいるればれ、生根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金別を増加づけるとはできないが、本税完納時に確定した延滞金の入金時にしか記れない等を改め、本税完納時に確定した延滞金の入金時にしか記れない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金の表しいない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金の表といが、本税完納時に確定した延滞金の表書ができる。	が会とは、 が会とは、 をよいる。 をよいる。 をよいる。 をおいる。 をもなな。 をもな。 をもなな。 をもな。	市税の滞納管理(本税、延滞金)は、一人の滞納者について複数の税目 年度、期別のデータに分かれ、納付は本税・延滞金の同時納付、本税の み納付、延滞金のみ納付、本税・延滞金の一部納付など、様々な納付が、 ターンがあり、確定延滞金と未確定延滞金が混在している。また、滞納・納 付件数が膨大であるため、確定延滞金を個別調定することは困難である。 仮に、年度未等に終額で調定たとしても、その日以後新たな確定延滞 が発生しており、入金時にこれらを区別することができないため、終額調 済のものは二重調定となる恐れがあることから、事後調定としている。 延滞金の事後調定については、岐阜市会計規則第33条の要件を満たす ものと認識しているが、延滞金のうち確定したものについては、同条第5号 の規定に則り、会計管理者に合議の上適用するよう協議を進めていく。	内 金 △ E	財政部	納税課	219	Н2	延滞金は、期別ごとに本税を完納した際に確定するため、期別ごとの本税完納時に調定できるはずである。しかし、延滞金の入金時点に調定しており、事後調定を使っている。とアリングによると、事後調定を根拠として、第33条第4号の「事実が発生しなければ全額が確定するたびに調定をすることは、事務処理の負担が大きく、困難であるとのことであった。 期別ごとに、本税を完納した時点で、期別ごとの延滞金が確定することが、第33条第4号の「事実が発生しなければ全額が確定することがし、また、事後調定の結果、決算書上、延滞金はよれな金額が確定しないもの」には該当しない。また、事後調定の結果、決算書上、延滞金はよれな金額の円と表示されるため、決算書と、実態を正確に表示していないことになる)、事務処理上の負担も考慮して、延滞金の調定を事後調定するのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示す、べきである。 ③ 飯卓市会計規則第33条第5号前各号に掲げるもののはか、事的に調定が困難と認められるもので会計管理者に合議して市長が決定したもの」など、事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである(指摘)。					
給与債権、売掛金債権の他、生命保険や出資金等の債権への滞 われていた。納税コールセンターなど新たな取り組みも行われて 納欠損額も監査当時よりは減少しているものの、まだまだ多額 が生じている。さらなる差押件数の増加、取立訴訟の検討に努& 望ましい。	ていた。不 の不納欠損 意見	差押え件数を増加させるための新たな取り組みとして、滞納者の多い事業所を抽出し、事業所ごとに一括して給与差押えするなど、滞納整理の強化を図る。今後も、差押えや取立訴訟等を実施し、厳正かつ適正な滞納整りに努める。	Ł O	財政部	納税課	221	H2	預金債権のほか、給与債権や売掛金債権などに対しても、滞納処分を積極的に実施すべきである。第三債務者が、調査に回答しない場合や滞納処分に協力しないと回答している場合でも、滞納処分を実施すべきである。仮に、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立て訴訟の実施を検討すべきである。仮に、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立て訴訟の実施を検討すべきである。指納処分を実施しても、第三債務者からの支払いが遅延する場合には催告などを行い、取り立てをした。					
時効期間満了による不納欠損は依然として多額に上っている。! 単純不納欠損がゼロとなることを目指し、滞納処分の執行又は軟 いずれかを行うべきである。		時効予定リストの活用及び財産調査、実態調査を行うことにより、滞納処分の執行又は停止を行っている。	) 0	財政部	納税課	223	H2	人員配置の関係から全ての滞納案件について実態調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、実態調査をしないまま、消滅時効にかけて、不納欠損するという市税が少なくないことは、不適 128 切な事務処理と指摘されても仕方がない状態である。漫然と消滅時効を経過させることのないよう、滞納金 額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分をかけるのか、徴収猶予、滞 納処分の停止などの措置をとるのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。					
滞納処分をしようとする場合だけでなく、全ての場合において、 対する請求を行うべきである。事務負担の問題があるとすれば、 合は除くといった例外基準を設けた上で、適切に遂行すべきであ	少額の場 指摘	市税では、新たに死亡した納税義務者を抽出し、定期的に地方税法に基づく代表相続人指定届の提出を促しており、届出がない場合は、相続人調査を実施している。今後、相続の増加が予想されるため、調査に係る事務負担を考慮し、調査対象基準を設けるなど検討を重ねる。	_	財政部	納税課	224	H2	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしている ため、相続条件の件数、金額の提としていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効によ によっていなりましてよった。と思う場での思慮が不十分のまま、消滅時効によっていながあります。					

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

									<耆	参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過去	ちの内容を記載する。
	指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年	速度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
2	他の複数の課でも、相続人を調査するだけの人員が不足しているとの意見 があった。人員が不足しているという意見は理解できなくもないが、それ で免責されることはならない。各関においてそれぞれ相続人調査、情報収集、手続きを行っている現状を見直し、死亡時の相続人代表者届の共選 化、相続人調査の一元化など相続人に対する請求を効率的に行えるような 全庁的な体制を作ることが望ましい。	1 <b>又</b> 意見	市税において現行、代表相続人指定届は各税目別に届出する運用をしていることから、相続人の負担軽減と税各課の情報共有を図るため、被相続人に係る全ての税目を対象とする様式を設ける等を検討する。また、相続人調査の重複を防止するため、税システムで確認ができるように運用する予定。税以外の強制徴収公債権についても共通システムによる情報共有を検討する。非無制徴収公債権、私債権については、法令で規定されている場合に限り、情報共有を個別に対応する。	Δ	財政部	納税課	224	Н2	ため り、7 査を より <sup>2</sup>	続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしている め、 相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効によ 不納欠損となる事例があとかことであった。人員配置の関係から、全ての相談条件について相談人調 をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効に 不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい事業など一定の基準を設けた上で、 籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである(指摘)。	H29	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。
3	債権管理調整会議でもって岐阜市債権管理条例に定める責務を全うする いうことであれば、債権管理調整会議においては、委員となる課の担当す る債権の一部だけでなく、市の債権全体について取り扱うべきである。債 権管理調整会議以外の方法で市の債権全体に関する事務の状況を把握し て、適正な管理を行うというのであれば、その方策をとるべきである。	├ <b>責</b> 指摘	全庁各課の債権回収の状況について照会し、把握済み。 個別案件については、債権管理調整会議委員以外の課も含め、引き続き 債権管理調整会議事務局で相談を受ける。	0	財政部	納税課	225	H2	の定 かっ 必要 きで となる	阜市債権管理調整会議事務局において、岐阜市債権管理条例第2条の定める「市の債権」について、そ 定義以上には何を指すのかについて明確な回答はなく、全庁的な具体的事実関係が把握されていな った。本市の債権を適正に管理する前提として、市の債権に関する事務の状況を的確に把握することが 要である。更にその前提として、「市の債権」として具体的にどのようなものが存在するかを把握しておくべ である(指摘)。対象の全体像を明らかにすることで、適正に管理すべき債権を的確に抽出することが可能 である「自の債権調査票による回答を参考にすれば、岐阜市の債権の全体像を明らかにすることは可能と われる。	H29	今回の監査を通じて市の債権の全様を把握した。今後は、債権管理調整会議担当課に含めるか否かを判断の上、該当する債権については回収状況について把握していく。
1	延滞金についても市の債権に含まれる。全庁的に、延滞金の発生、確定、 徴収状況を的確に把握し、各課において延滞金の徴収事務が適正になされ ているかを管理すべきである。		全庁各課の延滞金の徴収状況について照会し、把握済み。 RSの債権管理調整会議検討部会において延滞金の徴収に関する研修を 実施済み。	0	財政部	納税課	226	Н	で で で で あ 督 る 意 た 滞 金	例改正後の各担当課における督促手数料及び延滞金徴収の実績については、会議においてデータとし 集積されていない。条例改正後、各担当課にて督促手数料及び延滞金の徴収事務がどのように執行され べるか不明のままであった。よって、条例の改正により新設された減免手続の適用の有無も不明のままで った。 促手数料及び延滞金の徴収は、特に債権回収の強化に関することに関わる。また、納期限までに納付す 住民との公平性という観点からも重要な事務である。会議で議題として取り上げられているが、会議の存在 養からすれば、実際に各職が適正に管理しているかまで把握する必要がある。複数年度にわたり議論し ということは、重要な事項と認識してのものであろう。本債権に同様に、それに付随する督促手数料及び延 金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び 帯金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである(指摘)。	R3	督促手数料及び延滞金(以下延滞金等という)の徴収実績(徴収率等)は発生額の把握が必要となるものの、債権によっては把握が困難な状況にある。市税の例によれば、滞納件数は膨大であり、把握にはシスムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、延滞金等の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは仕様になく改修も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕にない。(83.8総務省公表)今後は、各債権における確定延滞金等の状況を定期的に集約・共有するととに、研修等を通じて延滞金等を含めた滞納整理の強化を図る。
i	全庁的に消滅時効の管理が適正に行われているかどうかの定期的な把握を 行い、周知した情報により適正な債権管理が行われているかどうかを確認 することが望ましい。		公債権については、不納欠損の決裁時、各課の消滅時効の管理状況を確認している。 私債権については、債権管理調整会議において時効となった理由や経緯等を確認している。 消滅時効の個別案件については、債権管理調整会議委員以外の課も含め、債権管理調整会議事務局で都度相談を受けている。	0	財政部	納税課	227	H2	い。 H28 会議 事由	効管理は債権管理にとって重要な事務である。その知識が不正確なままでは適正な債権管理はできな 議においては、時効の起算点等、時効にかかる概念を整理の上(①時効の当初起算点、②時効の中断 由・時期(督促、債務承認、一部弁済など)、③時効期間(解釈による部分も含む))、担当課に対して、正な情報を提供し、正確な情報による債権管理を徹底させるべきである。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、時効の起算点、中断事由、期間についても記載を し、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
ò	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」における上記のような簡素 を実内レベルの記載では、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や関する 管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する 事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有したとは言い難い。措置 状況にある「債権の発生から消滅にかかる一連の事務」について記載した とも言い難い。根拠規定の案内をするだけではなく、その内容を正確に 軽し、事務に反映させることができるだけの具体的な情報を提供すべきで ある。	重 名 量 指摘 里	各課に具体的な情報を提供するため、債権管理調整会議において、今後 も継続的に研修を実施する。 研修資料を全庁キャビネットに掲載し、債権管理調整会議委員以外の課も 確認できるよう対応した。	0	財政部	納税課	228	Н	則債事債 H28 は担 は担 と	方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則等の根拠規定に関し、会議で言及がなされた形跡に乏しく、規 を遵守していない、あるいは、利用していない担当課が存在していた。 権にかかる事務を執行するにあたり、事務根拠の意識は最も重要な事項である。岐阜市の債権にかかる 筋において、地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則の適用場面は広いはずである。特に、督促は、 権回収措置の出発点、そして、債権管理簿は、日常管理の士台として、それぞれ、権めて重要な規定の ずである。 当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定 ピ、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵 を徹底させるべきである(指摘)。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について 載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
,	根拠規定の遵守を徹底させるためには、情報を提供して終わるだけではイ 十分である。実際に遵守できているかどうかを定期的に確認すべきでま る。		市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議に おいて、各課が所管する債権の管理状況について確認し、各課に法令遵 守の徹底を図った。	0	財政部	納税課	228	Н	則債事債 H28 は担 は担 と	方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則等の根拠規定に関し、会議で言及がなされた形跡に乏しく、規 を遵守していない、あるいは、利用していない担当課が存在していた。 権にかかる事務を執行するにあたり、事務根拠の意識は最ら重要な事項である。岐阜市の債権にかかる 務において、地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則の適用場面は広いはずである。特に、督促は、 権回収措置の出発点、そして、債権管理簿に 日常管理の士台として、それぞれ、極めて重要な規定の ずである。 当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定 と、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵 を徹底させるべきである(指摘)。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
3	条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。	指摘	条例等で私債権の督促状の発付時期を定めていることについて、他都市の対応状況について調査を実施し、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	Δ	財政部	納税課	230	H2	務者 付時 監査 私債 う点	阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債者に送付することにより行うものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、替促状の発時期について定めていない。 室の結果、担当課により、督促の時期はまちまちであった。 資権の督促は、回収措置の前提となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)といなでも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである(指)。公債権にかかる市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」照。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について 載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提出日(最新提出日)	会和5年7月31日	<ul><li>※・去宝施決定済 措置を譜じないことを決定した。</li></ul>

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本羅頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
地方自治法施行令第171条の2に基づいてとらなければならない措置は、支 払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか参照されない。これでは、地方自治法施行令第171条の2と同趣言の規定を定め、債権管理条例施 で第171条の2が適守されていない実態が変わらない。債権管理条例施 で、地方自治法施行令第171条の2と同趣言の規定を定め、債権管理条例施 は大日の2が適守されていない実態が変わらない。債権管理条例施 で、地方自治法施行令第171条の2と同趣言の規定を定め、債権管理条例施 は、浜社ありるが、地方自治法第228条は、分担金、使用料ないない場 は、浜社ありうる事項については条例でこれをでめなければないの現こと い考え料に関する事項とついては条例でこれを定後どれくらいな明間かなよ でいること、市合に強制的な措置が取らんるのかを示するべきである。 なかった場合に強分の条例及び規定する事項の整理されるの関からおい なれば、規則では例及び規則で規定する事項の整理されるのよのよれ れれ州市の「条例及び規則で規定する事項の整理されのまま。 では、「地方自治法において条例をで定める旨する。方針、 を例で定めるものとしている。また、債権取扱事務要領などの内規において条 の他特別の事情があると認める場合」に関する例示を配載すべきである。	指摘	条例等で地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の定めを設けていること、相当の期間」に関する定めを設けていることについて、他都市の対応状況について調査を実施し、調査指果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において対応方法について今後の対応を協議し決定する。	Δ	財政部	納税課	231	H28	地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされているにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分になされていたとはいえない状況であった。保証人がいても保証人に請求していない事例、担保権を実行していない事例などがあった。保証人がいても保証人に請求していない事例、担保権を実行していない事例などがあった。地方自治法施行令第171条の2(強制執行等)規定の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、条例等の根拠にで「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。前者の「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであり、認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することないように配慮する必要がある(新版逐条地方自治法第8次改訂版本、英昭著学陽書房1,005頁)。6ヶ月 11年など具体的な期間を設定することが必必なかる。なお、当然ではあるが、ここで述べているのにはない、個別債権によってその時期を早めることを妨げるものではない。後者の「その他特別の事情があると認める場合と認めな場合とは、後種放棄が見込まれる場合など法的措置を執らないことに合理的な理由がある場合を指すと考えられる。執行停止、履行延期の特約等の措置を採る場面でなくても、事実上強制執行手続をとる必要がなくなるという意味で重要な、債権破扱銀が利用できるようにするためには、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要があろう(指摘)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても 譲のうえ、明確にした。
支払督促の申立ては、訴えの提起(地方自治法第96条第1項第12号)に含まれないとしても、異議申立てがなされて訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決を経なければならない。議会の議決が違かに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている、支払督促や少額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。	指摘	支払督促又は少額訴訟について、異議申立てがなされて訴えの提起が あった場合を含め、専決処分として定めていることについて、他都市の対 応状況について調査を実施し、調査結果をもとに、市の債権の適正な管 理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を 協議し決定する。	Δ	財政部	納税課	233	H28	訴えの提起(民事訴訟法第133条)のほか、支払督促(同法第383条)、即決和解(同法第275条)など様々な手段がある。法的手続は、債権回収において有効な手続であり、利用が要請される場面が多くあう。しかしながら、訴訟手続による履行請求をする際には議会の議決が必要となる(地方自治法等818条第1項の規定による市長の専決処分事項(昭和51年10月1日市議会議決改正平成12年4月1日)が存在し、市営住宅などの訴えの提起、和解及び調停などが専決処分事項とされている)。 強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。
「相当の期間」及び徴収停止後の措置(特に債権放棄)については、債務者の法的地位の安定、法律による行政、事務手続根拠・基準の明確化の観点から、債権管理条例施行規則で定めることが望ましい。その前提として、徴収停止の定めを債権管理条例に定めることが望ましい。	帝目	地方自治法施行今第171条の5に規定する徴収停止に係る「履行期限後相当の期間」や徴収停止後の措置について、強制執行等との均衡なども踏まえ検討する必要があること、また事務手続きの根拠となる例規の適切なあり方等について検討するため、他都市の対応状況について調査を実施し、調査結果をもに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	Δ	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したこがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるのかが問題になる。他力で、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるのかが問題になる。他力で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要もある(地方自治法第22名)。そこで、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡も考慮して、期間を決定する必要がある。この点、名古屋市債権管理条例施行細則第7条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同してしていることが多まになる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(3号)」という要件については、債権を投票が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要があるう。 1号、2号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制、執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差と押さえることができる財産の価額が強制、執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差と押さえることができる財産の価額が強制、執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差と明さえることができる財産の価額が強制、執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差に関するときしては、着を着ので表して帰るので明確しないのでは、力に表しまるといて帰国の見込みがないなど)を指すと考えられる(自治体の権管理問題検討する一ととなう。訴訟費用(自体体権管理問題検討することとなろ。訴訟費用(印紙代、郵券)、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えるかによる(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								〈参考〉 ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過:	去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果机	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
22	微収停止の基準により、各課で徴収停止の判断は可能になったと思われる。今後、実際に、この基準を適用して、微収停止を行うか、徴収停止を行わずに強制執行等の手続を行うかのいずれかが履践されることによって、地方自治法施行令第171条の2を遵守した適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。	市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議に おいて、地方自治法施行令第171条の2を遵守した適正な債権管理が行 われているか各課に照会し、確認する。	Δ	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数開いたが、これまで利用したことがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽しても回収の見込みが立たない場合は少かなないと思われる。その場合、債権回収措置を講じないことが有性、経済性、効率性の見地から相当といえるのかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「念る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要もある(他方自治法第242条)。そこで、条何等の事務抵拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間との均衡も考慮して、期間を、決定する必要がある。この点、名市昼午債権管理条何施行細則第7条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制で、のまた、「差し押さえない関間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制、行の費用をこえないと認められるとき(3号)」という要件については、「養地押を入ることができる財産の価額が強制、執行の費用を超えないと認められるとき(3号)」という要件については、「養し押さえることができる財産の価額が強制、執行の費用を超えないと認められるとき」とは、養務者の所を不明と同様に扱っことが「電からを指すとると財産が必ずを引きないまります。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に扱っことが可能な場合(債務者死亡事案で相続人のあることがあっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に扱っことが、まり、事が、といないなりを指すと考をでは続くのあることができる財産の価額が強力を引きます。ことなる自治体債権管理問題検討チーム細い可)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。
23	基本方針や内規と条例及び規則の法形式の違いは重要であると考える。債権に関することは、市民の権利義務に関わることであるから、行政の方針に定めるようなことではない。条例で定めるべきことは岐阜市債権理条例に「規則で定めるべきことは岐阜市債権要級規則に、各々の条例及び規則に適切な定めるべきことは岐阜市債権取扱規則に、本々の条例及び規則に適切な定めを設け、事務根拠を条例及び規則に一元化すべきである。	債権管理に係る事務根拠の条例等の整理状況について、他都市の対応 状況について調査を実施し、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を 目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議 し決定する。	Δ	財政部	納税課	236	H28	岐阜市債権管理条例においては、債権回収に向けた措置、回収緩和措置などに関する具体的規定が存在しない。その前提となる徴収計画や管理の土台となる台帳の整備などの規定も存在しない。他方、昭和39年4月1日に耐定された岐阜市債権取扱規則においては、具体的規定が存在している。条例と規則のそれぞれ別に定めがあったとしても、担当職員が、自らの事務にかかる適用根拠を的確に認識し、遵守していれば問題はないといえる。しかしながら、地方自治法、同施行令、それを受けた岐阜市債権 権取扱規則が遵守されていないケースが多く見られたのである。確かに、自治体の債権管理条例においては、岐阜市のように債権放棄の規定を主とする条例と、それだけではなべ地方自治法施行令等171条以下に規定される債権回収措置等についても感り込むかは、自治体の判断による。しかしながら、本監査における個別債権の検証で明らかとなった事務実態の課題を踏まえると、議会の議決が必要な条例のレベルで、徴収計画に始まり、替促、回収かる消滅に至るまでの事務秩拠を整り込むこか必要なのではないかと考える。職員の事務地を適けないといるではないかと考える。職員の事務地を整り込むとが必要なのではないかと考える。職員の事務地を適けの言とないという判断をよると考える。職員の多様になる、条例制定をの事務を関連といて、条例等の見直しを検討すべきである(指摘)。 「仮に、岐阜市の債権にかいる事務根拠・切を統一的に整理した上で(例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整申において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかいる事務根拠・切を統一的に整理した上で(例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整申、現場が混乱がく根拠を的確に適用し、適正に実施するとも、責任を持つるである。各自治体の条例にお、で様々な工夫がなされているが、監査人が参考になると考えた条例の一つとして、明石市債権の管理に関する条例があるので、ここで紹介する。同条例は、債権に関する等例と規定されている場に利用で、銀売になり込むことが相当であると考えている。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
24	担当課に委ねるのには限界がある実態がみてとれた。債権管理の専門部署 の創設といった債権回収の一元化を積極的に検討していくことが望まし い。	R5から市税と国民健康保険料の債権回収の一元化を開始した。	0	財政部	納税課	238	H28	岐阜市債権管理調整会議の現状と課題は前章(第6章)で述べたが、全庁的な取組みである現在の会議を 充実させることがまず必要なことであろう。例えば、岐阜市においては、産業廃棄物不法投棄弁償金の債権 回収の事例があるが、回収に携わった職員を含めた事例検討会を実施するなど、庁内にある回収のノウハ 方を共有することが望ましい。 また、会議においては、各債権担当課、そして実際に事務を行う職員まで会議において共有された情報が 浸透していない様子も見てとれた。実際に債権管理事務を担当するのは会議ではなく、存在意義的に限界 はあるう。そこで、債権回収の効果を上げるという意味でも、個々の職員の負担を減らすという意味でも、債 権回収の一元化、あるいは、債権回収乗務にかかる民間委託を積極的に検討することが意ましい。 公金債権の徴収一元化については、平成26年度第4回(9月)定例会(第3月日)でも取り上げられていた ようであるが(岐阜市議会ホームページ本会議検索により閲覧可能)、本監査で報告した岐阜市 の現状を婚まえ、真摯に検討されたい。また、平成27年度現在、岐阜市の債権回収にはおいて、弁護士 の現状を婚まえ、真摯に検討されたい。また、平成27年度現在、岐阜市の債権回収にはおいて、弁護士 がおされているのは1件であるが、回収の実績に応じた弁護士報酬の設定もできるのであるから、費用面 からしても利用に躊躇する事情はさほどないものと思われる。	H29	平成29年度債権管理調整会議にて環境事業政策課から、事例発表がなされた。 また、民間委託については平成28年度第2回検討部会にて事例報告を行い、有効性、実施方法について 情報共有を行った。
25	指摘及び意見一覧は、分かりやすさのために要約したものに過ぎない。報告書本文に記載された事実関係や問題意識を十分に把握するようにすべく、措置状況報告書の指摘及び意見の欄には、指摘及び意見一覧の転記ではなく、報告書本文の指摘及び意見の内容を記載させるべきである。	措置状況報告書の指摘及び意見の欄には、事実関係や問題意識を把握 できるよう、報告書本文の指摘及び意見の内容を抽出して記載することとし た。	0	行政部	行政課	240	R4	指摘及び意見一覧の記載のみに答えようとしており、報告書本文に記載された事実関係や問題意識に答えようとしていない措置状況があった。措置状況報告書における報告書のページ番号に、指摘及び意見一覧のページ番号が記載されているものもあった。		
26	意思表明のみで措置済としている措置状況報告書は修正させるべきであ 指摘 る。	令和4年度の外部監査報告以降、意思表明のみで「措置済」としている措置状況報告書については、対応が完結してから「措置済」とするよう指導を行い、不適当なものは修正を行わせた。	0	行政部	行政課	240	R4	検討する、努めるという意思表明のみで措置済としているものがあった。しかも、実施する旨を表明していながら、実施していなかったというものもあった。		
27	依頼書の裏面の注意書きには「~である。」「~を行った。」など言い切りの形で記入することが記載されているものの、それでは十分ではないようである。措置状況報告書の記載のあり方について、各課に対する指導書の作成、研修の実施など事前の対策を実施するとともに、各課から提出があった措置状況報告書を行政課で確認する際の確認事事書を作成すること、確認と協議をするための十分な時間の確保など十分な確認体制を整備することが望ましい。	措置状況報告書の記載のあり方について、事前対策として、依頼文に新たに箇条書きの注意事項を追加した。 また行政課で報告書を確認する際は、令和4年度外部監査報告書の主な 指摘事項を参考に、担当者複数人でのチェックを行い、記載内容に齟齬 がないか確認を行い、内容に疑義がある場合は担当課と協議を行うよう、 確認体制を整備した。 行政課で確認する際の確認事項書については作成を検討中。	Δ	行政部	行政課	240	R4	検討する、努めるという意思表明のみで措置済としているものがあった。しかも、実施する旨を表明していながら、実施していなかったというものもあった。		

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容 年度 過去の措置状況
28	基準を定めるべき、という指摘や意見に対して要領、内規、決裁といった 形で定められるものがほとんどであった。 条例や規則となれば、市長決裁となり、条例となれば、議決も必要となる。できれば内規で対応したいという気持ちはわかる。しかし、内規で定めてしまうと、担当部局・担当課の考えによって、都合の良い内容になってしまうおそれがあり、現にそう受け止めざるを得ない内規は存在した。それでは、定める意味がない。民主主義、法律による行政の観点から、まずば、条例で定めることが適切でないかを考える必要がある。次に、規則である。措置状況報告書の確認の際には、どのような法形式で対応するのが適切であるのかを担当課と協議して確認すべきである。	どのような法形式で基準を定めるかについては、事前に行政課と協議をする中で、当該基準の市民生活への関与度や強制力の有無、岐阜市の例規体系上の統一性等をも考慮した上で、決定している。 担当部局にとって都合がよいだけの内容にならないよう、内規で定める場合であっても、原則、要綱を定めて、行政部長に合議をすることとしており、その内容が専門的な場合については要領等で定めるよう助言・指導している。	0	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。
29	市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条項が存在しない。例 えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する 事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、 「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公 表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条 例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」「成別で定めるもの」「成別にこれとは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。	それぞれ立法事実が異なったり、市民生活への関与度や強制力の有無、 岐阜市の例規体系上の統一性等の観点から、さまざまな事情を考慮した 上で決定するものであり、行政運営の指針として、住民自治基本条例に定 めることは困難と考えている。 ただし、職員が適切に法形式を選択できるよう、「条例、規則等制定の手引 き」において、その方針を示すことを検討したい。	Δ	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。
30	根拠規定を作成するという措置については、当該根拠規定の内容を確認 し、包括外部監査の結果における問題意識を捉えた適切な内容であるかど うかを検討することが望ましい。	包括外部監査の指摘については、担当部局(主管課及び事業課)において、問題意識を適切に把握し、どのような対応をするべきか、関係課を含めて十分に検討している。 例規の制定、改正においては、行政課と事前調整を行うこととしているが、監査の指摘を踏まえた内容となっているか、確認をするようにしている。	0	行政部	行政課	241	R4	包括外部監査の結果では、現状に問題があると指摘しているにもかかわらず、現状を追認するかのような根 拠規定を作成して措置済としているものがあった。形式だけを繕って、実質的な問題点に向き合おうとしな いと受け止めらざるを得ないものもあった。本監査においても、事実であるにもかかわらず、それを表面化させ たくないというような対応もあった。
31	あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを 指導したとして措置済にしているものについては、実施したことを確認し てから措置済とするようにさせるべきである。	あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして「措置済」にしているものについては、実施したことを確認してから「措置済」とするよう指導し、不適当なものは修正を行わせた。	0	行政部	行政課	241	R4	あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているもの があった。指導をしただけで、指導した内容が実現されているかどうかの確認はなされていないものもあっ た。
32	なぜ検討中なのか、何を検討しているのか、今後はどうするのかを記載させるようにすることが望ましい。また、意見ではなく指摘とされた事項については、検討中とするのではなく、可能な限り速やかに措置をとるようにさせることが望ましい。	「検討中」とする報告書については、検討事項について中長期的な見通し を含め記載させた。 また、「指摘」とされた事項については、可及的速やかに措置を講じ、「措 置済」とするよう指導した。	0	行政部	行政課	242	R4	検討中を何年も継続しているものがあった。その中には、やむを得ない事情があるものあったが、速やかに 措置をとれると考えられるものもあった。
33	他の中核市が行っていないからといって、行わないことが適切になるわけではない。他の中核市の事務が適切でないこともありうる。他の中核市の状況を知ることはもちろん必要なことであるが、重要なことは、市として、どのように考えるのかである。他の中核市の状況も踏まえ、どのような根拠をもって未実施決定としたのかを記載させるべきである。	中核市の状況のみを理由に「未実施決定」と記載する報告書に対しては、 中核市の状況も踏まえ、市としてどのような根拠をもって「未実施決定」とし たのか、具体的な根拠等を記載させるよう指導し、不適当なものは修正を 行わせた。	0	行政部	行政課	242	R4	他の中核市の状況を調査し、他の中核市が行っていないから行わないという措置状況報告があった。
34	指摘・意見も、当該事務の目的や必要性を完全に否定するものではないと 考えられる。目的や必要性が全くないような事務に存在しないはずであ る。見直しを求める指摘・意見は、その目的や必要性に照らし、その手段 の有効性、効率性、経済性を問うているものである。措置状況報告書に は、未実施決定済の結論に対して、説得的な理由が記載されるよう、確 認、指導することが望ましい。	「未実施決定済」の結論に対しては、手段の有効性、効率性、経済性の視点から、説得的な理由を記載するよう確認、指導し、不適当なものは修正を行わせた。	0	行政部	行政課	242	R4	ある事務の見直しを求める指摘・意見に対して、事務の目的や必要性のみを記載して、未実施とするものが あった。ヒアリングでも、ただ必要性、重要性が述べられるだけで、当該事務がその必要性、重要性にどのよ うなロジックで結びついているのかの問いには答えられないものがあった。
35	見直すことや変更することに何かしらの支障があることは当然のことである。包括外部監査では、現状の問題点を指摘し、現状を見直すことや変更することを求めているのである。それに対して見直すことや変更することをしないというのであれば、見直さないことや変更しないことが適切といえるだけの理由を述べなければ、説得力はない。 世帯状況報告書には、未実施決定の結論の理由として、実施することについての否定的な理由だけではなく、実施しないことが適切であるという理由も記載させることが望ましい。	「未実施決定」の結論の理由として、実施することについての否定的な理由だけではなく、実施しないことが適切であるという理由も記載させるよう指導し、不適当なものは修正を行わせた。	0	行政部	行政課	243	R4	ある事務を見直すことや変更することを求める指摘意見に対し、見直すことや変更することを否定する理由 だけを述べ、見直さないことや変更しないことが適切であることの理由が述べられていないものがあった。
36	現実的な支障が存在することは理解できる。しかし、それで止まっていてはいけないと考える。現実的な支障があることを踏まえ、市として、どのような行動をとっていくのかを検討し、説得的かつ合理的な理由で結論を導き出す必要がある。未実施決定済や検討中の措置状況報告の際に、現実的な支障があるというだけの理由しか記載がない場合には、それを踏まえた上で、適切な対応を導き出す理由を記載させることが望ましい。	現実的な支障があるというだけの理由しか記載がない措置状況報告に対 しては、中長期的な見通しを記載させる等の指導を行い、不適当なものは 修正を行わせた。	0	行政部	行政課	243	R4	市の事務には利害関係者が存在する。指摘意見に対応しようとすると利害関係者から不平不満を 言われるから、実施に苦慮するという現実もあった。指摘意見に対応しようとすると、これまで の市の事務に問題があったと捉えられてしまうので、それを避けたいというような印象を受ける ものもあった。また、マンパワーが足りないから実施が困難という現実もあった。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

	<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考と										であるため、以下に参考とし	て、過去の内容を記載する。			
	指摘及び意見	朗	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	:	過去の指摘・意見の内容		年度	過去の措置状況		
37	包括外部監査で指摘・意見される内容には、その場限りで終わるのではなく、継続的に措置を取っていくべきものもある。措置状況報告書の措置状況にも、今後も措置を取っていくと記載するものもある。時間をかけて検討する必要があるものもある。「岐阜市事務引継ぎ要領(平成14年3月1日決裁)」では、事務引継ぎを担任する職員が関助その他の事由により変更となるときは、事務引継ぎ書(様式第1号)及び添付書類を提示して行うとされている、第4等を書類の中に、「懸案事項及び注章事務一覧」(様式第5号)が定められている。包括外部監査の指摘意見及び措置状況について、「岐阜市事務引継ぎ要領(平成14年3月1日決裁)」に従って適切に「、「岐阜市事務引継ぎ要領(平成14年3月1日決裁)」に従って適切に引継ぎをさせること、必要な資料は保存させることが望ましい。	f.見	事務引継の重要性に鑑み、行財政改革課と協議の上、行財政改革課が 年度末に発出する文書に『包括外部監査等の指摘、意見、措置状況等の 懸案・検討事項についても確実に引き継ぐ』旨を追記し周知した。 また、行政課より各部に措置状況報告の提出を依頼する際にも、注意事項 を追加し、事務引継の徹底を周知した。	0	行政部	行政課	243	R4		『監査で指摘・意見された事項、措置状況報告書に記載した事項( 資料が残されておらず、よく分からないという対応が多くあった。	について、引継ぎがなされ				
38	負担金に分類したからといって、その支出が適正であるかどうかをチェックしなければならないことには変わりがない。「岐阜市補助金等ガ金を分したい。「岐阜市補助金等ガ金を合わせて、適正な程度には変わりがない。「岐阜市補助金等ガ金を競員五助会への公金支出について、住民訴訟が提起された自治体もあり、領を側が勝訴した例もある。そもそも、市の補助金、負担金、交付金の分類を倒が形に、厳密な分類基準があるなもない。形このような形式のもらいって、実質的な扱いが異なるものでもない。形このような形式のよりに、販会では関連への対応を避けるような考え方は不適切である。市りの時間を開発のでは、一般に関する事項として必要かつのもの助成金の有効といえるものに定め、実際にどのように使用されたのかを確認していくべきである。	請摘	市からの助成金の使途を、明確にするため要綱を定める予定である。 実際にどのように使用されたのかの確認については、市長が会員から任命 する議員及び会員が互選した議員で構成した互助会組合会において、決 算や助成金の使途について報告・議決されており、適正に管理できる体制 となっている。	Δ	行政部	職員厚生課	50	R2	余金の有無が明 性を認め難い経 ていないため各	経費を具体的に規定することで、補助金が充てられるべき経費が 確になるのみならず、テーマパークのチケット助成のように公金か 費と補助対象経費の区別が明確になったり、補助金額を他事業、 職員の源泉税の対象とならないことが明確になったりする。支出便 考える。具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の 考える。	いら補助する公益上の必要 、例えば給付事業に充て 削、互助会双方にとって必	R3	助成金の趣旨や他都市の状況等により、令和4年度以降の支出における予算科目を負担金に分類し、岐 阜市補助金等ガイドラインで定めた加入団体負担金の支出ルールに沿った交付手続きをすることとしたた め、実施しない。		
39	平成24年の監査当時に想定されていた、両データを同一システムに登録し、一定の情報の一覧はできることになった。もっとも、各担当課で財産の更新計画を行うのであれば、公共施設マネジメントシステムにおいて、意東新計画を行える情報も各課から入手できるよう、また同時に全庁での財産管理も行えるよう、システムの利便性を高めるようにすることが望ましい。	見	公共施設マネジメントシステムでは、それぞれの施設について担当課が毎 年度のコストや修繕実績を登録し、登録されたデータをもとに中・長期の保 全計画の資料を出力することができる。これらの情報をもとに、各課は更新 計画を行うことができるようになった。	0	行政部	管財課	155	H24		なび公有財産台帳を更新する場合には、それぞれ所管する管財調 テムとすることが望まれる(意見)。	果と財政課が協力し、両者	H25	次回のシステム更新の際には、バッケージソフトの開発状況等を踏まえながら、両台帳を統合したより効果 的・効率的なシステムの導入を目指す方針を両課で協議の上で決定した。		
40	方針を決定したというだけで措置済みにすべきではない。実際に指摘された措置がとられたのは、措置状況報告書から5年終過後であった。措置をとってから措置済みとすべきであり、かつ、速やかに措置をとれない場合は、その具体的な理由を明記すべきである。	摘	指摘の通りであるため、今後は措置が完了してから「措置済み」と記載する。また、速やかに措置をとることができない場合には、具体的な理由を明記する。	0	行政部	管財課	156	H24	今後、システム <i>0</i> ある(指摘)。	の改良等を行うに際して、部署別の公有財産の一覧を閲覧、出力・	する機能を付加すべきで	H25	パッケージシステムに部署別一覧の閲覧・出力機能が追加された場合には、積極的に導入を図る方針を決定した。		
41	規則に従い、建物の取得価額には、建築費又は見積価格を記載すべきであ る。 指	摘	毎年度、公有財産の適正管理についての通知を行っているが、今年度か らは、建物の取得価額の記載の徹底についても追記する予定である(10月 頁通知予定)。また、取得価額未入力の物件については所管課に個別に な頼する。	Δ	行政部	管財課	156	H24	公有財産の金額	質情報は重要であるため、規則に従い、もれなく金額情報を記載す	トベきである(指摘)。	H26	公有財産台帳の金額情報について、新地方公会計の固定資産台帳の情報を活用して記載する方針を決定した。今後、具体的な記載(入力)作業の方法についての検証が終了次第、全庁に向けて指導する。		
42	一般競争入札の対象とする設計金額を1億円以上に引き下げたものの、一般競争入札に付されたのは、3億円以上のものを除くと、年間5件以下にとどまっている。これでは、監査の結果の問題意識には応えたとはいえない。あくまでも一般競争入札が原則であること、設計金額が1億円未満のものすべてが「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえないことは明らかであること、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の組合から、現在の岐阜市の要綱及び必般競争入札がほとんど行われていない実態は、適切とはいえない。例えば、同じ中核市である豊田市は、業務委託における一般競争入札等実施要領を設け、そこでは、設計金額が800万円を超える場合を一般競争入札の対象としており、岐阜市の実態とはかけ離れている。なお、豊田市は、特定の業務については800万円以下の場合でも一般競争入札の対象としている。他の中核市をはじめとする地方自治体の実情も踏まえ、より多く業務委託に一般競争入札が導入されるよう、要綱を改正すべきである。	摘	業務委託における一般競争入札の拡大を検討するため、岐阜市建設工事等業者選定委員会に付議し、指名競争入札として実施している設計金額 1,500万円以上の委託業務のうち、「法令等に基づく資格」や「業務実績」 が必要な案件について、試行的に一般競争入札を実施している。	Δ	行政部	契約課	9	H16	であるが、委託 いといえる。一般 は否定できない 在の一般競争入	争入札等実施要綱によれば、3億円以上の契約は一般競争入札にでは3億円を超えるものはないため、実質的には委託では一般競 競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性力 が、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達 、札の要件(3億円以上)の金額を引き下げる等により、多額の委託 する必要があると考えられる(意見)。	争入札は行なわれていな がある。確かにこの危険性 権成という観点からは、現	H20	対象金額を設計金額3億円以上から1億円以上に下げた。中学校給食調理業務委託については、設計金額が1億円未満であったが公募型指名競争により実施した。また、設計金額に関わらず、建築設計業務委託、システム開発業務委託等について、金額のみではなく業者の技術提案、考え方、保守管理費用等も勘案して総合的に業者を選定するプロボーザル方式の導入を推進している。		
43	辞退をした業者及び入札金額の高かった業者から2社を入れ替えたとしても、結果として競争性が確保されていなければ、指名競争入札の趣旨が十分に発揮されているとはいえない。指名のあり方について、業務委託の指名競争入札を全体としてみて、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から適切であるといえるのかを検証し、その記録を作成することが望ましい。	t見 #	指名業者の入れ替えは、業務委託の指名競争入札全体としてみて、適切な運用であると考えており、指名在り方の検証を行い、その記録を作成した。 引き続き、競争性、公平性、透明性、経済性の観点から、より良い入札制度の構築を図っていく。	0	行政部	契約課	11	H16	なされていないの	落札している。当該委託契約については指名業者が従来と同じ9 のではないか。指名競争入札の手続上には問題はなく、形式上の の趣旨が十分に機能するよう検討、改善されたい(意見)。		H17	平成17年度から指名業者の一部入れ替えを行い、指名競争入札を行った。		

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

									<参考>	※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過去	の内容を記載する。
	指摘及び意見	種別	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年月	Ē	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
14	個々の入札における指名について、その判断過程を文書として記録することが望ましい。	意見	個々の指名競争入札について、指名の判断過程が分かる文書を作成、記録することとした。	0	行政部	契約課	12	Hl	設工事請負 長とする岐 合は、指名託 る.当該委者能 委託業者能 しかし、上 のみである	札における指名業者の選定は、行政管理部契約室により行なわれている。ただし、「岐阜市建業者選定委員会要綱」上、4,500万円以上の業務委託については、助役を委員長、委員を各部 息市建設工事請負業者選定委員会により審議する旨の規定がある。当該委員会にかからない場業者の選定は、契約室により下記を勘案した上で決定されている。 業務が、委託先の希望業種であるからか、b、業務経歴書 過去の実績)、c.技術者経歴書等、d. の機会均等、e.委託業者に対する電話等による最新情報の入手記の判断過程は支書と口記録をおていないため、今回の監査時においては口頭で確認した指名業者の選定は、入札金額・落札金額に大きく影響し、また恣意性の介入がないことを明らした、できる限り透明化しておく必要があると考える(意見)。	H20	本年度から業務委託の指名に際しては、資格要件、経営規模、従業員数等を内容とした、業務別の業者ランク表を基に指名を行う手順書を作成し、指名行為の透明化を図った。なお、50万円超の業務委託の入札結果については、業務名、落札者、落札金額を公表して透明化を図っている。
	契約課において、所管課における随意契約の理由の判断がまちまちになっ ていないかどうかを横並びで検証し、判断が統一できるようなツールを作 成することが望ましい。		随意契約ガパラインにより、随意契約を適用するにあたっての基準を示してり、契約課においても、契約課合議を受けた際に適用内容を確認している。 具体的には、業務委託の内容は多種多様であることから、一律に詳細な適用基準を示すことは困難であるため、契約課が確認時、適用内容について疑義があれば担当課から理由を求め、全行的に随意契約ガイドラインの適用が統一されるよう適正な運用を図っている。 今後、事業担当課から契約課合議を受けた際、参考となる随意契約ガイドラインの適用事例を収集し、事業担当課への指導に活かしていく。	0	行政部	契約課	13	H2	6 認をしてい。	の契約について、契約課は、随意契約の理由につき、各所管課作成の随意契約理由書にて確 5。しかしながら、随意契約ガイドラインの適用については、所管課において判断が区々となって そうならないように、判断基準を統一させることが望ましい(意見)。		平成27年7月に実施の契約事務研修の際に、随意契約ガイドラインの適用基準の周知を図った。今後も引き続き周知を図っていく。
	契約課において、適用条項(令167条の2)を厳格に解釈したうえで適用されているかどうか、安易に前例を踏襲することなく、競争性のある別の契約方法がとれないのかなど見直しがなされているかどうか、特定の者に隔られる具体的な理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適即条件等はが明確になっているかどうか、この業者しかできないという決定が対象が明記されているかどうかを確認し、確認したことが分かるような記録を作成することが望ましい。	意見	一者随意契約を適用するにあたって、その理由を明確にするため、担当課において一者随意契約理由書を作成し、適正な運用を図っている。また、契約課においても、契約会議を受けた際にその内容を確認しており、疑義があればその明確な随意契約理由を担当課から求めている。なお、随意契約の適用について、より適正な運用となるよう、入札契約制度説明会や契約事務研修において、庁内に対し更なる周知徹底を図った。	0	行政部	契約課	13	H2		において、契約は、入札が原則である。例外となる随意契約においては、その理由は明確でなない。随意契約というのであれば、その理由を、書類上で明確にすべきである(指摘)。		契約の性質上、競争入札に適さないケースについて、代表的なものは岐阜市随意契約ガイドラインで示しており、担当課で行う契約についても、これに準じて随意契約理由を明確にするように研修等で周知していく。 く。
	設計価格作成方針の明確化が必要という監査の結果に対して、研究会を立ち上げ検討するという内容では、回答になっていない。ある行動が必要という監査の結果に対しては、その行動をとったのかどうか、とったのであいまなの具体的な内容を、とらなかったのであればその理由を記載すべきである。	指摘	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	行政部	契約課	14	H1		かせでは設計価格の不明瞭の原因にもなり、市としての設計価格作成方針の明確化が必要と ば、どのような資料でどのように算定するかを明確にする必要がある(意見)。		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上 げ検討している。
18	設計価格の明確な作成方針を作成し、作成基礎資料について市全体で共有できる仕組みを構築することが望ましい。	意見	機算の方法については、「業務委託等積算基準」において、機算の標準 的な方法を定め、国等の積算基準や見積結果を参考に適切に算出するよ う、入札契約制度説明会や契約事務研修において、庁内に対し更なる周 知徹底を図った。	0	行政部	契約課	14	Н1	6 きる設計価 礎資料につ	で同じ委託先なのに違う単価が採用されているケースもあった。それは、市全体として共有化で 各のデータがなく、所管部署任せの結果と考えられる、設計価格の方針が明確にされ、作成基 いても市全体で共有できるオーソライズされているものがあったほうが、合理的であり、公平性も 考える(意見)。		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上 げ検討している。
19	積算内容について、主管課がチェックする体制、契約課がチェックする体制を明確にした事務マニュアル、記録ツールなどを作成することが望ましい。		横草内容については、業務担当課において予算編成の段階から検討を重ねている。契約課においても、横算方法については、「業務委託等横算基準」を定め周知を図っており、適切な手続きを踏んで積算を行っているかどうかを「契約依頼時における手続きチェクシート」により、契約合議の際に確認し、疑義がある場合は、質問等を行いチェックしている。また、業務の内容に応じ、より適切な積算を行うため、業務担当課、主管課による十分なチェックを徹底するよう、入札契約制度説明会や契約事務研修において、更なる周知徹底を図った。	0	行政部	契約課	16	Н1	つつも従来さい。 で納得できる。 所管部と、 所管部化、 に設計価格 に成する所	チェックの体制が極めて希薄すなわち所管部署任せになっていることが、問題があることを感じ の方法を踏襲しているひとつの原因と考えられる、業務委託は公金を使用して行うわけであるの きまで業務内容の調査を行い、必要な資料を収集した結果の設計価格を提示するのが本来の 積極的に変革改善する意欲を高めるには所管部署が作成した設計価格を十分に検証できる体 †なわらチェック機能を強化することが所管部署に刺激を与え活性化すると思われる。どのよう を算定したか、業務内容、単価について十分に質問等を行いチェックをすることが設計価格を 管部署に刺激を与えるであろう。チェック体制の強化は市役所内部の組織強化だけでなく、第 関たとえば業界精通者、学識経験者等市職員以外も構成員となる委員会等の設置が有効と考		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上 げ検討している。
0	監査の結果は、検査というものが市が述べる業務に係る給付が契約内容に適合しているか、確認する手続きであることを前提として、その際に、建価や人工の報告を受ければ、市が契約時に行った積算の妥当性の検証及び次年度の適切な積算に資する重要な情報を得ることができるという提案をしているものである。それをしないということであれば、その合理的な理由を述べるべきである。	指摘	検査の目的は、業務の履行が仕様書通りに行われたことを確認することであり、事業者の業務上のノウハウに関する秘密情報にあたる「単価」「人工」を、市の設計価格の比較・検証という理由で、業務履行の検査書類として事業者から報告を求めることは困難であると考える。したがって、次年度、参考見積書後取時に、複数者から見積書を徴取し、市の積算の妥当性を十分に検証することが適切と考え、入札契約制度説明会や契約事務研修において、更なる周知徹底を図った。	×	行政部	契約課	17	H1	6 検査調書に	計段階の数量、人工、単価等のそれぞれとの比較検討することは重要事項であり、この資料を 含めることが必要と考える。この資料は次年度以降の同様な業務について設計価額を作成する な資料になる(意見)。	H17	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上 げ検討している。
1	監査の結果は、随意契約の場合のことを指摘しているのに対し、措置状況 報告書は、低入札価格調査により調査していると競争入札の場合の回答を もしており、対応関係になっていない。監査の結果に対応する形で、措置状況を報告すべきである。	tio tob	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	行政部	契約課	17	H2	6 の規定を付	、内訳明細を付記させるべきである。具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨加するとか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付するな内訳が判るようにすることが考えられる(指摘)。	H30	適正な精算を行わない業者と契約した場合には契約内容に適合した履行が可能かどうか懸念され、本市では130万円以上の工事では工事費内訳書の提出を求めているほか、5,000万円以上の工事や500万円以上の委託業務では低入札価格調査制度により積算の詳細な内訳書を求めて適正履行が可能か調査しているところである。また、見積書への内訳明細をすべての契約で一律に求めることは業者の過大な負担になることも助他の多くの中核市でも実施されていない。今後は低入札価格調査等を継続して厳正に行うとともに、その他でも契約内容に適合した履行が懸念される場合などは、必要に応じて担当課で内訳明細を求めて内容を確認するように運用を見直すことで対応していく。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	ンて、過 <del>:</del>	去の内容を記載する。
	指摘及び意見	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
52	措置状況では、必要に応じて内訳明細を求めて確認するよう運用を見直すと述べているが、実際には行われていないし、必要ないという見解である。一者随意契約理由書では見積書の内訳は分からない。随意契約、とりわけ一者随意契約の場合、当該業者の見積書しか徴収していないのが実態である。より適正な価格であるかを十分に検討したうえで積算がなされたのかどうかを確認するためには、内訳明細が必要不可欠である。見積書には、内訳明細が必要不可欠である。見積書には、内訳明細を付記させるべきである。見積書に、実動規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するとか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付するなどして、見積内訳が判るようにすべきである。	積算の段階で、業務担当課において、事業者より内訳明細が付記された 見積書を徴取しており、より適正な価格であるかを十分検討した上で、一 者随意契約理由書にその内容を記入している。 その後、契約の段階では、業務担当課の設計金額を基に予定価格が設定 され、事業者より見積書を徴取した後、予定価格の範囲内で、最低の価格 で申し込みをした者と契約を締結しているため、改めて見積書に内訳明細 の付記を求めていない。 なお、前述の積算の段階で、参考に徴取した見積書(内訳書明細)の価格 が適正であるか十分に検討するよう、入札契約制度説明会や契約事務研 修において、更なる周知徹底を図った。	×	行政部	契約課	17	H26	見積書には、内訳明細を付記させるべきである。具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するとか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付するなどして、見積内訳が判るようにすることが考えられる(指摘)。	H30	適正な積算を行わない業者と契約した場合には契約内容に適合した履行が可能かどうか懸念され、本市では130万円以上の工事では工事費内訳書の提出を求めているほか、5,000万円以上の工事や500万円以上の委託業務では低入札価格調査制度により積算の詳細な内訳書を求めて適正履行が可能か調査しているところである。また、見積書への内訳明細をすべての契約で一律に求めることは業者の過去な負担になることもあり他の多くの中核市でも実施されていない。今後は低入札価格調査等を継続して厳正に行うとともに、その他でも契約内容に適合した履行が懸念される場合などは、必要に応じて担当課で内訳明細を求めて内容を確認するように運用を見直すことで対応していく。
53	市と受注者との間の契約における解除条項を適用するためには、受注者が 知りながら再委託業者と契約したことが立間の契約には、受注者が 知りながら再委託業者と契約したことが立間の契約に解除条項があるとい うだけでは、再委託業者に暴除人例では、事業者は書面により契約を締結す る際は暴力団排除条項を定めるよう努めなければならないとを締結す る際は暴力団排除条項を定めるよう努めなければならないとされてお契約、 市が受注者に対して、再会託業者と同じに沿ったいとうに 書きを締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったし、それを 躊躇する必要はない。加えて、誓約書を提出させることは、より暴約 院の抑止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないことの要託承認 か団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認 の条件とすべきである。	再委託業者による暴力団員等ではないことの誓約書の提出について、他 都市照会を実施し研究を進めている。	Δ	行政部	契約課	19	H26	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである(指摘)。	H27	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若し くは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の 再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を 徴取する必要はないと考える。
54	平成19年度の監査の結果のとおり、岐阜城郭の収支データを把握するだけでなく、その財務分析を行い、それに基づいて入場料の価格設定や費用の削減を図るべきである。	市が策定した「公の施設の使用料算定基準」に基づき、公の施設の入場 料の受益者負担適正化を図る。 今後は、指定管理者制度の導入などを検討し、効果的かつ効率的な施設 運営を目指す。	$\triangle$	ぎふ魅力 名づくり推 / 進部		26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、 毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収 入額には貢献しているものと考える。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等 の設定を行っていく。
55	措置状況では、パノラマ夜景(ナイトビュー)のことしか記載されていないが、岐阜城は夜景を見るためのものではないはずである。パノラマ夜景(ナイトビュー)は、副次的なイベントにすぎない。パノラマ夜景(ナイトビュー)の開催時以外にも、岐阜城の入場者に対するアンケートを実施すべきである。	来場者アンケートを6月16日から8月15日(予定)まで実施している。 今年度から年に2回(計4カ月間)実施する予定である。	0	ぎふ魅力 <b>を</b> づくり推 進部	観光コン ベンショ ン課	26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、 毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収 入額には貢献しているものと考える。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等 の設定を行っていく。
56	城郭入場料がコロナ禍前の水準に当然に戻る確証はなく、そもそも岐阜城というものの性質上、入場者を大きく増やすということは困難である。措置状況には、委託料・人件費の削減は利用者サービスの低下につながるため厳しいと考えると配載されていたが、具体的な根拠となる事実は見当たらなかった。措置状況報告に記載したとおり、継続的に全体的な経費削減に積極的に努めるべきである。	運営経費の約7割を占める委託費は、主に人件費である。受付や清掃などを最小限の人員による委託としており、これ以上の削減は困難である。また、市職員会計年度任用職員名引についても、365日営業している施設であることから、施設管理する上で削減は困難である。今後は、耐震化工事後のリニューアルオープンに向け、指定管理者制度の導入などを検討し、効果的かつ効率的な施設運営を目指す。	$\triangle$	ぎふ魅力 { づくり推 ; 進部 :		27	H19	城郭運営は概ね収支均衡の状態にあると推定できるが、平成9年の大改修における約3億円の資本的支出を考慮すると採算がとれていることにはならない。仮に50年で均等に回収するとした場合、毎年6百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのため、入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある(監査の結果)。	H27	平成19年度以降、岐阜域の入場者は総じて増加しており、平成25年度の入場者数は233,691人と、20年ぶりに23万人を超え、城郭入場料収入も増加している。また、平成26年度は、岐阜市内共通入場券事業に参画するなど、更なる入場者数の増加に向けた取り組みを行っている。現在の運営形態での委託料・人件費の削減は、利用者サービスの低下につながるため厳しいと考えるが、これまで、負担金や使用料の削減などに取り組んできており、今後も継続的に全体の経費削減に努める。
57	措置の内容からしても、監査の結果から6年後に措置済みというのは遅い。観光案内所の一者随意契約の妥当性については、本来は、毎年検証してしかるべきものであるから、その検証を行うべきという監査の結果に対しては、少なくとも1年以内に措置をとるべきである。	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	ぎふ魅力 ( づくり推 進部 :		33	H26	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、市が直営で運営する施設は1施設(2%)のみである。また、(公社)岐阜観光コンペンション協会と同様な営利を目的としない観光的係団体が運営主体となっている施設は46施設(87%)ある。また、当協会は、観光事業者3社からも出向を受けるなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンペンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンペンション協会しかないため、随意契約することは適切であると考える。
58	他都市の状況を知ることは良いが、それは参考情報に過ぎない。観光コンペンション協会の会員には様々な団体などが名を連ねているが、当該会員は、実際にどのような活動をしているのであろうか。一者随意契理由として、当該財団法人が実務を選行できないとしていながら、当該財団法人が受託業務を再委託していることについては、どのように考えるのであるうか。常とて、どのように検証し、どのような模拠で結論を導き出したのか、具体的かつ説得的な内容の記録を作成すべきである。	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会は、岐阜市及び周辺の産業、 技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンションの誘致、開催支援、国際会議観光都市岐阜の広報、宣伝等の事業を行うことにより、岐阜 市におけるコンペンション並でに観光の振興を図り、もって国際相互理解 の増進並びに地域経済の活性化及が文化の向上に資することを目的とし て設立された組織である。なお、会員は会費を支払っているが、協会に関 する活動はしていない。 観光客に公平かつ最新の情報を提供することを求めている観光案内所の 運営は、地方公共団体及び各種団体と観光情報の受入態勢を構築してい ると要がある。現状、対応できる事業者は、観光コンベンション協会のみで なお、観光コンベンション協会が再委託している主な業務は、観光案内所 における案内業務である。案内業務従事者には、英語を話せる者を配置 するなどの条件を付していることから、再委託について承認しているところ である。 今後は、観光コンベンション協会とDMO(観光地域づくり法人)の設立及び 運営体制について協議を行い、観光案内所の運営についても方針を決定 していく予定である。	$\triangle$	ぎふ魅力 4 / ジングリング 1 / グログログ 1 / グログログログ 1 / グログログログ 1 / グログログ 1 / グログログログ 1 / グログログログログ 1 / グログログログログログログログログログログログログログログログログログログ		33	H26	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似 業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、市が直営で運営する施設は1施設(2%)のみである。また、(公社)岐阜観光コンベンション協会と同様な営利を目的としない観光限係団体が運営主体となっている施設は46施設(87%)ある。また、当後会は、観光事業者3社からも田向を受けるなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンベンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンベンション協会しかないため、随意契約することは適切であると考える。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
	指摘及び意見	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容 年度 過去の措置状況		
9	措置の内容からしても、監査の結果から6年後に措置済みというのは遅い。委託料の積算は、本来は、毎年検証してしかるべきものであるから、その検証を行うべきという監査の結果に対しては、少なくとも1年以内に措置をとるべきである。	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	ぎふ魅力 観光コ づくり推 ベンシ 進部 ン課		H26	要託料の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、様々な角度から、検 証すべきである(指摘)。 機光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、運営経費が5,000千円 以下が6施設(11%)、10,000千円以下が11施設(21%)、15,000千円以下が10施設(19%)、20,000千円 以下が11施設(21%)、20,000千円以上が15 施設(28%)である。 本市の委託料は13,339千円であり過度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映さ せており、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であると考える。		
	他都市の状況を知ることは良いが、それは参考情報に過ぎない。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的 かつ説得的な内容の記録を作成すべきである。	同様の事例があった場合には、適切に対応する。 なお、当該案件については、観光エンペンション協会とDMO(観光地域づくり法人)の設立及び運営体制について協議を行い、観光案内所の運営 についても方針を決定していく予定である。	Δ	ぎふ魅力 づくり推 進部 ン課		H26	接近半の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、様々な角度から、検 証すべきである(指摘)。 報光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、運営経費が5,000千円 以下が6施設(11%)、10,000千円以下が11施設(21%)、15,000千円以下が10施設(19%)、20,000千円 以下が11施設(21%)、20,000千円以上が15 施設(28%)である。 本市の委託料は13,339千円であり過度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映させており、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であると考える。		
ı	平成23年度の負担金に関する監査の結果で指摘されていたことについての 措置状況について、平成26年度の監査の結果で指摘され、平成26年度の監 査の結果に対する措置状況について、今和2年度の監査の結果で指摘され ていた。ようやく、令和4年度の予算作成において、事務の変化が見られ た。3回も同様の指摘を受け、10年がかりの変化である。令和4年度の予 算作成時に行ったことは、平成23年度の監査の結果を受けた時点で実施で きたはずである。負担金の算定は、毎年行うものであるから、その算定方 法を是正すべきという監査の結果に対しては、少なくとも1年以内に措置 をとるべきである。	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	ぎふ魅力 観光コ づくり推 ベンシ 進部 ン課		H23	8 様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決 定すべきである(指摘)。 R3 令和4年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。		
	令和4年度の予算作成時の負担金の算定方法は、対象経費を選定し、各事業の経費ごとに負担割合を乗じている点において、評価できるものである。しかし、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由が明確でないこと、結果として負担金額合計が過去の金額とそれほど変わって、いないことから、単なる数字合わせをしているだけではないか、だとすれば無駄な作業をしているだけになってしまうのではないかとも捉えられかねない。説明責任、透明化の観点から、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由を明確にすることが望ましい。	現在、観光コンペンション協会とDMO(観光地域づくり法人)の設立に向けて協議中であることも踏まえ、事業や対象経費の整理を進めるとともに、引き続き、負担金額の決定プロセスの明確化に努める。	Δ	ぎふ魅力 観光コンづくり推 ベンシ 進部 ン課		H23	3 様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである(指摘)。 R3 令和4年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。		
3	るようにも受け止められた。ビジョンや方針だからといって広範囲・抽象	観光の定義については指摘の通り、政府観光政策審議会の中で「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」と定義づけられている。観光のとらえ方はニーズの多様化により常に変化しており、文化財やスポーツ等もとらえ方によっては観光の範疇に含まれることもあることから、観光に関する根幹となる考え方は国の答申で示された定義とし、広範囲で捉えることが妥当と考える。	×	ぎふ魅力 観光コ づづり推 進部 ン課		Н19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 5 先述したとおり、岐阜市は産業の町であるのと同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるが必えに、その施策、予算、構想、実能分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、総光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討している必要がある。		
Į	依然として、監査の結果にあるように、「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であった。また、その施策、構想などが総花的で選然としているようにも受け止められた。ビジョンや方針だからといって広範囲・抽象的な考えや方向性を記載してしまうと、結局、綺麗な言葉を掲げただけで終わってしまうのではないかと考える。より具体的かつポイントを絞った、市が考える「観光」の定義を明確にし、その定義に基づいて市が取り組む観光の範囲を明確にすることが望ましい。	観光の定義については指摘の通り、政府観光政策審議会の中で「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」と定義づけられている。観光のとらえ方はニーズの多様化により常に変化しており、文化財やスポーツ等もとらえ方はニーズの多様化により常に変化しており、文化財やスポーツ等もとらえ方によっては観光の範疇に含まれることもあることから、観光に関する根幹となる考え方は国の答申で示された定義とし、広範囲で捉えることが妥当と考える。	×	ぎふ魅力 ぎふ魅 づくり推 進部 進政策	隹 38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一様ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 先述したとおり、岐阜市は産業の町であるのと同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その順光)としての定義及び位置づけが不明瞭であるが必えに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがするで、選光してしまい、単に目的が不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがするで、変化してとない。世に目的が不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがするで、変化としてまい、単に目的が不明瞭であるが地入に、なので能性も否定できない。今後は、観光行政の力ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。		
	『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	観光ビジョンは2020年度から2029年度までの10か年計画とし、アクションブランは5年目に見直すこととしている。新型コロナウイルスの感染拡大に関する環境変化への対応は重点アクションブラン内で行い具体的な施策として反映させることを検討する。	Δ	ぎふ魅力 観光コ づづらり推 心 と 変 が と い 課		H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 第一般ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 第一般としての定義及び位置づけが不明瞭であるのと同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるが必えに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明瞭であるが必えに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明瞭であるが必えに、その施策、予算、構想、実態分析などがするで、選光では、戦争城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していて必要がある。		
i	『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	観光ビジョンは2020年度から2029年度までの10か年計画とし、アクションプランは5年目に見すこととしている。新型コロナウイルスの感染拡大に関する環境変化への対応は重点アクションプラン内で行い具体的な施策として反映させることを検討する。	Δ	ぎふ魅力 ぎふ魅: づくり推 づくり: 進部 進政策!	隹 38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 第ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 先述したとおり、岐阜市は産業の町であるのと同時に観光の町であるという漢然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明確であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明確であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明確であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明確であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明確であるがゆえに、そのを養に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、お客を超えた後光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光の子がよりないを組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。		

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								〈参考〉 ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	ンて、過:	去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果機	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
67	『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもちろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。	観光ビジョン策定にかかる基礎資料収集のため行ったワークショップ等のマーケティングは施策立案の基礎となるものであるため、定期的な調査実施を検討する。	Δ		! 観光コン ! ベンショ ン課		H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一様ではななポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 先述したとおり、岐阜市は産業の町であるのと同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漢然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否できない。今後は、観光行政の入り口としいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討してい、必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。 したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。 また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。 平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩きょちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。
68	『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われては 意見 ではいる でいました ではしまる人のこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。	観光ビジョン策定にかかる基礎資料収集のため行ったワークショップ等のマーケティングは施策立案の基礎となるものであるため、定期的な調査実施を検討する。	Δ		! ぎふ魅ナ ご づくり拍 進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一様ではなぶがシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。 先述したとおり、岐阜市は産業の町であるのと同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明版であるがみに、その施、予算、構想、実態分析などがすべて演然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。 したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。 また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。 平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。
69	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、車点アクションブランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように基配が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。	それぞれの事業ごとに目標を記載するなど、関連性を特たせられるよう、重点アクションブランの改定に合わせ、内容を検討していく。	Δ		I 観光コン ベンショ ン課		H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」~「第四次総合計画」 に至るまで濃然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の 予算を編成する時に鵜飼の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としてい る「鵜飼」の人員については短期計画「予算編成」上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目 様ではなく振れ5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、帰鮑」のみの対 標ではなく、「鵜飼」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必 要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
70	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションブランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように誤りを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。	それぞれの事業ごとに目標を記載するなど、関連性を特たせられるよう、重 点アクションブランの改定に合わせ、内容を検討していく。	Δ		ごぶ魅力 ごづくり 進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」〜「第四次総合計画」 に至るまで護然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず。各年度において次年度の 予算を編成する時に鵜飼の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鵜飼」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うととは、短期目標ではなく販お5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鵜飼」のみの指標ではなく、「鵜飼」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
71	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、 目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるの か、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表 することが望ましい。	目標を設定した事業ごとの達成状況を公開するなど、検討していく。	Δ	ぎふ魅力づくり推進部	観光コン ベンション課		H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」〜「第四次総合計画」 に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の 予算を編成する時に鵜飼の来を数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としてい る「鵜飼」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概れ5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鵜飼」のみの指標ではなく、「鵜飼」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
72	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、 目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるの か、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表 することが望ましい。	目標を設定した事業ごとの達成状況を公開するなど、検討していく。	Δ		ぎふ魅力 ざくり推進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」〜「第四次総合計画」 に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の 予算を編成する時に鵜飼の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としてい る「鵜飼」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく、飯利なの場合の場合の場合である。また、「鵜飼」のみの指標ではなく、「鵜飼」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
73	漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	観光事業の事業評価は入込客数や、事業に係る経済効果などの数値が あるが、いずれが各事業に共通する評価軸となりうるか検討を行い、分析 方法を検討していく。	Δ		観光コンミン課		H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調書は作成しているが形式 的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続ま たは撤退の意思決定に賃するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のこと に留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のため の基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。 具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども 指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけ ている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を 確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

									<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過:	去の内容を記載する。
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本籍	編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	指摘	観光事業の事業評価は入込客数や、事業に係る経済効果などの数値が あるが、いずれが各事業に共通する評価軸となりうるか検討を行い、分析 方法を検討していく。	Δ	ぎふ魅力 づくり推 進部		推	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調書は作成しているが形式 的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続ま たは撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のこと に留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のため の基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。 具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども 指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけ ている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を 確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施 ている観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等 を実施していく。
改正された交付要綱は、現状を追認するだけのものであり、令和2年度の 監査の結果における問題意識に応えたものではない。交付要綱上は抽象的 な補助対象事業にしつうの、内規によって具体的に特定するという方式は、 透明性の観点からも適切ではない。具体的に特定した事業を補助するので はいば、それが分かるような補助金の名称にした上で、交付要綱におい て、特定の事業を補助する具体的な目的を記載すべきである。補助対象経 費についても、当該事業に要する費用のうち、補助をする公益の必要性が 認められる経費に限定すべきである。		令和4年度に、ぎふ魅力づくり推進部で所管する補助事業を整理し、補助の目的と対象の明確化及び同一目的の補助事業の統合を行った。これに伴い、令和4年度をもって当課所管の補助事業は終了し、当該要綱及び内規を令和5年3月31日付け廃止した。	0	ぎふ魅力推			45	R2	補助対象事業は、交付要綱で、次のように書かれている。(1)観光客誘致に資する事業(2)地域の活性化に資する事業(3)市内の観光資源。自然等を広く宣伝できる事業(4)観光資源の保全育成に関する事業(5)その他市長が特に必要と認めた事業舗助対象経費としか定められていない。市は、食糧費以外の経費の全て(合計1,868,259 円)を補助対象経費としており、総会の会場費も補助対象経費としなである。地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされているが、総会が上記の補助対象等業に該当するのか不明である。地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている(第232 条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助を等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行かなければならないとされている(第3条)。テーマ別マニュアルでは、「補助事業等の内容』経費の配分計といて、その適正な執行を確保するために必要不可次なものであるとされ、特に『猛費の配分計は、構助金等のの使途明想として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要体を個別・具体的に定めることされている。参考例として挙げられている交付要綱では、値別具体的な費用が補助対象経費として定められている。まず、新力な事業では一部の事業を派付している。また、補助対象とでは、指の別具体のは、自然の事業を派付している。また、連続のの事業を派付している。大学、本学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学		岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正するとともに、要綱の取扱いに関する内規の制定により、補助対象経費を具体的に定めた。今後は改正した要綱及び新たに制定した内規に従い補助金額を算定する。
補助金の額の上限は、前年踏襲で固定的にするのではなく、毎年度、前年 度の目的達成の度合い(効果検証)、当該事業を補助する必要性の程度、 経費の妥当性などを検討したうえで、設定することが望ましい。	意見	令和4年度に、ぎふ魅力づくり推進部で所管する補助事業を整理し、補助の目的と対象の明確化及び同一目的の補助事業の統合を行った。これに伴い、令和4年度をもって当駅所管の補助事業は終了し、当該要綱及び内規を令和5年3月31日付け廃止した。	0	ぎぶ魅り かく部 進 着			45	R2	補助対象事業は、交付要綱で、次のように書かれている。(1)観光客勝数に資する事業(2)地域の活性化に資する事業(3)市内の観光資源。自然等を広く宣伝できる事業(4)観光資源の保全育成に関する事業(5)その他市長が特に必要と認めた事業補助対象経費は、上記事業の実施に要する経費としか定められていない。市は、食糧費以外の経費の全て(合計1,868,259 円)を補助対象経費としており、総会の会場費も補助対象経費に加えているが、総会が上記の補助対象終野を実施に致するのか不明である。地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている(第232 条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の教行は、補助をすることができるとされている(第232 条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の教育は、補助をすることができるとされている(第232 条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の教育は、補助をすることができるとされている(第232 条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の教育には、ボロルのでは、指助をするととかでは、「補助事業等の内容』「経費の配分」教行計画」は、いずれもあらゆる補助事業等について、プルでは、「補助事業等の内容」「経費の配分」教行計画」は、いずれもあらゆる組みは、補助金字の使金明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象と対を目が表別では、とされている。を、新のとは、指しなの要件を個別・具体的に定めるととされている。を、対している。なり要素が、対している。なり要素が、対している。なりである。を、対している。なりでは、指しなの職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。補助対象を置きなりである。を、分け要綱では、指している。なりでは、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	R3	岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正するとともに、要綱の取扱いに関する内規の制定により、補助対象経費を具体的に定めた。今後は改正した要綱及び新たに制定した内規に従い補助金額を算定する。
実行委員会負担金の在り方について、いずれも、実行委員会に働きかける、地元奉賛会と協議を進めている、検討を内部で進めるというにとどまっており、措置済みとはいえない。具体的な措置をとってから、措置済みとすべきである。	指摘	今後同様の事例があった場合は、具体的な措置をとってから措置済みとする。	0	ぎふ魅力 づくり推 進部			48	R2	実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、打上花火の縮小又は廃止等にお費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協養を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。他の地域の祭りとの比較、来場者数と実際の成果に鑑みれば、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」に基づく補助金に変更するか、負担金の形で続けるとしても公平を失しない適切な負担額に留めるべきである(指摘)。	R3	事業内容の見直しに向けた協議を地元奉賛会と進めている。また、市全体のイベントの在り方の検討を内 で進める。
鵜飼の魅力とは何なのかを掘り下げた上で、それをより多くの人に伝え、 集客につなげるための取り組みを進めることが望ましい。		ぎふ長良川の鵜飼の魅力は「鵜と鵜匠、船頭の呼吸が一体となって生まれる調和」であり、それらが生み出す非日常を十分に堪能するために、高級 観覧船・艘の運輸を開始し、より質の高い鵜向縄繁を提供するともに、鵜飼ホームページの内容の見直しや、鵜飼PRTシャンの販売、事務所横での焼き鮎販売などの話題作りにより、積極的な周知を行った。また、インバウンド客の増加を見据え、令和5年度には、椅子席の観覧船1艘の運航を開始した。	0	ぎふ魅力づらり推進部	鵜飼観船事務	<b>1</b> 覧	29	H19	岐阜市は現状のままでは鶫飼事業から生ずる歳出超過分を毎年一般財源から支払い続けることになる。歳 出超過を少しでも解消するためには、鶫飼の魅力を高め、かつアピールして集客数を増やす努力をこれま で以上に払うとともに、合理化による経費節減にさらに努める必要がある(監査の結果)。	H20	今後も質の高い鵜飼観覧を提供し、鵜飼の魅力を高め企画船の就航等ニーズに対応し集客の増加に努っている。鵜飼事業は、人件費比率が高いので労使交渉をふまえ、船の配船等効率的な運航と経費節減に努めている。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対	象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	Ο, Δ,	×σι	いずオ	いかを記入
監査実施	車年度	令和4年度	〇:措	置	済	措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部	監査人	竹中 雅史	△:検	討	中	検討中のもの
提 出 日(最	新提出日)	令和5年7月31日	×:未9	<b>実施決</b>	定済	措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

						<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過	果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容 年度	過去の措置状況	
まえ、アンケートの質問内容の改善、集計方法の改善、集計結果の分析を 行った上で、それに基づいて、魅力向上のための施策を実行すべきであ 指摘	集計事務の効率化を図るためLoGoフォームを活用、シーズンを通して乗 船客にアンケートを実施することで回収数の向上を図っている。また、満 足・不満足の理由を自由記述で求めるなど質問内容の見直しを行い、貴 重な意見を業務改善に繋げている。	0	ぎふ魅力 づくり推 進部	鵜飼観覧 船事務所	32	H19	観覧回数別にアンケート集計したり、市内・県内・県外の別にアンケートを集計するべきである。 設明の有無だけを質問しているが、実施することは当然であるから、質問するのであれば、わかりやすかった か、関き取りやすかったか、など程度の良し悪しに重点を置いて質問すべきである。 アンケート調査を行う目的は「満足した」「楽しかった」等の感想を得るためではなく、「どの様にしたら魅力ある る精飼にすることができ、乗船客を増加させることが出来るか」のヒントを得るためにある。目的を踏まえて、質問内容・分析方法を再点検するべきである(監査の結果)。	アンケート内容を再検討し、不満足の要因となった部門が判明しやすいよう設問を分割し、また、誘客にく2 ながる情報を入手するための項目を追加するなどの改良を実施した。今後ともアンケート内容の検討及びの情報解析を重ねることにより、魅力ある鵜飼の創出に努めていく。	
補助金交付団体について、現状のような厳格な対象者要件を課してしまうと、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募もしていない。「外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため」という補助金の目的からすれば、(1)のような公益法人に限定する必要はなく、また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切の要件は抽象的ない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直した上で、補助金交付団体を公募すべきである。	指摘事項について補助金要綱の改正などを検討している。	Δ	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	53	R2	交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語議座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである(指摘)。	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師資金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。	
	持続可能な中央卸売市場運営の実現には、市場の歳出に応じた適切な 受益者負担が必要である一方、市民に生鮮食料品を安定的に供給する役 割を果たすため、施設使用料の変動を抑制し、場内業者の安定的な経営 を図ることも大切である。 こうした中、市場の再整備事業を進める中で、施設使用料の見直しについ て、場内業者の意見を聴取しており、今後、再整備事業にあわせて、算定 式の見直しや使用料の改定基準等を検討していく。		経済部	中央卸売市場	211	H18	施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されるに とどまっている。施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きくは変動 しないと予想されるが、それ以上経過した場合にはコスト構造が変化すると考えるべきである。よって、施設 使用料の算定に一般管理費や売上高割使用料のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年 単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである(指摘)。	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。このよう経済状況下で、施設使用料を値上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響 与えかねません。一方、施設使用料を値下げすることは、売上高割使用料が減少傾向にある現状では、「場の収益を圧迫することになります。以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。	
市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した 使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。 指摘	現在、市場の再整備事業を進めており、施設が有する機能及び施設使用料の見直しを行っている。この中で、周辺地域の相場を鑑みた使用料設定の要否について検討していく。	Δ	経済部	中央卸売 市場	212	H18	事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし、平成16年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲前業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食料品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。市場開設者は、事務所や無事場のように民間の代替施設があるものについては、用辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである(指摘)。	1 左記と同様に対処します。	
他都市が規定していないことをもって、市の事務が適切になるものではない。他都市の事務が不適切であることもある。意見では、「条例」による明確化が望ましいとされていた。保証金の充当は、事業者の権利義務に関わる事項であるから、「内規」のような市の事務処理規程ではなく、事業をに効力を及ぼすものであり、かつ、事業者に入るとので定めなければならないところ、許可書や契約書にも、保証金の充当に関する記載はなかった。「条例」にて明確化することが望ましい。	該当例規については、現在の体系で運用することとするが、許可書発行時 に、申請者に対する充当時期の可視化として、条件を明示することとした。	0		中央卸売 市場	212	H28	明確性の見地からも、保証金の充当時期を、業務条例上明らかにすることが望ましい(敷金に関する岐阜市 営住宅管理条例第11条参照)(意見)。	他都市の中央卸売市場について調査したところ、条例上で保証金の充当時期を明確に規定しているとこ はほとんどなく、当市場と同様の書きぶりの条例がほとんどであった。運用方法としても、返還の要件を満 したときに滞納があれば充当する。という当市場と同じ対応をしている市場がほとんどであった。その調査 果を踏まえ、業務条例に充当時期は明記せず、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に保証金 の充当時期を追加し、運用方法を明確化した。	
督促について指摘されている事項は、明確な法令律違反事項であり、それに対する改善方法も明確なものであり、それをするための作業に3年間も 要する内容とは思われない。法令違反状態があるとの指摘事項に対しては、直ちに対応すべきである。	同様の事案があった場合には、適切に対応する。	0	経済部	中央卸売市場	213	H28	納期限後20日以内に、督促状により、督促をすべきである(指摘)。 R1	令和2年3月より、施設使用料等の未納の業者に対し、(納期限後20日以内に)督促状を送付することとした	
過年度分の収納率は、平成28年度の包括外部監査当時よりは改善されてい るものの、条例に従い、延滞金を請求すべきである。 指摘	令和5年度より、該当者からは、延滞金を徴収している。	0		中央卸売 市場	214	H18	未収金の中に一部の関連事業者による使用料の納付遅れが含まれているが、納付を促す制度は特に規定されておらず、監督処分の定めを業務条例で規定しているのみであることから、毎回黙認されることとなり、不公平感があり望ましてない。また、延滞が発生する都度、監督処分の適用を検討することは働めでなく、市場使用料の納付について一定期間の延滞が生じた場合には、ペナルティとして延滞金を徴収するルールを制度化することが望ましい(意見)。	督促手数料については、令和2年3月議会で条例改正を行い、令和3年度から全庁的に廃止することにた。また、延滞金については、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に延滞金の徴収規定を追し、4月より督促状を発した業者に対して延滞金を徴収していく。	
	令和3年9月に「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」を改正し、 滞納への保証金の充当及び保証金の追加預託の請求を規定した。滞納 者が追加預託しない場合は、営業停止または許可の取り消しを行うことと し、令和4年度に場内業者に対し通知し、令和5年度より運用を開始した。	0	経済部	中央卸売 市場	216	H28	業者の施設使用料の滞納金額が3ヶ月分を超えている場合で、かつ分納誓約を守らない場合には、監督処分(業務条例第72条)を検討することが望ましい。ただし、監督処分は、業務停止を含む厳しい処分であり、 慎重に行う必要がある。経営改善の可能性等の観点を入れ、いかなる場合にどのような処分を行うか具体的 な基準を設けることが望ましい(意見)。	今後、そのような滞納がある場合は、監督処分を検討していく。	
措置状況は、将来に向けて検討することを宣言しているにすぎない。当該 指摘に対してどのように対応したのかを回答すべきである。	同様の事案があった場合には、適切に対応する。	0	経済部	中央卸売 市場	217	H18	未収金残高に含まれる7,353千円は回収不能と考えられるが、現在のところ正常債権と同様に未収金勘定 にそのまま計上されている。貸倒引当金を計上する方法での債権評価は、現行制度上適用することができ ないが、会計上は債権額を適正に評価すべきであり、債権評価の制度を整えていく必要がある(指摘)。	三位一体の改革を確実に実現するため、国は団体間で比較可能な財政情報の開示について積極的に耳 組んでいます。その基本方針が、地方公共団体の連結貸借対照表の作成及び公表であり、その基準及て 適用等が出された時点で、それに準拠して対応します。	
条例の適用の有無にかかる事項は、条例施行規則で定めることが望まし い。	市場はその用途から利用者が限定され、かつ、関係する利用者からは規定の使用料を請求しているため、条例に例示する減免事由以外の特別な理由に該当する減免がほぼない現状である。そのため、個別の減免事由の追加の規定を設けず、現行どおりの運用とすることとした。	×	経済部	中央卸売市場	217	H28	使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき」(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準 を具体的に定めるべきである(指摘)。	平成29年度末に「特別な理由があると認めるとき」(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準を定さ た。	

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								〈参考〉 ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。			
	指摘及び意見	重別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
89	令和元年度の回答は、冷蔵庫棟の必要性があるため、当面の間免除するというものであるが、平成28年度の指摘は、冷蔵庫棟の必要性を否定するものではなく、また、免除の意思決定をすること自体を否定するものでもない。漫然と免除の状態が続くことへの懸念と、特例を認める根拠がないということに対する指摘である。毎年、免除の必要性を検討し、そのプロセスを記録しておくべきである。	旨摘	半期ごとに財務諸表を提出させ、その際に財務状況の確認を行い、使用 料の減免の継続可否を稟議することとした。	0	経済部	中央卸売市場	218	H28	業者(岐阜中央市場冷蔵株式会社)の経営状況を具体的に検証したうえ、真に必要な減免額を算出し、その検証を毎年行った上で、必要な場合に限り減免決定を行うべきである(指摘)。	R1	市場機能を維持するために必要不可欠な冷蔵庫棟を安定的に供給するため、冷蔵庫使用料の減免を継続していくこととした。
90	「交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体の活動を支援する」とあるが、交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体が、上記団体に限定されることが明底になっていない。地区交通安全協会としての活動もあるが、地域で活動しているのは、各支部である。当該団体がどのような団体であり、何を支援することによって、交通事故のない安全なまちづくりを推進することができるのかということを交付要綱上で明確にすべきである。この場合、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その各地区、それぞれの活動が異なるのであるから、区別して明確にすべきである。	旨摘	四季の交通安全運動期間を中心に実施される交通安全活動(街頭啓発や広報チラシの配布等)は、各地区交通安全協会が決定して、年間を通して進めている活動であり、各支部が単独で実施しているものではない。そのため、各地区の交通安全協会を制助対象としているが、岐阜市の活動はこの2支部に限られることから、当該支部を補助対象としているが、岐阜市の活動はこの2支部に限られることから、当該支部を補助対象としているものである。また、活動内容については各地区交通安全協会毎に特に差異はないため、区別することはしない。交通安全女性連絡協議会も各地区のとりまとめをすることにより補助対象としているが、地区交通安全協会と目的に違いがない。なお、交通安全女性連絡協議会は、令和5年度をもつて廃止される予定である。	×	市民生活部	地域安全推進課	84	R2	交付要綱において、交付目的を「交通安全の推進」とし、「交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体の運営を助成する」のが本補助金であるとし、補助対象団体として、岐阜中地区交通安全協会、岐阜市交通 南地区交通安全協会、岐阜北地区交通安全協会、岐阜市交通 安全女性連絡協議会の5団体にあらかじめ限定している。交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体によりに張られない。あらかじめ限定した。補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである(指摘)。		要綱を改正し、補助対象団体を限定した目的を記載した。
91	第3条第1号の「交通安全運動の推進に関する事業」は、目的を書いているのと同じことであり、補助対象事業として具体性がなく、適切ではない。補助対象事業は、具体的に配載すべきである。	旨摘	第3条第1号の「交通安全運動の推進に関する事業」とは、四季の交通安全運動のことである。 今後、補助対象事業の具体化について、令和6年度中に検討する。	Δ	市民生活部	地域安全推進課	85	R2	交付要綱において、各支部(各地区)の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである(指摘)。	R3	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。
92	補助対象経費は、補助対象事業ごとに、それに係る経費のうち、どの経費を補助することが必要かつ適切かという観点から定めるものであり、団体ごとに定めるというのは適切ではない。また、経費をほとんど全部かのように網羅的に定めるというのも適切ではない。この改正は、無意味なことをしているだけである。また、食糧費や保険料といったように補助金交付付団体が受益者である経費を補助対象経費とすることが果として適切といるのか、慎重に判断すべき問題である。補助対象事業ごとに、補助することが必要かつ適切な経費を抽出して、補助対象経費として定めるべきである。	旨摘	各団体の活動には差異の少ない啓発活動を活動の中心としているが、各地区交通安全協会並びに柳津地区2支部については、自主的な取り組みを期待しており、交通安全女性連絡協議会とは若干異なるため、活動の実態に即して団体ごとに補助対象経費を定めているものである。また、経費を網羅的に定めているものではなく、研修や調査等の経費についても支援対象としているもので、実態に即したものと判断するとともに、事業の内容が啓発活動となることから、必要な水分補給や事故があった場合の保険料の経費は適当なものであると考えている。なお、令和3年度をもって交通安全女性連絡協議会は廃止される予定であり、団体による補助対象経費の相違はなくなる予定である。	×		地域安全推進課	85	R2	交付要綱において、各支部(各地区)の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである(指摘)。	R3	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。
93	市が、地域ぐるみで交通安全活動に取り組む団体を支援するということで地域の自主性を重んじているのであれば、人口が少なくても積極的に活動するのであればそれを支援するとである。人口に応じてしか交通でき活動にのであれば、その範囲できなくなり、その地域の交通安全必然性もない。世帯数で算出するとが受けられているだけとの能りをはいえただ交通事故のない安全なまちづくりを推進するという市の意思が感じられて必然と世帯数のない安全なまちづくりを推進するという市の意思が感じられている自主的の積極的な地域ぐる外の交通安活動を支援したいということであれば、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その経費を補助して応援するという、補助金本来の交付のあり方にすべきである。	旨摘	各地区交通安全協会(柳津地区2支部含む)が、四季の交通安全運動期間を中心に実施される交通安全活動(街頭啓発や広報チラシの配布等)に参加する人数は、地域の人口規模に比例しており、世帯数で経費を算出することは妥当と考えている。 交通安全女性連絡協議会は、各地域の世帯数に応じ選出されている。 また、各支部が単独で活動はしていないため、各支部からの事業計画書 及び予算書の提出は必要がない。 なお、交通安全女性連絡協議会は、令和5年4月27日の総会において、令和5年度末をもつて廃止することが決定している。	×	市民生活部	地域安全推進課	86		補助金算定根拠の問題はありませんが、支部によっては補助金を超える繰越金のあるところもあります。補助額の算定にあたっては、事業内容及び決算内容を考慮する必要があると考えます。	H14	算定方法について、交通安全推進活動にかかる経費は、地区の人口規模に応じて変動するため、世帯数によって算出する現在は、一定の妥当性があると考えている。補助対象経費については、要綱にその詳細を規定するよう改正する予定である。
94	各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。	3.九	市税との徴収一元化により、令和5年度は、滞納繰越分の徴収事務を、令和6年度以降は、現年賦課分を含むすべての徴収事務を納税課において取り扱う。このことから、滞納処分についても、納税課で定めた市税の実施基準等に段階的に合わせていくこととし、事務手順等を整備していく。	Δ		国保·年 金課	197	H28	滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。 また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである(指摘)。	H31	滞納処分については、預金債権や生命保険債権の換価が容易なものから着手している。また、給与債権についても差押えを行っている。なお、第三債務者については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。 また、事例によっては、取立訴訟を行う予定である。
95	相続人に対する請求は、原則として実施しなければならないものであるが、事務の効率性・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきではあるので、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。	百1問	市税との徴収一元化により、令和5年度は、滞納繰越分の徴収事務を、令和6年度以降は、現年賦課分を含むすべての徴収事務を納税課において取り扱う。相続人に対する請求基準について、明文化に向け、納税課と協議する。	Δ		国保・年 金課	198	H28	単身世帯や滞納金額が大きい事業など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである(指摘)。	H31	滞納額が一定金額を超える事案について、戸籍調査等を行い、相続人に保険料を請求している。今年度、 100万円を超える事案について、相続人に保険料を請求した。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

					<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。				容を記載する。
指摘及び意見	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
人員不足とのことであるが、文書催告を繰り返したり、電話番号を調査したり、電話権告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが 行われる場合に交付要求を行っている。 来年度以降の滞納処分の拡充に向けて、納税課が実施する債権回収に ついての研修への参加や事務手続きの確認など、準備を進めている。	Δ	福祉部	介護保険課	199	H28	滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3 現状で する。	では、滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討
繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならないし、人員 不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部 監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討してい るというのは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び 配偶者に対する催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応 や満納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきで ある。	連帯納付義務者に対する請求について、催告書に世帯主及び配偶者の連帯納付義務を明示し、記載している。 連帯納付義務を明示し、記載している。 滞納処分については、納税譲からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。 今後も、まずは滞納者本人への納付指導の徹底に取り組み、本人以外への滞納処分ができるような効率的な実施方法について検討する。	Δ	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3 る。な	納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施す お、現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方 検討する。
連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらい は早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対 する滞納処分を実施すべきである。	被保険者の住所に遺族宛の催告書を送付するとともに、住所が確認できた相続人宛には、相続人住所に催告書を送付している。また、滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、相続財産の強制幾価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。今和6年度以降の滯納处分、差押等等の拡充に向けて、他都市や他部署を参考にしつ、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを進めており、令和6年度以降の実施に向けて準備を進めている。	Δ	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。		書に、相続人にも納付義務があることを記載するよう改めた。なお、現状では、相続人の調査や滞納 実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ 検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な 事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩 和措置などを実行すべきである。	滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが 行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。 令和6年度以降の滞納処分(差押等)等の拡充に向けて、他都市や他部 署を参考にしつつ、納税課が実施する債権回収についての研修への参加 や事務手続きの確認などを進めており、令和6年度中の実施に向けて準備 を進めている。	Δ	福祉部	介護保険課	202	H28	実態調査をしないまま、消滅時効にかけて不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処 理と指摘されても仕方がない。 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を 設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定 すべきである。		では滞納処分を実施できるような人員体制ではないものの、滞納処分を実施することになれば、他部 自治体における滞納処分実施の基準を参考に方針を決定する予定である。
生活保護の面接記録票について、措置状況報告書の記載では、未実施決定 のように読める。措置済みとするからには、具体的にとった措置を記載す べきである。	初回相談時に面接記録票を作成し、その後は面接記録票の記載項目も 必要に応じて追記し、また取扱経過を時系列で記載する様式を使用し面 接の都度時系列で追記する対応をとった。	0	福祉部	生活福祉 一課・二 課	133	H27	今後は、面接記録票の重要性を再認識し、記載項目は漏れなく全て記載するとともに、誰が見ても読みやすく記載することが望ましい(意見)。	H28 面接記	記録票をわかりやすく記載している。
監査の結果は、ケース格付基準のあてはめに拘らず、個々の状況に応じた 対応を検討することが望ましいというものであるのに対し、措置状況報告 書は、ケース格付け基準を見直すというものであり、対応関係になってい ない。監査の結果と対応関係にある措置状況報告書を作成すべきである。	生活保護法施行事務監査の実施について(平成12年10月25日 社援第2393号) 主眼事項6 着眼点1にあるように、個々の被保護世帯へのケース格付基準の設定にあたっては、基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性を勘案し、ケースの実態、訪問調査の目的に応じて適切なものとした。今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	福祉部	生活福祉一課・二課	133	H27	ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい(意見)。	H28 実情に	に合ったケース格付基準にするよう基準を見直します。
ケース格付け基準に形式的に当てはめるのが適切でない場合もある。ケース診断会議において、ケース格付け基準に形式的に当てはめてもよいかどうかを確認し、個々の状況に鑑みてケース格付け基準への形式的な当ては 意見 めとは異なる結論をとった場合は、その検討経過と理由を記録として残し ておくことが望ましい。	ケース格付基準の設定にあたっては、基準を形式的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者。多様なニーズを抱える高齢者等にケースの実態、訪問調査の目的に応じて適切に対応して、異なる結論となった場合は、検討経過と理由を記録に残すこととした。	0	福祉部	生活福祉 一課・二 課	133	H27	ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい(意見)。	H28 実情に	に合ったケース格付基準にするよう基準を見直します。
実施率は、若干であるが下がっていた。早期の自立を促す観点からも、不 正受給の早期発見の観点からも、現業員による訪問調査は特に重要な業務 である。原則としては、計画に従って必ず訪問調査を実施すべきである。	新型コロナウイルス感染防止により、電話により生活状況を把握していた が、今和5年4月1日からは通常通のの訪問調査となった。計画的な訪問調 査状況を査察指導員が確認し、指導するとともに各現業員においては計 画的な訪問調査を実施している。	0	福祉部	生活福祉 一課・二 課	134	H27	現業員は、ケース格付に従って策定された年度訪問計画に従い、訪問調査を行うべきである(指摘)。	H28 現業員	員は訪問計画に従い訪問し、査察指導員はその状況を随時確認、指導する。
訪問調査において確実に面談できるようにすべきという監査の結果に対して、電話連絡等も含め対応していくというのでは、措置済みとはいえない。組織として、速やかに面談できるよう、面談できずに終わってしまうことのないよう、訪問調査の実施要領を作成すべきである。	令和5年12月までに実施要領の素案を作成し、令和6年度からの施行に向けてブラッシュアップを行う。 また、課内研修を通じ現業員に確実に面談することの重要性を意識づけた。そのほか、被保護者の個々の状況に応じ、適宜訪問調査を実施した。	Δ	福祉部	生活福祉ー課・二課		H27	訪問調査時に被保護者が不在の場合は、不在連絡票を置くだけでは足りない。現業員から電話連絡をし、 次回の面談予定日を決めておくなどすることで、訪問調査において、確実に面談できるようにすべきである (指摘)。	H28 面接左	ができない場合は、電話連絡等も含め対応していく。
措置状況報告書は、何も対応していないのと同じである。通帳の管理者を 記載するような報告書の書式に改めた上で、通帳の写しを添付してもらう お摘	年末に行う資産調査時において、資産申告書と合わせ、通帳の写しを施 設側に提出してもらうよう依頼していく。	Δ	福祉部	生活福祉一課・二課		H27	施設に入所しており、施設が通帳等を管理しているケースについては、施設から、訪問調査時を含めて、定 期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。また、親族が通帳等を管理している場合に も、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。(意見)。	H28 訪問請	調査では、必要な調査を行い、確認した内容をケース記録に記載する。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								〈参考〉 ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、	過去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	F度 過去の措置状況
106	措置状況報告書は、単なる意思表明であり、措置済みではないし、何らかの検討もされていない。指導はしても、実施状況を確認しなければ意味がない。組織として、事務が適切に行われるような方策をとることが措置である。ケース記録を原則として訪問当日に記載すること、例外を許容するのであれば、どのような場合に許容されるのかを具体的に特定すること、査察指導員がこれを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。	包括外部監査の指摘を受け、「岐阜市生活保護の手引き」(※岐阜県生活保護事務の手引きを参考)を平成28年月に該当部分を含めて組織で検討し修正を行っている。時間外勤務の発生要因となる(時間外に終了する長時間の訪問調査、市外施設への宿泊を伴う訪問調査、一日に数件の訪問調査を行うことにより整理後の入力となる、帰庁後に急に対応を要する事業が起こること、さらには時間内の帰庁であったとしても電子化(令和4年に全面的に行うようになったためその当時は各現薬資がエクセルで作成保存していた)のためンステン経験時間内のみ入力が可能であるため、(原則として当日中)に続けて、執務時間内に入力ができない場合は、数日中に入力する旨を令和5年度中に追加する予定。査携導員がエルを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。に対しては、「蚕料指導員業務の手引き」(令和3年1月改定)にて作成済である。同手引きにて、計問調査の進行管理等、ケース審査及び助言指導、等詳細に指導内容「ケース審査及び助言、指導(1)~ケース部録の記載・回付は速やかに、誰が読んでもわかるような記録になるよう指導する。~」と記載されている。	Δ ;	福祉部	生活福祉一課・二課	136	H27	ケース記録は、原則として、訪問調査等があった当日に記載すべきである。処遇判定票や援助方針と記載 の齟齬が生じるのは、ケース記録、処遇判定票、援助方針について、決定した後に、すぐに、記載しないた めである。記載が遅れれば、記憶も薄れ、正確性を欠記載となる可能性が高い。また、適時に、査察指導 員に、ケース記録を回覧することができず、査察指導員との間で、情報の共有を図ることができなくなる。さら に、記憶等が新鮮なうちに記録をすることが結果的には、ケース記録の記載等事務処理の速度を上げること になる(指摘)。	128 速やかに、ケース記録を記載する。
	措置状況報告書は、単なる意思表明であり、措置済みではない。しかも、その表明したことを実行もしていない。措置をとるのであれば、措置をとってから具体的な措置内容を記載した上で、措置済みとすべきであり、 指置をとらないというのであれば、その合理的な理由を具体的に記載すべきである。	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。ご指摘のとおり、 チェックリスト方式を導入しようとしていたものの、改めて次の理由から見直 すこととした。被保護者の個別ケースごとに引継ぎを行うにあたり、チェック リスト方式を採用することは、チェック項目が多岐にわたり、かつ、ケースに よって着眼点が異なるため、チェックリスト方式、り記述式の方がわかりや すく、かつ、円滑に引継ぎができることにより、記述式を採用することとし た。	×	福祉部	生活福祉 一課・二 課	137	H27	個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の 漏れをなくす工夫をすることが望ましい(意見)。	引継事項、注意事項の漏れをなくしていくため、「引継書」にチェックリスト方式を取り入れていく。
108	「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」(平成25年通知)の「対象者」(就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者)に該当するか否かを判断すること、該当すると判断できる者には自立活動確認書の作成を求めることを配した事務要領を作成すべきである。	令和5年12月までに実施要領の素案を作成し、令和6年度からの施行に向けてブラッシュアップを行う。	Δ	福祉部	生活福祉 一課・二 課	138	H27	平成25年通知の適用においては、被保護者による自立活動確認書の作成は出発点である。組織として自立活動確認書の作成を一切求めないということになると、岐阜市において平成25年通知に基づく事務執行はなされないことがその帰結となろ。本来、自立活動確認書は、被保護者の就労自立に向けた主体的な取組のために作成が有用であると考えられているもののはずである。被保護者に自立活動確認書の作成を強制することはできないのは当然ではあるが、少なくと、現状のように一律作成しないという扱いには疑問がある。自立活動確認書の作成を一切求めていないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるか早急に検討すべきである(指摘)。	受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。
109	相続人からの債権の回収状況、法的措置を行うか否かの判断などのため、 債務のある被保護者が死亡している件数、相続人に催告書等を送付した件 数、相続人から回収した件数及び金額を記録に残しておくことが望まし い。	各々の債権に対して「債権回収ファイル」を作成した。同ファイルには、債務のある被保護者が死亡しているか、誰が相続人か、誰に催告書等を送付したかを記載しており、随時記録を更新している。	0	福祉部	生活福祉 一課・二 課	139	H27	分割返済の途中で被保護者が死亡した場合、相続人を調査し、相続人からの債権の回収を行うべきである。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるべきである(指摘)。	被保護者が死亡した場合には、相続人からの回収の可否を確認していく。相続人から相続放棄をしたとの 主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるようにする。
	回収業の外部委託を検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検 計していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残して おくべきである。	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。最近では、令和5年5月に生活保護費の返還金の債権回収について外部委託を実施する他市に照会したところ、過年度分を委託しているとの回答があった。同時に、未収金回収の外部委託を実施する庁内他課では、前年度からプロボーザル方式で選考委員会を発足させて選定しているとの情報を得た。令和6年度中に、以上の二点やシステム改修の必要性も含めて引き続き課題の検討を行う。	Δ	福祉部	生活福祉 一課・二 課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ま しい(意見)。 日	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。
	回収率が平成27年度の包括外部監査当時と変わっていない状況からすれば、回収業務の外部委託も含め、回収業務とりわけ過年度分の回収業務に 意見ついて、体制、事務要領など回収のあり方を見直すことが望ましい。	平成30年度からは廃止したケースの債権管理担当を配置し、転居先調査や、相続人調査、また相続人や裁判所に相続放棄申述の有無の照会を行うことした。さらに受給中のケースで生活保護法第63条の返還金について、一部を除いて生活保護費から徴収している。生活保護の性質上、債務者は生活に困窮しており、債権の回収は容易ではないものの、回収率を上げるため、外部委託やシステム改修の必要性も含めて、令和6年度中に引き続き課題の検討を行う。	Δ	福祉部	生活福祉一課・二課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ま しい(意見)。	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。
	意思表明だけで措置済にすべきではない。しかも、意思表明したことも実施されていなかった。不正受給の件数は減少しておらず、不正受給者からの費用回収も困難な実情からすれば、不正受給の防止に尽力することは極 指摘めて重要である。不正受給の件数が減少すること、早期発見により不正受給の金額が減少することを目的とした具体的な対策を実行すべきである。	改めて、不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事案の問題点の検証等も踏まえ、今後、随時改訂等を行い、有用なものとしていく、また、生活保護法第61条を被保護者にことあるごとに周知し、収入申告書の未提出に対して被保護者に不利益処分が生じることを認識させ、提出の必要性を制度・マニュアルを具体的に示すなどして、不正受給の件数を減少させる。	Δ	福祉部	生活福祉 一課・二 課	141	H27	不正受給対策の担当職員以外の職員も、面談や調査の際に、不正受給対策をとる必要がある。上記のとおり、不正受給者からの費用徴収の回収が困難な実情からしても、事前に不正受給を防ぐことは極めて重要である。査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事案の問題点の検証などもしながら、マニュアルを実践するためのソールの作成など、具体的な対策を実行すべきである(指摘)。	不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事案の問題点の検証等も踏まえ、随時改訂等を 行い、有用なものとしていく。
113	措置状況には、告発等を行う基準を設けているとあるが、監査の結果も、かかる基準が不正受給防止マニュアルに記載されていることを前提としているのであるから、指摘に対する回答になっていない。実意味でも、適切に罰則の適用を求めていくことは重要である。罰則という意味でも、適切に別の適用を求めていくことは重要である。就、告発等を行う基準を設けることは良いとしても、厳しすぎる基準を設けることにより、告発を行わなくてもよいようにすることのないよう、留意されたい。	罰則の適用を求めていくための手続きを定めた要綱制定に向け今後問題 点の検証等も踏まえ、令和6年度中に制定に向けた課題の検討を行う。	Δ	福祉部	生活福祉一課・二課	142	H27	詐欺罪や法85条に基づく罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである(指摘)。 H	「不正受給防止マニュアル」には告発等を行う基準を設けており、不正受給に対しては告発も含め厳正に対処する。
114	措置を講じていくという意思表明だけでは措置済みではないし、しかも、表明したことも実行されていなかった。時効中断の措置をとるべきであるという監査の結果に対しては、時効中断の措置をとってから措置済みとすべきである。	債務一覧表を随時更新し、借受人や連帯保証人に対し債務承認を求めるなど消滅時効更新の手続きを進めている。	0	福祉部	生活福祉一課	207	H28	全債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできる一覧表を随時更新するとともに、消滅時効中断の ための措置をとるべきである(指摘)。	平成28年12月から平成29年1月にかけて債務一覧表を作成するとともに、借受人又は連帯保証人の住所等 把握し随時更新するように改善した。今後適切な措置を講じていく。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								〈参考〉 ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。			
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	優去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
15	保証人の相続人、主債務者の相続人の相続人に請求をした上で、それらの 者が岐阜市債権管理条例第6条各号のいずれかに該当する場合に債権放棄 をすべきである。	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人等に対し債務の承継の 手続きを進めた。	0	福祉部	生活福祉一課	208	H28	8 債務者や連帯保証人の「死亡」という事情のみをもって、債権放棄を正当化するための理由としているのは 不適切である。相続人からの回収を検討した上で、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施した。対象者に通知し回収を協議したうで、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	
ĉ	本籍地不明のために相続人不明とならないよう、貸付時に本籍地を確認し ておくべきである。 指摘	新規貸付時に本籍地の確認を行うこととした。	0	福祉部	生活福祉一課	208	H28	8 債務者や連帯保証人の「死亡」という事情のみをもって、債権放棄を正当化するための理由としているのは 不適切である。相続人からの回収を検討した上で、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施した。対象者に通知し回収を協議したで、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	
7	ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金 貸付金の業務に手が回っていなかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援 金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行 されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。	コロナ支援金業務は終了し、現在は福祉資金貸付金には、担当職員を配属した。今後、同様の事例があった場合には適切に対応する。	0	福祉部	福祉政策課	209	H28	7万不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	適切な手続きを経てやむを得ない者については、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係 と調整中である。	
.8	ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金 貸付金の業務に手が回っていなかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援 金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行 されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。	コロナ支援金業務は終了し、現在は福祉資金貸付金には、担当職員を配属した。今後、同様の事例があった場合には適切に対応する。	0	福祉部	生活福祉一課・二課	209	H28	7万不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	適切な手続きを経てやむを得ない者については、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係 と調整中である。	
9	事務経費の具体的な内訳が記載された指定管理業務収支決算書の提出を受 けるべきである。 指摘	事務経費の具体的な内訳について、今年度の下半期(令和6年3月実施) の指定管理者のモニタリング調査から書類の確認を行うよう検討している。	Δ	福祉部	高齢福祉課	20	H26	6 高齢福祉課においても、事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導すべきである(指摘)。	H27	指定管理者に対して事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導しており、指定管理者においても、事務経費と利益を明確に区別している。	
20	平成23年度の監査の結果から、対象年齢が引き上げられたのは平成31年度からであり、時間がかかり過ぎである。アンケートを実施したのも、平成27年度末になってからであり、その結果が出てからも、決定までに3年以上かかっている。監査の結果に対しては、速やかに対応すべきである。アンケートを実施したのであれば、その結果から1年以内に決定すべきである。	主催者の自治会連合会との協議などに多くの時間を費やし、想定よりも時間がかかった結果である。今後は、できる限り早期に決定し、対応する。	0	福祉部	高齢福祉課	73	H23	交付対象である高齢者の定義を再考するとともに、多数の交付対象者及び補助金交付額が発生することに より、岐阜市に必要以上の負担が発生することのないように、見直しを行うことが望まれる(意見)。	H30	政策総点検にて議論を行い、平成31年度から、対象年齢を現行の「76歳以上」から「80歳以上」に引き上ることとした。これにより、平成31年度当初予算における対象者数は40,701人となり、平成30年度予算の59,152人と比較して、31.2%の減となった。	
21	毎年度、交付対象者の見直しを行い、その検討過程を記録に残しておくこ とが望ましい。	令和5年度から検討過程を適宜記録に残している。	0	福祉部	高齢福祉課	73	H23	変付対象である高齢者の定義を再考するとともに、多数の交付対象者及び補助金交付額が発生することにより、岐阜市に必要以上の負担が発生することのないように、見直しを行うことが望まれる(意見)。	H30	政策総点検にて議論を行い、平成31年度から、対象年齢を現行の「76歳以上」から「80歳以上」に引き上ることとした。これにより、平成31年度当初予算における対象者数は40,701人となり、平成30年度予算の59,152人と比較して、31.2%の減となった。	
22	補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の中核市が定めていないから定めないことが適切になるものではない。また、市の資料によると、飲食費を補助しているかどうかを確認しているようであるが、他の中核市が飲食費を補助しているから補助することが適切であるというものではない。補助金を維持するのであれば、早急に補助対象経費をあるべきである。飲食費を補助対象経費にするのであれば、補助金の交付目的に照らした補助の必要性(自治会連合会が高齢者の長寿を祝福することと食事会を開催することについて)を脱得力のある記載で決裁資料などに明記すべきである。	地区毎に行われる敬老会の状況や敬老事業の意義に沿った補助対象経 費に向けて検証し、必要に応じて決裁資料の記載についても令和6年度 中に検討する。	Δ	福祉部	高齢福祉課	74	R2	交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、 補助対象経費から除くべきである(指摘)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会のり方について研究していく予定である。	
3	補助金を維持するのであれば、自治会の対象者の数で一律に算定するので はなく、補助対象経費から算定すべきである。 指摘	補助対象経費から算定することについて、主催者の自治会連合会との協議を含め、他課と調整し、令和6年度中に現状の見直しを検討する。	Δ	福祉部	高齢福祉課	75	R2	補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一 律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書 に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである(指摘)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会のり方について研究していく予定である。	
24	市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金尺は交付金、委託料容と)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするようにである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。	一括交付金については、自治会連合会を所管する市民活動交流センター と協議しながら、今後研究していく。	Δ	福祉部	高齢福祉課	75	R2	高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい(意見)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の り方について研究していく予定である。	

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

					<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	度 過去の指摘・意見の内容 年度 過去の措置状況
本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の1 /3を国が補助しているものである。国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」第4条の表によると、補助金の対象経費は「老人クラブ事業に対している。本補助金の交付要綱では、「各単料、使用料及び賃借料」となっている。本補助金の交付要綱では、「各単位を人クラブが連ずる本性活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流を全性活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流を全性活動、報費、賃金、旅費、需用費、偏品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料が補助対象経費となる。したがって、会議費、地区を連負担金は、補助対象経費にすべきではない。収支決算書の書式を改めるべきである。	事業報告書及び収支決算書の書式について、令和6年度中に検討してい く。	Δ	福祉部	高齢福祉課	88	R2	補助金の交付の対象となる経費は、以下のように定められている(要綱第4条)。各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友 愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等者修にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として、海当と認めれる経費を係る。 一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの合資の収支決算書及び各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」となっている。地区老連負担金に担当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上きせるべきである(指摘)。
意味のない書類を作成・提出させているだけである。何のためにどのよう な費用を支出したのかを確認できるだけの事業報告書及び収支決算書の提 指摘 出を受けるべきである。	事業報告書及び収支決算書の書式について、令和6年度中に検討してい く。	Δ	福祉部	高齢福祉課	91	R2	R3 老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである(指摘)。 R3 老人クラブ事務局より、各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けた。
	債権の額が一定以上である場合、時効中断の手続を開始するように、事務 マニュアルを改正した。	0	福祉部	高齢福祉課	206	H28	28 相続放棄の確認及び相続調査を適切に実施し、相続放棄がなされていないのであれば、相続人に対して 請求すべきである(指摘)。    世紀   「中国   「中国
したりするよりは、迷やかに流射処プをしたほうかが中的は場合もある。不 精納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不 足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20%前後である現状を 看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過している にもかかわらず、未だ実施方法と検討しているというのは問題である。少	他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を 行うようになったが、不動産の差押えなど滞納処分ができる体制は整って いない。 効率的な実施方法を検討するとともに、財産の調査を行う準備をするなど できることから取り組みを進めていく。悪質な滞納者については、令和6年 度に財産の調査を行い、令和7年度には滞納処分を実施できるよう取り組 む予定である。	Δ	福祉部	福祉医療課	203	H28	28 不動産を持っている事業など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。最初から、全件、滞納 処分を控える方針を採るべきではない。(指摘)。  R3 債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では不動産の滞納処分を控える方針を採るべきではない。(指摘)。
<b>藤越ガの収納中ボ心が削度でのる現状を有週してはみらないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶指済で対する催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきであれ</b>	連帯債務者に対する支払義務について、保険料決定通知書に同封する お知らせや年4回送付する催告書に、連帯納付義務者にも納付義務があ ることを記載するように変更し、7月には令和5年度保険料決定通知書に同 封し発送した。 今後もまずは滞納者本人への納付指導の徹底に取り組み、悪質な滞納 者については、令和6年度に財産の調査を行い、令和7年度には滞納処分 を実施できるよう取り組む予定である。また、連帯納付義務者への催告な ど、本人以外への実施方法について検討する。	Δ	福祉部	福祉医療課	205	H28	28 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである (指摘)。 「債権管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指 実施する。また、本人以外へ滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的施方法を検討する。
連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらい は早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対 指摘 する滞納処分を実施すべきである。	相続人に対する支払義務について、保険料決定通知書に同封するお知ら せや年4回送付する催告書に、相続人にも納付義務があることを記載する ように変更した。また、おくやみコーナーへ送付先変項届出の案内を依頼 し、相続人に保険料精算時の書類が確実に届くように対応している。 令和5年度中には相続人調査が開始できるよう準備を進めていく。	Δ	福祉部	福祉医療課	205	H28	28 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである(指摘)。  全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。直近の相続人の請求に関しては通知をしてお話の問合せがあれば、義務があることを説明している。相続人調査に関しては、必要な体制を確保する人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。
†成た0+1支の色拍が印面量があらず+も転廻しいる。1もがいわらり、木だな 検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な 事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩 打機器がよる事件である。	滞納金額の大きい、または、滞納期間が長期にわたる案件を中心に文書 催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行っている。 短期証対象者の窓口交付時の納付相談を11月から実施予定であり、臨戸 訪問と合わせて納付誓約書の徴収、分納指導の機会を増やすなど対応を 進める。	Δ	福祉部	福祉医療課	206	H28	実態調査をしないまま、また、滞納処分を全く検討することなく、消滅時効にかけて、不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大さい事業など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収級和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。
措置状況の記載は、何もしないことを述べているだけである。そうであれば、その合理的な理由を記載すべきである。所属長の超過勤務時間につい 指摘 で上長が承認する運用をすべきである。	動怠管理システムにて、所属長の超過勤務時間について上長が承認する 運用を開始した。	0	市民病院	市民病院政策課	180	H14	所属長が管理職ではない場合があるため、所属長の時間外勤務時間についての承認が自分自身によって イプわれている。事務決裁規則上は問題ないが、経営管理上、所属長の超過勤務時間について上長が承認 する体制がないのは問題である。
しるべきとめる。 アイイ 年後になってようでく 子順舎 かためられ、 廃業物 申請書の提出がなされるようになったことは良いが、 監査の結果にあるよ 指摘	除却漏れの対応については、廃棄申請書により廃棄の有無を把握した上で除却時に確認を行っている。 で除却時に確認を行っている。 除類処理については、廃棄の都度行うことについて事務処理上支障があるかどうか等を令和5年度中に検討し、判断する。	Δ	市民病院	完 市民病院 財務課	181	H14	岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第61条で固定資産を売却撤去又は廃棄をしようとする場合は必要事項を記載した文書により行わなければならない規定されている。しかし、除却は新規購入とペアで行われることが多いため、現物の引渡は新規購入者による引取りが通常となっている。除却の都度、除却申請が行われず、年度末に書類による一括除却処理が行われているため、除却漏れ等が発生している。制を15年度中に作りたいと考えております。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	<ul><li>※:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも</li></ul>

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

						<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。				
	指摘及び意見	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
34	措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講 じるべきである。固定資産の管理者についての定めが設けられたのはよい が、「各課長等」というのが誰を指すのかが不明確である。固定資産の現 物レベルでの保管管理者を明確に定めるべきである。	「医療機器等の調達及び廃棄手順書」別表1により、各部署に備品管理責任者を定めている。	0	市民病院	市民病院財務課	181	H14	固定資産の現物レベルでの保管管理者が定められていない。管理規定上の不偏にかかる問題でもあるが、 現物が無くなった場合の責任の所在が明確となっていないので、保管責任者を定める必要がある。	H15	15年度中に定めたいと考えております。
5	現物照合の措置状況は、検討中で終わってはならない。 指摘	現物照合については、令和3年度、令和4年度において実施している。 現物照合は適正な備品管理のため必要な措置であると考えられることか ら、今年度以降も実施する予定である。	0	市民病院	市民病院財務課	182	H14	少なくも年1回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	H15	現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、15年度中に結論を出したいと考えておます。
6	現物照合の手順を定めること、また、台帳から現物を確認するだけでなく、現物から台帳を確認するという観点での現物照合も行うことが望ましい。	現物照合の手順については、今年度の現物照合を実施するに当たり、令和5年度中に検討し、手順を定める。	Δ	市民病院	市民病院財務課	182	H14	少なくも年1回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	H15	現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、15年度中に結論を出したいと考えておます。
7	岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報 提供するため、一般会計及びその他特別会計からの繰入額について、各診 療料の収支状況を踏まえたより詳細な情報を開示すべきである。	一般会計からの繰入額の算出には、各診療科の収支状況を直接用いていないため、各診療科の収支状況と繰入額の関係性を示すのは困難であるが、繰入額の算出内訳を、岐阜市民病院のホームページで開示することについて、令和5年度中に検討する。	Δ	市民病院	市民病院財務課	183	H24	適切な判断資料とするため、診療科ごとの収支を明確に区分すべきである(指摘)。 診療科ごとの原価計算制度を早急に確立することで、各診療科の収支状況を適切に把握できる体制を構築するとともに、一般会計及びその他特別会計からの繰入額につき、より詳細な開示を行うことにより、岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供する必要がある(指摘)。	H27	診療科ごとの収支について、経営企画課において各診療科の収益から医師、看護師、医療技術員等の人 件費を差し引いた診療科別収支について算出した。今後も引き続き、この診療科別収支の精度を高めてい く。
8	条例の一部改正について、削除すべきであったにもかかわらず、削除するまでに8年を要したのは適切ではない。監査の結果に対して、速やかに対応すべきものは、1年以内に対応すべきである。	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	市民病院	市民病院政策課	183	H24	岐阜市民病院事業の設置等に関する条例の附則第3項に公営企業法の一部規定を適用していない旨が 定められているが、実際には同規定を適用しているため、同条例を更新する必要がある(指摘)。	R2	附則第3項の規定を削除した。
9	保証契約が法的に有効となるためには、連帯保証人との間で書面による契約を交わさなければならない。筆跡が明らかに類似すると認められる場合すなわち連帯保証人欄を記載した者が勢的者・患者であると考えられる場合、連帯保証人からの代理権付与の事実については証明的困難となるケースが多いと思われることから、連帯保証人との間で書面による保証契約が成立していないことになるおそれがある。筆節が明らかに類似すると認められる場合すなわち連帯保証人欄を記載した者が契約者・患者であると考えられる場合には、連帯保証人欄に記載された者に保証意思の確認を行い、当該連帯保証人に改めて、書面による保証書を作成してもらうことが望ましい。	契約者と連帯保証人欄の記載欄の筆跡が明らかに類似すると認められる「入院警約書及び保証書」については、連帯保証人の保証意思の確認を行っている。 連帯保証人の記載欄を契約者が記載している場合には、当該連帯保証人に改めて書面による保証書への署名を依頼している。	0	市民病院	医事課	184	H28	「人院誓約書及び保証書」の提出を受ける際に、誓約者欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載の 筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、連帯保証人に電話をするなどして保証意思の確認 を行うことが望ましい(意見)。	H29	誓約書欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載欄の筆跡については、受付時に確認を行い、筆別が明らかに類似すると認められるものについては、保証意思の確認を行っている。
0	発生後の短期間の回収という観点からすれば、督促状の発送まで、催告書の発送まで、それぞれ2か月を空けるのは望ましくない。督促状の発送、催告書の発送は、1か月間隔で行うことが望ましい。また、回収事務の公 意見平性、効率性の観点から、弁護士委託するか否かの基準を設けることが望ましい。	業務の効率性から、該当月の上旬と下旬の2グループに分類し、請求日を 基準としておおむね1か月後に督促状を発送、督促状に記載した納付期 限から約1か月後に催告書を発送している。 弁護士委託するか否かの基準を設定した。	0	市民病院	医事課	185	H14	過去2年間の未収金の回収実績を調査したところ、未収金が発生してから1年目は約60%、2年目は約10%、3年目は約3%と1年目の回収率が圧倒的に高い。これは、未収金が発生してから1年以上経過すると徴収不能になる確率が大幅に高くなっていることを示している。したがって、未収金の徴収不能額を減少させるかは、発生後の短期間にいかに回収するかにかかっている。	H29	平成28年度回収業務からは、対象とする債権から、未収発生後1年を経過したものを撤廃した。今後も早 回収に向けて取り組む。
1	回収事務の公平性、効率性の観点から、未納者対応マニュアルの作成及び 来院時の納付相談を確実に行うことのできる体制を作るべきである。 指摘	未納者対応マニュアルは作成中である。 納付相談については、相談室を2室用意し、平日17時までは常時スタッフ が常駐して相談できる体制となっている。休日・夜間等の時間外に救急外 来等で来院した患者の納付相談については、時間外受付職員から翌日等 に医療費和競担当に引継ぎ、担当から連絡を入れるなどにより支払い相 談ができる体制を取っている。 また、未納者に対する督促等の連絡時に、未納者側から支払い相談がし たい旨の申し出があれば、相談者の要望などに応じて、時間外においても スタッフが納付相談に対応する体制を整えている。	Δ	市民病院	医事課	188	H28	善良な管理者と同一の注意」(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)を行ったというために、来院した未納者に対して催促を行う手段を尽くすべきである。例えば、未納者の来院予定を把提するシステムや、患者が予約する際に未納分の催促が行われるなどのシステムを構築することが考えられる。また、会計の窓口担当者が未納者に対して催促行為を統一的に行えるようにするため、未納者対応マニュアルを作成することも有用であると考えられる(指摘)。	H29	分納納付が滞納になっている、支払が全くされていない患者に対しては、次回の予約を確認し、予約があば来院時に窓口において声掛けをし、相談室窓口にて納付相談を行っている。また、一定期間支払いの、い患者に対しては、未納分の納付書と当日の納付書を併せて渡し支払を促している。
12	各自主防災隊(団)を自治会連合会と別個の独立した団体として補助金を 交付している以上、構成員名簿を作成させて、提出させるべきである。	構成員名簿を提出させた。	0	都市防災 部	都市防災 政策課	78	R2	各自主防災隊(団)の構成員名簿、規約を作成、提出させるべきである(指摘)。	R3	各自主防災隊(団)に対して構成員名簿、規約を作成、提出するよう依頼済。
13	補助対象経費には、防災資機材費や防災施設費があり、これらによって購入された物は、平時から使用されるものではなく、災害時に使用できる状態にあることが必要不可欠であるから、管理状況の確認は重要である。備品管理表等の提出を求めるとともに、毎年、何隊かの現物確認を行うべきである。また、防災訓練の際に確認したのであれば、その記録を残しておくべきである。	備品管理台帳の作成、点検について各自主防災組織に指導済み。今後、 実績報告の際に提出を求めることとした。 提出された備品管理台帳を基に現物確認を実施し、防災訓練の際に確認 したものも含め記録していく。	0	都市防災部	都市防災政策課	79	H30	各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、また自主防災隊がどのような管理をしているのかを、 毎年、何隊かの自主防災隊を無作為に選び、市が実際に確認を行うことが望ましい(意見)。	R1	毎年の訓練時等に各地域で資機材の管理を行うとともに、適切な管理に務めるよう助言している。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過ぎ	去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
1	各地域において、防災体制の確立及び強化が必要十分になされることが重要であるから、資機材の購入について、最低水準のようなものを定めておき、各地域がそれを充たしているかどうかを確認することが望ましい。	資機材や食料などの備蓄品の最低限必要な物は市により整備しており、 各地域により事情が異なる中で防災力の維持・向上を図っているため、資 機材の購入に関する最低水準を定めることは困難であると考えており、最 低水準を充たすかの確認を行うことに代えて、各地域が行っている効果的 な事例を紹介するなどして防災体制及び強化を統一的に進めるとともに、 今年度、見直しすることとしている「地域防災コミュニティ計画」の内容や改 正後の交付要綱の対象経費等を確認し総合的に判断する。	Δ	都市防災 都市防 政策課	災 80	H30	予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい (意見)。	R1	補助金申請時に、何を購入するのかを記載していただいた上で、確認し、適宜助言を行っている。
	補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の課では、速やかに交付要綱を改正しているところもある。早急に、交付要綱 に補助対象経費を明示すべきである。	地域毎に必要となる防災活動が異なる面もあることから、各種会議の際に、 自主防災組織の意見を聴取しているところであり、これらの意見を踏まえ、 令和5年度中に交付要綱を改正する。	Δ	都市防災 都市防3 政策課	段 80	R2	交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである(指摘)。	R3	補助対象経費を要綱上明示するよう改正を検討中。今後補助対象者の意見を聴取し、意見を踏まえ引き き改正を検討する。
	各自主防災隊(団)に対する補助金は、年1回の防災訓練の経費に限られるものではない。防災普及啓発費、防災研修費、防災資機材費、防災施設費もある。各自主防災隊(団)の活動は、地域の特性があるはずである。防災体制の確立及び強化という補助金の交付目的から、評価基準を設け、その達成度を、各自主防災隊(団)ごとに評価することが望ましい。	地域の実情に応じた補助金の活用等を踏まえ「地域防災コミュニティ計画」作成に各自主防災隊が取り組んでいる。 評価基準を検討するにあたり、当該計画を活用する。	Δ	都市防災 都市防災 政策課	災 81	R2	アウトブットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数(=自主防災隊の数)を指標にするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい(意見)。	R3	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。
7	自主防災隊の育成支援を行うが、自立によって会議を持ている。 すらよくわかって結らず、公本のよいでは、一大のでが、一大のでは、一大の大の、一大の大の、一大の大の大の、一大の大の大の大の大の大の大の大の大の	各自主防災組織において、従来より備えている規約、名簿、防災計画、活動マニュアルについて、令和5年度中に見直し、点検を行う。 なお、補助金の交付基準や方法等については、令和5年度から令和9年度 までに関係部局と協議・検討する。	Δ	都市防災 都市防 政策課	₩ 82	R2	市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。各自主防災隊(団)に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×(当該自治会連合会地区の世帯数/市の 総世帯数)により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災職補事業については、一律で60,000円を付けており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。各自主防災隊(団)は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合わせている。 岐阜市自主防災職(団)は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合わせている。 岐阜市自主防災職(団)は、この補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである(指摘)。	R3	令和3年8月に他市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方式重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。
3	管理業務を岐阜県住宅供給公社に委託しているとしても、滞納回収についての責務を負っているのは、市である。随時の連携という抽象的なものではなく、計画的かつ定期的に、岐阜県住宅供給公社が作成している全ての交渉記録の確認をし、その結果を記録しておくべきである。	毎月1回、滞納者への公社の交渉記録を確認して、滞納者に対する検討 を行い、その結果(訴訟、分割納付、生活保護など)の記録を残すようにした。	0	まちづく り推進部 住宅課	143	H14	滞納の状況、理由の把握、今後の滞納家賃の回収計画の立案をする上で滞納回収実務の交渉記録の作成が必要であり、保証人についても支払い義務はあるが、それ以上の追求、訴訟行為には至っていない。 債務履行の折衝についても交渉記録簿に記載し、保証人への債務履行折衝の過程を明らかにする必要がある。	H15	家賃の滞納回収実務の交渉記録を作成保管するとともに保証人への債務履行折衝の過程についても交記録にて明らかにします。
)	基準を改めても、実行されなければ意味がない。改めた基準が形がい化しないよう、基準に則り法的措置を実行していくべきである。市営住宅にはセーフティーネットの役割があるのだとしても、無償使用を認める施設ではないから、滞納者に対して法的措置をとらないことが正当化されることにはならない。生活が困窮していて支払困難な者に対しては、生活保護など、その目的に即した制度の利用を検討してもらうべきである。	基準に則り、滞納者の状況を応じて法的措置を実施した。 生活困窮者に対しては、岐阜市生活・就労サポートセンターの案内を行った。	0	まちづく り推進部 住宅課	144	H14	法的措置(明渡し請求)を履行する基準が高く設定されている。	H29	市営住宅家賃滞納に対する事務処理要綱を見直す。
)	監査の結果は、マニュアルを策定することだけを指摘しているのではなく、即決和解手続の積極的な利用を検討すべきと指摘しているものである。即決和解手続の積極的な利用を検討し、その過程及び結果を配録に残すべきである。	市営住宅家賃滞納に関する事務処理フローを見直して、即決和解を行う場合のルールを整備し、ルールに基づいた対応を行った。 対象者に対して、即決和解の案内を行いその結果の記録も残した。	0	まちづく 仕宅課	146	H28	マニュアルを策定するなどして即決和解手続の積極的な利用を検討すべきである(指摘)。	H29	即決和解手続きマニュアルを策定した。
l	行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していたのかどうかが確認できなかった。監査の結果に従い、電話での催告をすることが望ましい。	退去修繕料について、電話催告し、その記録を残した。	0	まちづく り推進部 住宅課	146	H28	文書だけではなく、併せて電話での催告を利用したり、あるいは、弁護士代理による請求を利用したりするなど、回収に向けて工夫することが望ましい(意見)。	H29	電話での催告を行うこととした。
2	行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人への請求をすべきで ある。	退去修繕料について、連帯保証人へ請求をする。	Δ	まちづく り推進部 住宅課	147	H28	連帯保証の効力は、修繕料支払義務にも当然及ぶものと考えられるところ、例外事由がない限り、地方自治 法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。
3	行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、徴収停止措置を講じることを検 討することが望ましい。	退去修繕料の懲収停止措置について、令和6年度中に、他部署の状況を 踏まえ検討する。	Δ	まちづく り推進部 住宅課	147	H28	債権の回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい(意見)。	H29	全庁的な徴収停止の取扱いに働い措置を講じる。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考と	して、過	去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状况(令和5年7月末) 結	<b>手果欄</b>	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
154	監査の結果は、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましいというものであったのに対して、措置状況報告書は、長寿命化計画の応えていない。しからことしか述べおおらず、監査の登場果に対して正面からり方位表の表すといるとした。しかも、長寿命化計画は、その目的として「その分終のあり方を方位置からしたさらに具体の改善、発して関する実施の方針でした。担いな視画として「関する実施の方針では現的など管理に関する実施の方針であるとあり、市営住宅のを持計した。日本の方式に関する実施の方針であるとあり、市営住宅のを対し、中では、日本の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。 なお、長寿命化計画は予防保全を実施する観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することも必要と認識している。 昭和に建設された市営住宅の多くは、住宅に入浴設備が設置されていないこから、今和3年度から入浴設備の設置を始めた。 この事業は、空き部屋とだり、新規入居のニーズの高い、低層階やエレベーターのある住宅について、新規入居者を対象とした入浴設備の付いた住宅の供給を始めた。 また、今年度から結湯器設備の設置をする住宅については、新たに台所に給湯を上。高齢者に優しいレベー式混合水洗を新設している。 今後も、入浴設備の設置等のほか、市民のニーズに合致した住宅の供給を行う。	○ <b>ま</b> り	₹ちづく 性進部 住宅課	148	H24	岐阜市公営住宅等長寿命化計画について、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討した上で、長寿命化の判断をすることが望まれる(意見)。 今後は、市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズに合致した良質な住宅を供給するべく、市民のニーズを明確に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮した長寿命化計画を策定することが望まれる。	: H25	岐阜市公営住宅等長寿命化計画は、予め策定された公営住宅の供給方針に基づき、既存の公営住宅について「維持補修」のスケジュール等を定めた計画であり、公営住宅の供給計画を検討したものではない。
155	募集停止をしていない市営住宅で、空室率が30%を超えているものが9件ある。市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズ、将来的な利用の見込み予想を適切に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮するなど、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましい。	将来的な利用の見込みを把握しながら、市民のニーズに合致した施策を 進めていく。	٥ الم	きちづく 住宅課	148	H24	岐阜市公営住宅等長寿命化計画について、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致に仕宅の供給を検討した上で、長寿命化の判断をすることが望まれる(意見)。 今後は、市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズに合致した 良質な住宅を供給するべく、市民のニーズを明確に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮した長寿命化計画を策定することが望まれる。	H25	岐阜市公営住宅等長寿命化計画は、予め策定された公営住宅の供給方針に基づき、既存の公営住宅について「維持補修」のスケジュール等を定めた計画であり、公営住宅の供給計画を検討したものではない。
156	監査の結果は、用途廃止の方針を決定していながら、用途廃止がなされていない実態を問題視し、用途廃止のルールを整備した上で、ルールに則り、用途廃止を実行することを求めているものである。 市営住宅の現状に鑑みても、用途廃止に係るルールを整備すべきである。	令和6年度中に、文書による用途廃止のルールを整備する。	∆ الله	きちづく 住宅課	152	H24	用途廃止の方針が決定している市営住宅について、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、 用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図ることが望ましい(意見)。 今後、用途廃止の方針が決定した市営住宅について、空室率が一定の基準に達した場合には、猶予期間 を設けた上で完全撤去するなど、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うこと で、公有財産の有効活用を図るべきである。用途廃止とせず行政財産としてまちづくり推進部で保有し続け る場合であっても、空室率が高まった物件については、需要が高まっている高齢者向け住宅への変更等、 公有財産の有効活用を図るための将来計画を策定すべきである。	H25	市営住宅の用途廃止に係るルールとして、募集停止及び用途廃止計画に基づき、用途廃止の方針が決定している市営住宅を募集停止した後、住替え事務処理要領により、住替え協力を依頼している。住替えにより空き家になった住宅については、用途廃止の手続きを行った後、解体する。平成24年度は要領に基づき3戸の住替えを行った。なお、市営住宅の用途廃止に係る措置として、個別訪問等により住替え住宅の入居者の要望や意向を把握して、住替え事業を効果的に実施している。
157	本郷ハイツ、リバーサイド首生について、公営住宅への用途変更によって 空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、中堅所得者向けの市 営住宅のあり方を検討し、その過程を記録に残しておくべきである。	令和6年度中に、本郷ハイツ(特定公共賃貸住宅)については、一部入居 していない住戸について用途変更ができるか検討する。 リバーサイド菅生(特別市営住宅)は、その必要性を検討する。		きちづく J推進部 住宅課	153	H24	特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅について、有効活用のため空き室率の高い中堅所得者向けの市営 住宅のあり方を検討する必要がある(指摘)。 今後は、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、岐阜市によ ける中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討すべきである。	H26	空き室率の高い市営住宅を有効活用するため、平成26年3月に条例の一部を改正し、特定公共賃貸住宅を光栄住宅に準じた低額所得者向けの住宅(準公営住宅)に用途変更できるようにした。なお、空室率の高いハイツ島特定公共賃貸住宅を平成26年4月1日付で準公営住宅に用途変更する予定である。
158	行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	令和6年度中に、土地貸付料について、連帯保証人へ請求する。	الم الم	ミちづく J推進部 住宅課	210	H28	例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。
159	行うこととしたという意思表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、延滞金の請求をすべきである。 物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	土地貸付料の延滞金について、令和6年度中に、他部署の状況を踏まえ 検討する。	△ <b>ま</b>	きちづく J推進部 住宅課	210	H28	延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである(指摘)。	H29	延滞金の請求を行うこととした。
160	年に1度しか発注しない業務委託であることからも、最低数しか指名しないことの必要性や合理性は見いだせない。上記のとおり、直近5年間においても、指名の数には偏りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」をするためには、当該業者を指名しない特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性と、それでも「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。	指名数については、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱によるが同委託業務において、令和6年度から指名する業者数を増やすこととする。指名についての理由明記については引き続き検討していく。	△ <u>1</u>	- 下水道 - 下水道 事業政策 課	159		鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者 適定要綱第8条に述める指名業者数の最低数で入札させている。 指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確では ない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、 業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。 上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要 綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により 社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の循係のためには指名業者数の最低数以上に指名業者 を入札に参加させることが望ましい。よって、13 社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。 また、経済性の観点から、地域ごとに3分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行う べきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落れ金額が高なる恐れがある。地域ことに 分割しているのは調査業務を早く完了させるためとのことであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を 行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすぐする工夫をするべきである。 また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月ある いは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討すること が必要である。		漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。 事た速やかに発注できるようにするものです。 また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間栓数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処によした。次年度以降も同様とします。 指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過去の内容を記載する。
	指摘及び意見	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部課	本福頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度 過去の措置状況
161	上記のとおり、一つの業者を複数の区域で指名しているのであるから、市は、一つの業者が複数の区域の調査を受注することを容認している。これは、「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」という市の見解と矛盾している。調査対象区域を広げた場合に時間がかかるかどうかは、業者の能力によると思われる。上記の監査の結果でもあるように、スケールメリットは当然ためる。資格のある業者から、これまでと同一級はどれくらい低減できるのかなどをヒアリングし、区域の区分の必要性・合理性を再検討すべきである。	漏水調査業務は、地下漏水調査の専門技術を有する業者に毎年500km 前後を分割して発注しているが、基本的に徒歩での調査となるため数か月にわたることが多り、地下漏水は発見が遅れれば道路陥没等。市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあり、調査範囲が拡大されるとスケールメリットは得られるものの、漏水の発見が遅れるデメリットもある。このため、調査範囲の設定は、早期に調査が完了できるよう考慮するとともに、スケールメリットによる経済性も得られるよう検討していく。	Δ	上下水道 維持管5事業部 課	里 159	Н17	競岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者 遠定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。 指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確では ない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数でしたに指名業者を入札に参加させるとともに、 業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。 上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要 綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7 社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者 を入札に参加させることが望ましい。よって、13 社十、でを入札に参加させることを検討すっである。 また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行う べきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに 分割しているのは調査業務を早く完了させるためとのことであるが、5分割ではなく分割や3分割で入札を 行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をするべきである。 また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのからは、6月に行っている入札を4月ある いは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討すること が必要である。	<ul> <li>漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。</li> <li>おた、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間栓数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処しました。次年度以降も同様とします。 指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。</li> </ul>
162	措置状況は、監査の結果の言葉尻だけを捉えて、不可能であるとしており、問題意識に応えようとしていない。その後、実際は、問題意識に対応した工夫ができていた。監査の結果の結論だけにとらわれるのではなく、 問題意識に応えられるかどうかを検討したうえで、措置の可否を検討すべきである。	今後は問題意識に応えられるかどうかを検討のうえ、指摘事項の内容が実 施できた段階で措置済みとする。	0	上下水道 事業部 課	<u>育</u> 〒 164	H17	業務の性質上、相手が特定されている一者随意契約について、当初購入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理等は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。複数年度を対象とした保守管理についても、競争入札に含めるべきである(指摘)。システム導入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。よって、長期的に見た場合には岐阜市にとって不利な価格になる危険性があると考えられる。そのため、システム導入時に保守管理も含めた複数年度を対象として入札を行うことが望ましい。複数年度を対象とすることで保守管理についても競争入札を行った場合と同様の効果を得られ、複数年度にわたる総コストを圧縮することが期待できると考えられる。	H19 業務委託を含む物品購入契約は現状では不可能である。
163	No. 9及びNo. 10の業務について、当該地区で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者が一業者しかいないとの理由を記載しているが、当該業者しか業務を遂行できないものではない。実際、同種の業務を、他の業者に委託している(No. 8)。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。	一者随意契約の理由は、根拠をより具体的かつ説明的に記載するように 合和5年度中に担当課に指導していく。また、競争入札にできるものは競 争入札にするよう対応していく。	Δ	上下水道 事業政策 課	<u>有</u> 管 165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18 随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
164	No. 11及びNo. 12の業務について、業務遂行のために一定の準備期間が必要であるのは、程度の差こそあれ、どの業務も同じである。この理由で一者随意契約にできるなら、ほとんどの業務委託が一社随意契約にできることになってしまう。この理由だけで前年度の業者に委託しなければ契約こことができないとはいえない。当該案者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ脱得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。	一者随意契約の理由は、根拠をより具体的かつ説明的に記載するように 令和5年度中に担当課に指導していく。また、競争入札にできるものは競 争入札にするよう対応していく。	Δ	上下水道 事業部 課	<b>恒</b> 竞 165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18 随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
165	No. 13~No. 18の業務について、業務を遂行できるのが当該業者しかいないという理由であるが、なぜそういえるのかが分からない記載であった。その根拠をより具体的かつ説得的に記載することが望ましい。	一者随意契約の理由は、根拠をより具体的かつ説明的に記載するように 令和5年度中に担当課に指導していく。	Δ	上下水道 事業部	<u>首</u> 安 165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18 随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
166	競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意 契約の理由を公表することが望ましい。これは、他の多くの地方自治体で 実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的かつ説得的に 記載するよう意識づけることもできる。	令和5年度中に他都市調査を実施し、令和6年度中に市長部局と協議の 上、対応方針について検討していく。	Δ	上下水道 上下水道 事業政策 課	<u>有</u> 竞 172	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18 随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
167	監査の結果に対する回答になっていない。あくまでも競争入札が原則であり、No. 1~No. 8の業務についての一者随意契約の目的からすれば、見直とをすることが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行していく必要があることを念頭に置き、その検討過程を明らかにしておくべきである。	岐阜市合理化事業計画の見直しを行う際(令和7年度以降)には、当該計画の業務内容の競争性について、検討していく。	Δ	上下水道 事業部 課	章 173	H17	法律等で限定されていることによる一者随意契約についても順次競争性を重視した内容に移行していてこと が望ましい(意見)。 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を受けて、岐阜市は、平成8年 8月に、し尿処理業者と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を交わしており、これに基づき法律 上限定されー者随意契約が交わされている。協定書の文中、合理化事業計画は10年単位事業中で策定することとされており、近く新たな合理化事業計画を策定することになる。この措置法の対象とされる業務は今後も 下水道の普及により長期にわたるものの、順次競争性を重視した内容に移行していてことが望ましい。	H19 現状で問題はないと考えている。
168	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きでは、そのように規定されている(岐阜市契約規則も同様の規定である)とはいえ、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第 1 項第 1 号)の場合以外の随意契約では一律定業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合であって11条の14第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合であって21条の14第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合であっても、契約の性質又は目的により必要がないと認められる場合を除き、2 人以上の者から見積書を徴することが望ましい。	令和5年度中に他都市調査を実施し、令和6年度中に市長部局と協議の 上、対応方針について検討していく。	Δ	上下水道 事業部 課	<u>首</u> 後 174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書を入手することが望ましい(意見)。 一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約報意第9条第1項に従って、なるべ2人以上の者から見積書を徴することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴することを検討することが望ましい。	H19 岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	対 象 岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	<ul><li>※:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも</li></ul>

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

						<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。					
	指摘及び意見 種別	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部	課料	本編頁	年度 過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況		
169	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きの規定(岐阜市契約規則 も同様の規定である)は、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第1項 第1号)の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないという望ましくない運用を容認するものであるから、見直すことが望ましい。 例えば、戸田市契約規則では、次のように規定されており、参考になる。	令和5年度中に他都市調査を実施し、令和6年度中に市長部局と協議の 上、対応方針について検討していく。	Δ	上下水道 上事業部 課	下水道 業政策 :	174	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書を入手することが望ましい(意見)。  一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第99条前1項に従って、なるべ2人以上の者から見積書を徴することが必要であったと考えられる。なれ、平成16年11月の地方公営企業法施行令のな正ら収高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴することを検討することが望ましい。		岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。		
70	措置状況は、将来、固定資産システムが整備されたら、転記ミスなどが防げるということを述べているにすぎず、それまでの間は、必ず照合を行うべきであった。「必ず行う必要がある」という監査の結果に対しては、それを行ってはじめて措置済みとすべきである。	今後は、指摘事項の内容が実施できた段階で措置済みとする。	0	上下水道 上事業部 課	下水道業政策	175	H13 無形固定資産の施設利用権の台帳と決算書の金額が12年度決算で7,014千円不一致となっていました。 決算時には管理用の補助台帳との照合を必ず行う必要があります。	H14	現在、固定資産システムの整備を進めており、これを利用することにより、指摘事項の転記ミスなどは防げものと考えております。		
71	「適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要」という監査の結果だったのであるから、抽象的な努力表明ではなく、具体的な行動をとっ 指摘 てから措置済みとすべきである。	今後は、具体的な行動をとってから措置済みとする。	0	上下水道 上事業部 課	下水道業政策	176	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の 台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができ るような内容の記載が必要と考えます。	H14	どの部分が一部除却対象となるのか推測することは、非常に難しいところではありますが、できる限り適切が 除却が可能となる資産計上に努めます。		
172	固定資産取得時における台帳の記載方法について、将来、適切な除却額の 評価ができるような記載方法に改め、除却金額の算出根拠が明確となるよ うにすることが望ましい。	固定資産取得時における台帳の記載方法について、令和5年度中に現状の分析を行い、令和6年度中に、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法を策定する。 除却について、令和5年度中に現状の分析を行い、令和6年度中に、固定資産の一部除却の方法をルール化し、算出根拠や算出方法を明確にする。	Δ	上下水道 上事業部 課	下水道業政策	176	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の 日13 台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができ るような内容の記載が必要と考えます。	H14	どの部分が一部除却対象となるのが推測することは、非常に難しいところではありますが、できる限り適切が 除却が可能となる資産計上に努めます。		
73	監査の結果から5年も経過している。すみやかに滞納整理のためのマニュ アルを整備し、滞納整理を実行することが望ましい。	令和4年度にマニュアルを整備し、令和5年度に滞納整理を担当する新たな組織体制として徴収係を設置し、滞納整理を進めている。	0	上下水道 営事業部	業課	176	H28 滞納整理のためのマニュアルは存在しない。限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	R3	実施可能な滞納処分方法を検討しながら、『岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針』に沿って、マニュアルの作成を継続していく。		
74	人手がいないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督 促等の訴訟手続を利用して債権回収を図ることが望ましい。 意見	会和5年度に滞納整理を担当する徴収係を設置しており、債権回収のため のガイドラインを作成し債権管理のルールを明確化する予定である。	Δ	上下水道 営事業部	業課	178	H28 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議で策定した基本指針に基づいた債権回収については実施に至っていない。人的体制 含めて引き続き検討していく。		
175	ー律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠 損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を 充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う 運用にすべきである。	令和5年度に滞納整理を担当する徴収係を設置しており、令和6年度中に 債権回収のためのガイドラインを作成する予定である。また、徴収停止の 要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処 分をするため、債権放棄の処理基準を令和6年度中に策定予定である。	Δ	上下水道 営事業部	業課	179	ー律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収 H28 措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損 処分を行う運用に改めるべきである(指摘)。	R3	不納欠損処分及び回収を含めた債権管理の運用について、引き続き部内で検討中である。		
176	上記の監査の結果は、継続して取り組むべき課題の提示である。何年も先にまた同じ指摘を受けることもある。監査の結果を受けて行った意見交換やアンケート結果の資料は残しておくべきである。また、定期的に同じ取り組みを行い、適時に検討をし続けるべきである。	公共施設等マネジメントの観点から、生涯学習施設の施設数や管理のあり 方について見直しを図り、稼働率が低く、自治公民館的に利用されている 指定管理施設については指定管理を廃止し、地域の意向によっては施設 管理を地域へ移管する市の方針について地域ごとに説明会を開催し説明 した。指定管理期間が終了する令和6年度末までに一定の結論が出せる よう、地域が結成する協議会との協議を継続している。		市民協働 推進部 学課		130	類似の施設から提供されるサービスを把握し、施設規模等の見直しを行うことにより、経費の縮減、運営の合理化を図ることが望ましい、また、空き室について他の公共施設のために利用することが望ましい(意見)。コミュニティセンターにより提供されるサービスと、コミュニティセンターの類似施設等から提供される重複するサービスを把握することにより、適制となっているサービスを把握し、これに見合った施設規模等の見直しを行うことが、経費の経験・運営の合理化につながるものと考えられる。また、地域の需要に比し、過大な設備が整備されていることも利用率低迷の一因であると考えられる。この点、コミュニティセンターの空き室について、他の公共施設のために利用することにすれば、空き室の縮減につながり、また、集功と他の公共施設のために利用することにすれば、空き室の縮減につながり、また、集力と他の公共施設のための建物等が不要となることから市全体での施設規模等の見直しにつながることとなり、維持更新コストを低く抑えることが可能となるものと考えられる。	H26	平成25年10月、26年3月に類似施設の所管部署と情報共有のための意見交換を行ったほか、平成25年8に利用者へのアンケートを実施した。 今後、それらの意見を踏まえ、経費の縮減、運営の合理化や、施設の有効活用のため空室状況の情報共 有に努めていく。		
.77	新型コロナウイルスの影響もあるとはいえ、稼働率が良好とはいえない。 公民館のところで述べたが、自治会連合会単位で整理すると、類似の利用 がなされているものもあったり、同一の建物内にあったりするものもあ る。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれ に指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまう と考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支 援、まちづくりをひとまとめにした地域のコミュニティに関する施設を所 管する部署が一堂に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を 行い、その経過資料を作成し保管すべきである。	公共施設等マネジメントの観点から、生涯学習施設の施設数や管理のあり 方について見直しを図り、稼働率が低く、自治公民館的に利用されている 指定管理施設については指定管理を廃止し、地域の意向によっては施設 管理を地域へ移管する市の方針について地域ごとに説明会を開催し説明 した。指定管理期間が終了する令和6年度末までに一定の結論が出せる よう、地域が結成する協議会との協議を継続している。	0	市民協働 生学課		130	類似の施設から提供されるサービスを把握し、施設規模等の見直しを行うことにより、経費の縮減・運営の合理化を図ることが望ましい。また、空き室について他の公共施設のために利用することが望ましい(意見)。コミュニティセンターにより提供されるサービスと、コミュニティセンターの類似施設等から提供される重複するサービスを把握することにより、過剰となっているサービスを把握し、これに見合った施設規模等の見直しを行うことが、経費の縮減・運営の合理化につながるものと考えられる。また、地域の需要に比し、過大な設備が整備されていることも利用率低迷の一因であると考えられる。この点、コミュニティセンターの空き室について、他の公共施設のために利用することにすれば、空き室の縮減につながり、また、集約した他の公共施設のための建物等が不要となることから市全体での施設規模等の見直しにつながることとなり、維持更新コストを低く抑えることが可能となるものと考えられる。	H26	平成25年10月、26年3月に類似施設の所管部署と情報共有のための意見交換を行ったほか、平成25年8に利用者へのアンケートを実施した。 今後、それらの意見を踏まえ、経費の縮減、運営の合理化や、施設の有効活用のため空室状況の情報共有に努めていく。		

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

								<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	して、過ま	去の内容を記載する。
	指摘及び意見	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
178	収支決算書は、補助交付団体が作成すべきものであって、市が作成し直す必要はなく、まちづくり協議会の負担を考慮したということであろうが、無駄な事務である。しかも、それでも是正されていないのであるから、なおさらである。まちづくり協議会が作成しやすいように、フォーマットを作成し、記載の仕方を助言指導するなどして、個別具体的な費用の内訳が分かり、かつ、補助対象経費に該当することが明らかな収支決算書を提出させるべきである。	岐阜市地域力創生事業実施要綱を改正(令和5年4月1日施行)し、補助 対象経費の内容を「分権型協働コンパクト(協約)」だけでなく、補助金交 付申請の際に添付される「事業計画書」によって定められた事業等に係る 経費とした。 また、費用の内訳や補助対象経費に該当することが分かりやすい収支決 算書の様式を作成して、その活用を周知するとともに、まちづくり協議会に 対し、説明会の開催や、個別に記載方法を助言指導、自動計算のフォー マットを配布するなど、補助金交付申請手続きを円滑に行えるよう支援し た。	0	市民協働 <sup>計 交</sup> タ	市民活動 を流セン ター	56		補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示するべきである(意見)。 防犯・防災活動やイベント等の開催に要した費用は、分権型協働コンパクトによって定められた事業の目的を達成するために要する活動経費に該当するのであれば、補助対象経費とされるが、収支決算書上の費用項目と当該事業の目的を達成するために要する活動経費との対応関係が開催ではなくまその費用の内訳についても交付要綱上明確に定義されていない。したがって、まちづく的経験会の役割を果たすために必要と考えられる運営費補助と、分権型協働コンパクトによって定められた新たな試みや各種団体を支援する事業費補助に区分をする等の補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示するべきである(意見)。	R3	収支決算書の提出時に、出納簿及び個別の領収書等の書類を提出させて詳細に審査・確認を行っている。
179	措置状況報告書にある、「その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態株があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そ動き般に対するを担うから、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金と娘に対するを提びませる。 大き 一般	自治会は地域コミュニティの代表として地域住民によって構成され、住民相互の関わりの中で福祉、防犯、清掃等の様々な役割を担い、行政にとっても市政運営を行う上で重要なペートナーであるが、法的根拠を持たない任意団体である。本市では、市民協働の観点から、様々な地域課題の解失に向け住民が主体的に取り組む組織としての根拠を設けるため住民自治基本条例を定め、自治会をペースとして地域の各種団体や企業を含めたコミュニティを「まちろくり臨議会」として危間付けるともに、本補助金をまちづくり臨議会の基本的活動の原資として約し、支援してきた。2の経緯の中で他収入が見込まれる場合には同情活動の事業投載方式でたられており、また本市として地域活動の活躍化に資するものとして容認しているものである。但しコロナ場会核で地域活動のお混化に資するものとして容認しているものである。他しコロナ場と終了地域活動のお混化に受するものとして容認しているものである。他しコロナが最終を世域活動が必要した。一括文付金標型があったが、地域活動の担い手不足が必要地域が会から、ため、他域が表がの場合とならな中で、北京では一様な行金で違えば、名様地域活動に対する権助金を要かることにつながかれまれ、情報に進める必要がある。このような中で、令和8年度から地域ゴミュニティの単に複様的に関わることを本務とした事辞機員の配置を予定しており、地域ゴミュニティの役員らとの信頼関係を構築する中で、まちずり協議会補助金やその事業活動が影響、合理化に着手する。なお、これらの取り組みを替まえ、協働のまちづくり推進計画2023~2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	Δ	甲氏肠侧 支	市民活動 を流セン ター	59	R2	補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けるべきであると言わざるを得ない。それがどうしても無理だというのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが選ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならないことは言うまでもない(意見)。		地域活動は、住民福祉の向上を図る目的で、地域住民が協力して行うコミュニティ活動である。その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援であり、意見の「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の報念算定する」被目にはなけまない。負担金や交付金への見直しについては、昇来的な都市内分権を別権退とあわせて、全庁的・各分野にまたがる地域への補助金等の整理・一括化という方向性で検討するものである一方、都市内分権制度の進捗は、そこまでの成熟に至っておらず、検討時期を含め慎重に考えていく。
180	「市民と行政の協働のもとに、防犯・防災、環境保全など社会や地域課題の解決に向けて取り組み、快適で魅力ある地域を実現する」という目的の補助金なのであるのであるから、その活動や成果は、地域ごとに乗るなる活動である。措置状況にも、「各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。」「まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。」と書かれている。まちづくり協議会ごとに、適切に評価したことのわかる記録を作成すべきである。	提出された実績報告書、出納簿、領収書等をもとに、適正な支出であるかを確認するとともに、活動の内容が事業計画やコンパクトに沿ったものであるか、または、まちづくりビジョンの達成に近づくものとなっているか、など交付目的に適合しているかの評価を行っている。 なお、評価記録は令和6年度には作成予定。	Δ	市民協働  大進部  大変	市民活動 交流セン ター	60	H23	活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる(意見)。 (意見)。 (意見)。 (確心に、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第15項第2項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、手ちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第15条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第232条の2における公益性を十分検討しなければならない、そのためには、まちづくり協議会の活動を明記した分権型は働コンパクルをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である(意見)。	R3	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているが、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。
181	資源投入により算出した活動が「まちづくり協議会設立地区数」、もたらされた成果が「まちづくり協議会で実施される活動費」というのは、上記目的とまったく整合しておらず、明らかに不適切である。交付要綱で補助対象事業としている、まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める会合、まちづくり協議会の情報券信、協約によって定められた事業、まちづくり協議会のでである。	提出された実績報告書をもとに、活動の内容が事業計画やコンパクトに 沿ったものであるか、または、まちづくりビジョンの達成に近づくものとなっ ているかなど交付目的に適合しているかの評価を行っている。 なお、評価記録は令和6年度には作成予定。	Δ	市民協働 交換	市民活動 を流セン ター	60	H23	活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる(意見)。 確かに、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第15項第2項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、まちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第15条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第232条の2における公益性を十分検討しなければならない。そのためには、まちづくり協議会の活動を明記した分権型協働コンパクトをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である(意見)。		本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。
182	監査の結果は、自治会連営会に交付されている、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」、「東京 一、「東京 一、東京 一、「東京 「東京 」 「東 」 「東	各地区での監査の際に、自治会連合会から提出された収支決算書と他の補助事業の決算書を突合し、金額の不一致、名称の誤り、収支の混同、記載漏れなどを確認した。誤りについては指導を行った。さらに令和6年度から地域コミュニティの中に積極的に関わることを目的とした専従職員の配置を予定しており、地域マミュニティの役員との信頼関係を構築する中で、まちづくり協議会補助金やその事業活動の整理、合理化に着手する。なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	0	市民協働 党を 推進部 タ	た た に に に に に に に に に に に に に	62	R2	自治会連合会に対しては、本補助金のほか、「地区敬老会運営費補助金」(高齢福祉課)、「新成人を祝い励ます会運営費補助金(社会・青少年教育課)を交付している。本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、収入として、本補助金だけでなく、これらの補助金も計とされ、これらの補助金の補助金の補助金の事業を関する支出が計上されていた。他方において、これらの補助金の実績報告書に添付されている収支決算書に、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあった。補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである(指摘)。	R3	すべての交付団体の都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書、自主防災隊から都市防災部に提出される決算書と、当方に提出される決算書を突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。また、その中から数団体を選び、決算書と領収書、通帳と突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	〇:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過去	の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	吉果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
183	並」の美報報音書の収入に訂上されるのは、云前の主体でにソラル線でもた。 補助金の実験報音書という意味でも、二重の意味で誤っている。自治会連 台会に対し、〈自治会連合会〉、〈都市美化推進連絡協議会各支部〉〈 各自主防災隊〉、〈各地域体育振典会〉、それぞれの団体の会計を区別 し、収支を混同させないこと、及び、「自治会連合会運営費補助金」、 「郷工美化・維生事業性助会」、「自治会連合会運営費補助金」、「地域	各地区での監査の際に、自治会連合会から提出された収支決算書と他の補助事業の決算書を突合し、金額の不一致、名称の誤り、収支の混同、記載渦れなどを確認した。誤りについては指導を行った。さらに令和6年度から地域コミュニティの中に積極的に関わることを目的とした専従職員の配置を予定しており、地域コミュニティの役員らとの信頼関係を構築する中で、まちづくり協議会補助金やその事業活動の整理、合理化に着手する。なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。		市民協働 市民活セン 年進部 ター		R2	本補助金と同じく、市が自治会連合会の世帯数に応じて算出した額を交付するものとして、都市美化推進連絡協議会各支部に対する都市美化推進事業補助金」(低炭素・資源循環課)、各自主防災隊は対する「自主防災解織活動事業補助金」(布市防災政策)、各地域体育振興事業補助金」(市民スポーツ課)が存在する。なお、各自主防災隊に対しては、一律の金額で自主防災組織訓練事業補助金も交付している。また、国島の数に応じて算出した額を交付するものであるが、各消防分団に対する「時阜市消防団分団維持運営費負担金」(消防総務課)も交付している。本補助金の美績報告書に添付されている収支決事書には、自治会連合会の収入として、これらの補助金が計上されている必免、これらの補助負負担対象事業に関する支出が計上されているがあった。他力において、ための補助金が計上されている必要、これらの補助負担対象事業に関する支出が計上されている必ずあった。本の本的負担金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあった。補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである(指摘)。		提出される決算書を確認し、他団体の収入が計上されている場合など誤りがある場合は該当する団体に指導していく。
184	問題は、その各部会の活動と、上記各団体の活動が別々にあり、各々補助金の交付が上記各団体になされているため、事務に無駄が生じているといっているため、事務に無駄が生じているといっているため、事務に無駄が生じているといっているため、事務に無駄が生じているといっているため、事務に無駄が生じがその補助金が、補助金交付規則、本はからなどは、といるといるなら、はいるといるといるならななって、自ら所含する。自治会連合会として、活動助交流まちづくともになって、自ら会を含まるといるでは、表しまでは、またでは、ないまでは、ないまでは、といるとが通びである。といるとが通びであるとしているとのなのかを分析整理したとで、ことが通びであるとして、後継会に対くものなのかを分析整理したとで、または、またでは、といるとが通びである。なお、まちづくとは、接続会に対してでを付きることを検討し、その検討内容及されているときなく、これは、またが、といるとを検討し、はのである。なお、まちづくりは機会が改置されているを、またが、といるとを検討しては、設定をするようには、設定をするように、を対しては、設定するようによりは機会がである。なお、まちづによりは機会がである。なお、まちづによりは機会がである。なお、まちづによりは機会がである。なおは、またが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	自治会は地域コミュニティの代表として地域住民によって構成され、住民相互の関わりの中で福祉、防犯、清掃等の様々な役割を担い、行政にとっても市政運営を行う上で重要なパートナーであるが、注的機能を持たが、任意団能である。本市では、市民協働の観点から、様々な地域課題の解決に向け住民が主体的に取り組む組織としての根拠を設けるため住民自治基本条例を決して自治会をベースとして地域の各種団体や企業を含めたコミュニティを「まちづくり協議会」として位置付けるととは、、本補助金を主ちづくり協議会の基本的活動の原発として前と支援してきた。この経緯の中で他収入が見込まれる場合には団体部の李業規模拡大に充でたれており、また本市としても地域活動の活発化に資するものとして容認しているものである。但しコロナ清後を任じ地域活動の活発化に資するものとして容認しているものである。但しコロナ清後を任じ地域活動の活発化に資するものとして容認しているものである。但しコロナ治を基の設立を求めない地域もある中で、まちづくり協議会活動やあり方についても見直しが必要との設立を持つでいる。一方、まちづくり協議会活動やあり方についても見直しが必要との設立を持つました。一括交付金標型があったが、地域活動の担い手不足が各地域の最大の懸念となる中で、視点や二括交付金の導入は、更なる地域への負荷を強いることにつながりかなず、慎重に進める必要がある。 で、まちづく的協議会補助金やで、活動でも活交付を必導入は、更なる地域への負荷を強いることにつながりかなず、慎重に進める必要がある。 で、まちづく的協議会補助金やその事業活動の整理、自用化に着手する。なお、これもの取り組みを結まえ、協働のまちづくり推進計画の2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、地域コミュニティの理想的なおり方の実現を目指す。	△ ‡	市民協働 市民活動 を 生進部 ター	65	H13	同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、統合して支出することを検討されてはどうかと考えます。 例えば、自治会連合会および自治会に対する補助金は、市長室から自治会連合会運営費補助金、総合企画部から都市美化推進連絡協議会補助金、消防本部の自主助災組織及び市民消火除補助金、防災訓練補助金、教育委員会事務局の新成人を祝い励ます会運営補助金、岐阜市自治公民館連絡協議会運営費補助金、地域体育振興会運営費補助金であり、補助金、地域体育振興会運営費補助金であり、補助金交付にあたっての申請書、内部決裁、実績報告書の徹求、交付決定通知等のそれぞれの事務処理負担軽減のためにも検討されてはどうかと考えます。	R3	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、 地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会により組織される自治 会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、重要な団体であるの で、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。
185		岐阜市自治会連絡協議会運営補助金交付要綱を改正(令和5年4月1日施行)し、補助対象事業及び補助対象経費を明記した。	0 1	市民協働 市民活動 交流セン ター	69	H13	補助金交付の根拠となる交付要綱がなく、ほぼ前年と同額の補助金が支出されているケースが見受けられます。補助金の算定基礎及び補助対象等を明確にするため、交付要綱の整備について見当する必要があります。	R3	執行状況を把握し、具体的な費用について要領を作成することを含め検討していく。
186	自治会連絡協議会の活動としては、会議、他の大会への参加、研修会の実施、自治会長大会の実施(記念品授与)、ホームページの運営、自治会百科事典の作成などである。自治会連合会会長が集まってこのような活動をすることについて、どのような必要性があるのか、それによりどのような成果が得られているのか、その終費のほとんどを補助している(実質委託のよう)ことは適切といえるのか、各々の活動ごとに、検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。	自治会連絡協議会は地区間の連携や他地区の情報収集、市の業務の周知のほか、地域活動への功労者表彰など、地域活動を実施するための重要な役割を担う組織であり、その運営を市が支援することが必要である。各事業については、実織報告書及び成果品等により効果を確認している。なお、結果記録は令和6年度には作成予定。	△ †	市民協働 市民活動 佐進部 ター	70	H13	補助金算定根拠が明確ではなく、前年同額の補助金となっています。又、協議会の収支については、収入の90%が岐阜市からの補助金となっており、検討が必要と考えます。		自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、 地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会連合会の会長で組織 されている岐阜市自治会連絡協議会は、極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を行うために は、重要な団体であるため、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。ま た、具体的な費用については、要領等を作成することを含め検討していく。
187		今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。 なお、各公民館の利用状況及び収支状況については、平成29年度より市 ホームページ「岐阜市公共施設カルテ」のページにおいて公開されてい る。	O #	市民協働 市民活動 空 生進部 ター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである (指摘)。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び 効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合 は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要で ある。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である (指摘)。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、 整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくこと が必要である(指摘)。		現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築実 績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意 し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。
188	各公民館の利用状況及び収支状況をホームページで公開すべきである。 指摘	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。 なお、各公民館の利用状況及び収支状況については、平成29年度より市 ホームページ「岐阜市公共施設カルテ」のページにおいて公開されてい る。	O 1	市民協働 市民活動 交流セン 女一	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである (指摘)。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び 効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合 は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である (指摘)。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である (指摘)。		現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築実績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

	<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。							去の内容を記載する。		
指摘及び意見	種別	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
9 各公民館の改修計画には、各公民館の利用状況(将来の予測も含む)及び 運営コストの観点も採り入れるべきである。	指摘	施設建替えに際しては、現施設の耐震強度や土砂災害時の危険度を考慮、また公民館単独の更新は他の公共施設との合業建替えよりも明らかに 有利となる場合を除いて行わず、更なる始命後修とする方針である。 なお、延命改修に際しては、単に建築年次にとどまらず、実際の傷み具合やその維持に伴う運営コスト、利用者の高齢化に伴りリフォームや空階建て公民館への昇降機等設置要望を踏まえ、令和6年度中に見直す。	Δ	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである (指摘)。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び 効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合 は、設備投資に係る費用である減価債却費やその他の関連整要を含めた総コストで把握することが必要で ある。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である (指摘)。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、 整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくこと が必要である(指摘)。	H26	現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築 綴を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意 し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。
「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の総果で提示された問題意識に対して答えたことにならない。「将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば」と書かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示し、問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。	指摘	地域活動の拠点としての機能を特たせており、福祉・防災・まちづくり等の活動により使用する場合は減免とすることに問題は無いと考えている。 一方、社会教育の学びの場としてのサークル活動については、他の生涯 学習施設との整合を図るという観点からも、今後の市全体の料金改定に併せて整理していく。	Δ	市民協働推進部	市民活動交流センター	121	H24	使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい(意見)。 公民館登録団体として登録されたクラブ・サークルの活動であることをもって、全額免除することは、「使用料算定基準」の原則的な扱いに沿わない可能性がある。公民館登録団体は10名以上という定めがあることから、公民館利用者の1人当たりの1回の使用料は最大で130円と少額であること、公民館と同様の目的で使用されているミュニティセンターの使用料は最大で130円と少額であること、公民館と同様の目的で使料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。 使用料を減免する効果があまりないのであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であると考える(意見)。	H30	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくとの方針を、関係部局は窮難の上で決定した。 昇来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。
柳津公民館の使用料についても、監査の結果に従い、他の公民館と同様するよう見直すべきである。	指摘	柳津公民館については、名称が「公民館」ではあるものの旧岐阜市の公民館と比べ、施設の規模や利用方法、職員の配置、勤務時間、管理体制など相違点が多く、合併協定書に基づき使用料については、旧来のものを引き継いでいる。 地域活動の拠点としての機能を持たせており、福祉・防災・まちづくり等の活動により使用する場合は減免とすることに問題は無いと考えている。 一方、社会教育の学びの場としてのサークル活動については、他の生涯学習施設との整合を図るという観点からも、今後の市全体の料金改定に併せて整理していく。	Δ	市民協働推進部	市民活動交流センター	122	H24	柳津公民館の使用料及び減免の取り扱いについて、他の公民館における取り扱いとの調整を図るべきである(指摘)。	H28	柳津公民館に係る減免制度の取扱いについては、合併調整期間満了を機に、平成28年度から他の公民と同様とするよう制度運用の見直しを行った。
措置状況報告書は、地区の人口規模に応じるとする内規に基づくとするだけで、監査的結果には応えていない。監査の結果は、それを前提に、人口だけにとらわれず、具体的な利用状況、類似の利用がなされるのである。しかし、市は、岐阜市公共施設等総合管理計画からも明らかなように、施設類型ごとに方針を立てており、類似の機能を持っている施設を横断的に検討することをしていない。監査の結果に従い、公民館と類似の機能を持っている施設を横断的に分析、検討した上で、改修計画を見直すべきである。	指摘	施設建替えに際しては、現施設の耐震強度や土砂災害時の危険度を考慮、また公民館単独の更新は他の公共施設との合築建替えよりも明らかに有利とな場合を除いて行わず、更なる延命故修とする方針である。 なお、延命改修に際しては、単に建築年次にとどまらず、実際の傷み具合やその維持に伴う運営コスト、利用者の高齢化に伴りフォームや2階建て公民館への昇降機等設置要望を踏まえ、R6年度中に見直す。	Δ	市民協働推進部	市民活動交流センター	123		公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの縮減に努めることが望ましい(意見)。 公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要性はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の縮減に努めることが必要な処置であると考えられる(意見)。 (①コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることにより、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。 (②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。 (③地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めいることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。
公民館をコミュニティセンターに移行する取組みは、全国各地で行われている。公民館は災害時の避難所としての利用価値があるとのことであるが、そうであるならば、なおさらコミュニティセンター化するほうが設定しいということになる。類似の機能を発揮している施設が、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な製置がかかってしまうと考えられる。例えば、長回市は、生涯学習、本社、経過では、まかづくりをひとまとめにした地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一堂に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。	を 量 を 指摘 ( )	現在の地区公民館の運営に際しては、その利用目的等を考慮し、最も信頼できる運営方法を採用する。 なお、将来的に指摘事例のような複合施設を開設する際には、関係部署と協議の上、適切に対応を行う。	Δ	市民協働推進部	市民活動ンター			公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの縮減に努めることが望ましい(意見)。 公民館が抵利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要性はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の縮減に努めることが必要な処置であると考えられる(意見)。 ①コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることにより、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てるものと考えられる。 ②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。 ③地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めいることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財1 状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。
備品台帳の一斉点検をして把握することが望ましいとの意見に対して、登録確認を行うよう通知したというだけでは、措置済ではない。備品台帳の一斉点検をして初めて、措置済とすべきである。各学校による突合とその指規報告をもって備品台帳の一斉点検とするのであれば、各学校からの報告が形式的なものに留まることなく、教育委員会が備品台帳の一斉点検を行ったのと同じ効果を有する程度に実質的なものにすべきである。	D 指摘	各学校にて備品と備品台帳の突合を行っているところである。突合した台 帳及び報告書を令和5年9月末までに徴収する。その不一致等により直接 確認を要すると判断したものについては、令和5年度末までに備品及び備 品台帳を整理し、整合性を図る。	Δ	教育委員会	教育政策課	107	R1	市が主導になって、備品台帳の一斉点検をして、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ま しい(意見)。	R2	各学校(閩)に改めて、備品台帳への登録確認を行うよう通知した。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	して、過	去の内容を記載する。
	指摘及び意見	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
95	学校形態のあり方に加えて、財政面の検討も含めた学校規模の適正化・適正配置を行っていくという意思表明をするだけで措置済にすべきではなく、検討中とすべきである。検討にあたっては、監査の結果で問題提起された点も含め、検討していき、その過程を記録に残しておくべきである。	令和3年度から令和4年度にかけて実施した学校運営協議会での意見交 接会の結果のとりまとめが完了している。魅力ある学びの場づくりに向けて 検討中であり、その際、過程を記録している。 今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。	0	教育委員 教育政策 会 課	108	R1	市では、学校規模の適正化・適正配置の検討については、平成17年8月以来、追加的な検討はなされていない。一方、公共施設等総合管理計画において、平成29年から30年間における小中学校の施設の更新及び修繕等に保る費用は合計約2,152億円と試算しているが、これは単年の一般会計予算額を大きく超えるものである。学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい(意見)。	R2	学校形態のあり方に加えて、財政面の検討も含めた学校規模の適正化・適正配置を行っていく。
96		「ふるさと大好き鵜飼事業」を実施した学校の該当学年や教職員に対してアンケート調査を実施して成果をまとめ、数値的な検証ができるようにする。また、令和年度からの新規事業である『ぎふMIRAI's』における学習につなぎながら、岐阜市の誇りである鵜飼への興味・関心をさらに高め、理解が深まるよう、市教育委員会主催の研修において学校間の具体的な実践事例の交流を行っていく。	Δ	教育委員 学校指導 会 課	91	R2	「小学生に鵜飼観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである(指摘)。	R3	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鵜飼観覧船事務所に直接支払う方法に改めた。
17	市は、監査の結果でいうところの後者を選択したということである。そうであれば、同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助することを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである。それをしないというのであれば、しないことが適切といえるだけの合理的な理由を記載すべきである。なお、措置状況に記載されているのは、補助の目的を述べているにすぎず、未実施決定の理由になっていない(監査の結果でも、補助の目的を否定しているわけではない)。	本補助金の目的を交付要綱に定めることを令和5年度中に検討する。	0	教育委員 学校指導 会	92	R2	交付要綱にある「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」という目的で補助金を交付するのであれば、全ての学校と地域を対象とした。広く人権教育を推進する事業を補助する補助金にすべきである。同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助するのであれば、それを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである(指摘)。	R3	本事業は同和問題に関する偏見・差別を解消するための取組を推進することを目的としている。対象校は 特別政策の対象となる、市内2地域の差別や偏見の解消を目指し、人権教育に取組んでおり、これを補助 推進している。なお、広く人権教育を推進することについては、ブロック別学校人権教育研究会で実施して いる。
98	学習支援(定期テストの勉強)、ロシア音楽コンサート、LGBT講演会で同和問題の解消が図れるのであろうか。市の認識は誤っている。市は、人権教育という言葉を用いながら、同和問題に関する偏見・差別を解消す 指摘るための取組を推進することを目的としていると述べている。かかる目的達成に資すると市民が納得する事業を補助対象事業とすべきである。	令和5年4月の担当者説明会において、事業の目的と補助対象となる事業 を交付要綱に基づいて改めて確認し、市民が納得できるような事業を実施 することを共通理解した。 今後、各学校から計画書が提出される段階で、事業趣旨に合致しない場 合は計画を見直すよう指導する。	0	教育委員 学校指導 会	93	R2	学習支援(定期テストの勉強)、ロシア音楽コンサートは、上記の補助対象事業には該当しないのではないかと思われる。LGBTの講演会は、一般的な意味での人権教育に該当するが、本補助金における人権教育は、上記のとおり、同和問題に関する個人・差別と解消することを目的としているため、やはり上記の補助対象事業には該当しないと思われる。交付要綱で定めた補助対象事業にのみ補助金を交付すべきである(指摘)。		実施事業は、幅広く人権教育を進めることにより、同和問題の解消を図っていると認識している。年度当初に補助対象事業について、交付要綱に基づいて再度確認した。
99	支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましいという意見に対して、詳細に記載するよう依頼をしたというだけでは措置済ではない。しかも、全く詳細に記載されておらず、支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させてから措置済とすべきである。	令和5年4月の担当者説明会において、支出内容や使用目的が明確になる報告書を作成するよう指導した。今後、適正に執行できるように継続して指導を行うとともに、提出される報告書について見届け、指導を行う。	0	教育委員 学校指導 会 課	94	R2	交付要綱では、補助対象経費は、対象事業にかかる「講師謝金、消耗品その他の市長が必要と認めた経費」とされている。令和元年度決算報告書によれば、870,000 円の補助金のうち、消耗品費が合計 315,514 円であるところ、その内訳は「DVD、用紙代」、「信号変換コンパーター、ファイル等」、「記録用ビデオ、記録用ルプラ、SDHCカード」、「用紙インク、記念品代等」とされているのみで、使用目的の詳細が不明であった。支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましい(意見)。	R3	報告書の作成について、詳細に記載するよう依頼をした。
00	市によれば、委託元には採用条件があり、それにより質の担保に資すると考えられるとのことであるが、それは、派遣登録における質の担保を述べているにすぎず、個別の採用で質の担保が産しいことの根拠にはならない。ALTに欠員が生じた場合でもパットを述べているに過ぎない。個別の採用だ質の担保が難しいことの根拠にはならない。ALTに欠負が生じた場合でもパットを述べているに過ぎない。個別用だとALTが中途で退職した場合の補充が難しいということはあるかもしれないが、監査の結果は、直接雇用枠「も」設けることとを求めているのであってはない。派遣登録と直接雇用に切り替えることを求めているのであってはない。派遣登録と直接雇用に切り替えることが望まのよりではない。派遣登録と直接雇用に切り替えることが望まりまります。	直接雇用では、職員の英語力や教育指導の質に斑があり、質が不均一化していたため、委託化により均一化できると判断している。併用は二重の規準により質の不均一を生むため、併用しないほうが適切と考えている。	×	教育委員 学校指導 会	101		個人がALTを希望する場合、委託元への登録のうえ派遣という形式のみになるとのことであるが、直接交渉の場合、より低い費用で雇用できる可能性も考えられることから、一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい(意見)。	R2	平成30年度末に令和元年度からの3年間の派遣業務委託に係るプロポーザルを行ったため、契約期間中である現在、ALTを直接雇用する措置は講じることができていない。直接雇用により、費用を軽減できるかしれないが、個別の採用でALTの質を担保することが難しいだけでなく、ALTが中途で退職した場合の補充が難しく直接雇用のリスクが大きいため、今後も市の直接雇用によるALT派遣は難しいと考える。
)1	不登校対策のマニュアルを改訂していくという意思表明だけで措置済にすべきではない。しかも、県の出版物ということなら、なぜ「改訂していく」と述べて措置済にしたのであろうか。改訂するなら、改訂してから措 置済とすべきであり、検討中ならば検討中とすべきであり、改訂しないなら、その合理的な理由を明記した上で、未実施決定とすべきである。	不登校対策のマニュアルと言える「心のキャッチボール」は県の出版物であるため、改訂は行うことはできないが、今後、県からの不登校対策に関する周知文書の活用、校内プリースペース担当者会での意見、草潤中学校との連携などにより、適切に対応する。	0	教育委員 学校安全 支援課	102	R1	不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き心のキャッチボール改訂版平成19年3月」を活用しているのみで、平成19年3月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。たしかに、当該マニュアルのは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成19年3月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい(意見)。	R2	不登校児童生徒数が増加を続けていること、その態様も多様であることから、状況に応じて適宜内容を改ましていく。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考とし	て、過ぎ	去の内容を記載する。 
	指摘及び意見 種別	措置状况(令和5年7月末)	結果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
202	平成19年3月という15年以上前に作られたマニュアルに沿うほうが不自然である上、不登校問題は、その時々の世情や世代によって、その現象や原因、対応方法が異なるものである。監査の結果は、研修をすることを求めているのである。市社自に情報を刷新したマニュアルを作成することが望ましい。	不登校児童生徒の状況は様々であるため、国の方針やガイドラインに基づいた岐阜市の方針を示すともに、教育相談担当等、不登校児童生徒の対応に直接関わる職員を中心に、外部の専門家による医学的見地や職見を活用したアセスメント方法について学ぶ所修を充実法させている。そうした研修を受けた担当者が、配付資料を活用して放析修を行うことで全職員に周知し、その共通認識をもってマニュアルとし、不登校対策に取り組んでいく。	0	教育委員 学校安全 支援課	102	R1	不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き心のキャッチボール改訂版平成19年3月」を活用しているのみで、平成19年3月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。たしかに、当該マニュアルは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成19年3月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい(意見)。	R2	不登校児童生徒数が増加を続けていること、その態様も多様であることから、状况に応じて適宜内容を改訂していく。
203	監査の結果は、給食費にかかる収入金調書及び決算報告書を作成すべきというものであるから、作成することを指導しただけでは措置済ではない。 全学校で作成されたことを確認して初めて、措置済とすべきである。	給食費にかかる収入金調書と支出金調書について、学校訪問において全 ての学校で作成されていることを確認した。引き続き、諸帳簿(収入金調 書、支出金調書、会計簿)と通帳との突合を管理職が行うことを指導し、確 認していく。	0	教育委員 学校指導 会 課	106	R1	給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を作成すべきである(指摘)。	R2	7月の事務職研修会において、事務職員に全ての収入金において収入金調書を作成することと、収入金調書と支出金調書を出納簿と突合を管理職がすることを指導した。(給食費の決算報告は「学校給食会」が行うものであるため各学校で作成するものではない。)
204	作成すべき、管理を行うべきとの指摘に対して、指導を徹底していくというだけでは、措置済ではない。各学校で通帳等が作成されたこと、受払管理が行われていることを確認して初めて、措置済とすべきである。	学校訪問において、現金の受払管理が適正に行われているかについて、 諸帳簿(収入金調書、支出金調書、会計簿)と通帳の記録から確認した。 一時的に現金保管をしている事実があった学校については、その理由を 確認し、適切に受け払いができていることを確認したうえで、横領や紛失の 危険があることを指導した。	0	教育委員 学校指導 会 課	106	R1	受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の温床となる可能性がある。したがって、通帳等を作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある(指摘)。	R2	支出金調書及び収入金調書とともに、通帳及び印鑑の管理を徹底するよう、今後も、指摘4の再発防止策として管理訪問を通じて指導を継続していく。
205	会議録を残すことが望ましいとの意見に対して、指導するというだけでは、措置済ではない。各学校で会議録が残されていることを確認して初め て、措置済とすべきである。	令和5年度初めの学校図書館担当者研修及び学校司書研修において、 図書の廃棄に関する記録を残すように指導した。学校指導課が行っている 管理訪問の際に使用する「チェックリスト」にも記載しており、訪問の際には 現物にて確認を行っている。	0	教育委員 学校指導 会 課	107	R1	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような 判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい(意見)。	R2	「図書廃棄委員会」の設置と、廃棄規準のどのような観点から廃棄決定に至ったかを記録として残すよう指導した。
206	年1回の管理訪問で使用するチェックリストに、図書の廃棄に関する事項 も記載することが望ましい。	令和5年度初めの学校図書館担当者研修及び学校司書研修において、 図書の廃棄に関する記録を残すように指導した。学校指導課が行っている 管理訪問の際に使用する「チェックリスト」にも記載しており、訪問の際には 現物にて確認を行っている。	0	教育委員 学校指導 会 課	107	R1	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような 判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい(意見)。	R2	「図書廃棄委員会」の設置と、廃棄規準のどのような観点から廃棄決定に至ったかを記録として残すよう指導した。
207	監査の結果は、いじめの認知漏れがないよう、市教委への報告漏れがないよう、報告書の提出の運用を学校に指導することを求めるものである。学校に対し、いじめの疑いのある行為の認知のあり方、市教委への報告のあり方について、指導する文書を作成し、遵守させるようモニタリングすべきである。	令和4年度から配置している主任いじめ対策監を中心に、いじめ対策監、 校長以下、学校管理職に対し直接、認知のあり方、報告書作成の目的と 方法、提出について指導している。また、いじめ対策監研修会において、 いじめ対策監にも、毎年、認知のあり方、報告書作成の目的と方法、提出 について指導したり、不十分な学校については、担当者より個別に指導し ている。	0	教育委員 学校安全 支援課	103	R1	市は、各学校に対して、各期末にどのようないじめがあり、どのように対応しているかを、所定の報告書様式を使用して報告、提出することを義務付けている。そして、市は、各学校から提出された報告書に基づき、いじめの認知件数を把握しているということである。令和元年7月に、市立中学校に在籍する3年生の男子生徒(以下、「本生徒」とする)が転落死をした事案が発生した。本事案はいじめが強く疑われることから、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態として、「岐阜市教育委員会いいじめ問題対策委員会(以下、「第三者委員会」とする。))が教育委員会の諮問に応じ調査を行った結果、本生徒、明確にいじめと認定した事業が34 件報告されている。このことから、市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい(意見)。	R2	新たな報告書様式を整え、いじめ(疑いも含む)事案について、認知後24時間以内に市教委へ報告するよ にした。市教委報告後は、学校指導課内及び教育政策課管理監と速やかに共有し、必要に応じて学校へ 指示をする体制を構築した。
208	どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するということについては、研修で対応しているとのことである。研修資料は充実したものであった。しかし、監査の結果は、マニュアルを整備することである。教職員が、研修内容を忘れることなく、適宜、参照できるよう、研修内容を整理したハンドブックを作成することが望ましい。	いじめ対策監研修会の資料をいじめ対策監のタブレット端末に配信し、それを活用して、校内においていじめ対策監が研修を行い、全職員に周知しているため、それがマニュアルとなっている。また、各学校において、学校安全支援課が示したひな型をもとにして、学校いじめ防止基本方針(対応マニュアル含む)を毎年見直しており、この基本方針は校内の全職員に配付され、年度当初に周知が図られた。 当面は事例集の蓄積に加え、主任いじめ対策監によるブロック別研修会や学校訪問での指導により、いじめ事案に対する対応力の一層の充実を図っていく。	0	教育委員 学校安全 支援課	: 104	R1	市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応をした方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事業で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。本案件のような重大事能の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、どの行為が「いじめ」に該当するが、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい(意見)。	R2	いじめ未然防止を含むいじめに係る対応に専任する「いじめ対策監」を、全市立学校に配置した。 また、いじめ対策監の活動支援及びスキルアンプのために年間11回の研修を実施する。いじめ対策監が講 前となって校内研修を実施したり、児童生徒や保護者、地域の方を対象にしたいじめに係る研修を実施す る。 いじめの対応マニュアルについては、各学校で策定しているいじめに対する基本方針の見直し、充実化を 図ることで、マニュアルとしての機能を持たせている。
209	本来は基本方針とマニュアルは異なるものであるが、各学校のいじめ防止 基本方針にマニュアルとしての機能を持たせるのであれば、その機能が発 揮され、適切に運用されるよう、より具体的に使いやすいものにするよう にすることが望ましい。	年度末の3月に基本方針及びマニュアルの見直しについて、分かりやすさも視点として検討し訂正したものを各学校に発出した。そして、各学校から提出されてものを点検し、表現等が分かりにくい点について指導をした。完成した基本方針は教職員一人一人に配付され、いじめ対策監が年度当前に大切なポイントについて職員会議や打ち合わせ等で周知をした。その際、大切なポイントについてはマーカーで印をつけ、いじめの別止活動を仕組んだり、いじめの対応を行ったりする際の指標として活用した。より実効性のある基本方針となるよう、毎年の見直しは今後も離続していく。	0	教育委員 学校安全 支援課	104	R1	市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応をした方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事業で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。本案件のような重大事態の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい(意見)。	R2	いじめ未然防止を含むいじめに係る対応に専任する「いじめ対策監」を、全市立学校に配置した。また、いじめ対策監の活動支援及びスキルアップのために年間11回の研修を実施する。いじめ対策監が講師となって校内研修を実施したり、児童生徒や保護者、地域の方を対象にしたいじめに係る研修を実施する。いじめの対応マニュアルについては、各学校で策定しているいじめに対する基本方針の見直し、充実化を図ることで、マニュアルとしての機能を持たせている。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したも

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容 年度 過去の措置状況
210	まずもって、学校給食に要する人件費を保護者が負担している事実、学校 給食会の運営に係る経費のうち約75%が保護者からの学校給食費で賄われ ている事実について、どのように考えるのかを明確に示すべきである。	学校給食法及び学校給食法施行令において、食材調達費は設置者の負担とされていないことから、学校給食会が所管する業務のうち学校給食の食材調達にかかる人件費等は、保護者に負担を求めるものと理解しているが、給食費の公会計化を固が推進しているとから、給食費の徴収方法や食材の調達方法など、学校給食会の運営のあり方について、検討を要するものと考えている。	0	教育委員 学校給負 課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが十分に行われてきたとはいえなかった(意見)。 H23
211	措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直接業者から調達する場合であって、一次でないのである。という対する情報である。というは、それだけを後後のであるという対する補助の必要で置当に係ならない。というないのであるというは、では、一般である。というないのである。というないのである。というないのである。というなければ発生のとさとによって発生するものである。学校給食会というなければ発生のとさといまって発生するものである。学校給食会が存在するよければ発生のくるる経費は、中経費者となり、少なくとも学校給食会が存在することは高を必ずると、学校経費を保護者者に負担させている環境を必要があることと、学校出しているくとも受けるを保護者者に負担させているよとは、市給食食と接近とは、市経食食を経費を、対しているとと、学校出していると、海がは、市経食食を経費を、対していると、海がは、市経食食を経費を、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対している。と、対しているが、対しないのでは、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しいないが、対しているが、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないが、対しないのは、は、は、は	学校給食会は、外郭団体としての機動性を発揮し、台風の影響などによる 給食中止やインフルエンザ等による学級閉鎖に伴う急な食材変更等について、フードロスを出さないよう。臨機応変かつ円清に対応できている。また、指定業者が突然に倒産あるいは廃業した場合においても大食が生じないよう。他の指定業者がカバーする仕組みが構築されており、過去の実績においても大食は生じていない。このことから、学校給食の安定供給を実施するために学校給食会の存在は必要だと判断している。 ただし、運営費補助のあり方については、適正な支出方法を検討し、物資調達のあり方、学校給食会のあり方については、、学校給食の安定供給を念頭に置き、効率的な方法を検討していく。	Δ	教育委員 学校給負 課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが十分に行われてきたとはいえなかった(意見)。  H23
212	監査の結果は、各学校でなく、教育委員会に対して、未納問題に取り組む よう求めているのである。把握した状況、依頼した調査結果を踏まえ、教 育委員会として、未納問題に対する具体的な行動をとるべきである。	各学校が口座振替の推進と未納者への早期対応に取り組んだ結果、学校 給食費の未納率はR2,3,4年度で0.23、0.22、0.27%であり、直近の文部科 学省の調査結果0.4%(平成28年度の「学校給食費の徴収状況」の調査結 果について)と比して、低い数値を達成している。	0	教育委員 学校給金 課	114	R1	市は、各小中学校と協力して直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい。なお、私会計であることによって対応が困難であるのであれば、後述する公会計化によって解消させることも考えられる(意見)。 R2 とを分けて把握できるよう、令和2年度の毎月の推移を調査するよう依頼した。
213	公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけだと 否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細 に把握し、その解決方法を検討し、その経過を資料として残すべきであ る、文部科学省の「学校給食費の戦い・管理に関するガイドライン」も、平 成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に関する費 の公会計化の推進と学校徴収金のをリカについて」について、どのように 考え、どのように取り扱うのかも、明らかにすべきである。そのうえで、 何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検 討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべき である。	調査により、他都市の状況や課題、問題点を把握した。 現段階においては、 公会計化については、 国の給食費無償化の動向を注視しながら、継続して検討を要するものとして位置付けている。	Δ	教育委員 学校給金 課	115	H26	学校給食費について、私会計を採用することは、違法とまではいえないと考えるが(横浜地方裁判所平成26年1月30日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを採るかは、地方公共団体の裁量に委ねていることから市が私名会計を採用することは違法ではないと述べる)。また、公会計導入にはコストの問題もあろう。しかしながら、各学校長の負担、末払学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を離しなければならず、他力自治法第240条第9項参助、法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を実際に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いたりしている自治体が多く見られるところでもある。以上より、市は、学校給食費の公会計導学校給食費の公会計導入を検討すべきである(指摘)。
214	補助金は、少額の場合、その効果が乏しい(あってもなくても変わらない)と考えられている。そのため、少額の補助で本補助金の効果があるのかどうかを十分に検討し、その具体的な内容及び結果を記した記録を作成すべきである。	補助金の効果が見込まれるのかを検証するため、令和5年度から補助金 交付決定の際に、事業計画や予算を確認、団体への関き取りを行い、「少 額補助に対する効果記録表しを作成し、その効果について事前評価を行う こととした。 加えて、同様に補助金確定の際にも、事業報告や決算、団体への関き取り を行い、「少額補助に対する効果記録表」を作成し、その効果について検 証する予定である。	0	教育委員 公安教育 会 課	青 青 54	H23	岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会の加入団員数は、おおよそ166人である。本補助金の交付額は3万円であり、加入団員数一人あたりの補助金額を計算しても2百円にも満たないため、本補助金がなくもも当該補助事業者の活動に影響があるとは考えばてい。それにもかかわらず少額の補助金が過去数年間におって継続的に支出されることは、補助することの効果が十分に測定されないまま交付され続けている可能性がある。交付要綱によれば、補助金額は補助対象経費の額の2分の1以内で予算の範囲内で定めた額となっており、少額の補助で本補助金の効果があるのかどうかを十分に検討することが望ましい(意見)。

## 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

### (結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	○、△、×のいずれかを記入
監査実施年度	令和4年度	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
包括外部監査人	竹中 雅史	△:検 討 中 検討中のもの
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

							〈参考〉 ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。
	指摘及び意見 種別	措置状况(令和5年7月末)	吉果欄	部課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容 年度 過去の措置状況
215	公募しているにもかかわらず、依然として新たな申請がないのは、やはり、要件が実情に見合言っていないこと、広報が不足していることが原因である。市が新たな申請がないことを問題視しないのであれば、市としては、本補助金を既存の団体にしか交付するつもりがないのにもかかわらず、建前上、交付対象団体を限定せず公募しているだけと受け取らざるを得ない。本補助金によって、市内においてボランティア活動、地域で献法、動文は青少年の健全育成に寄与する活動を行っている団体を支援して、青物の年の健全育成を図るつもりが本場にあるのであれば、を支援して、対価が生まれるよう、要はいるのであれば、おいまでは、透りなのであれば、説明近にあるのであれば、説明近にあるのであれば、説明近にあるのであれば、説明近にあるのであれば、説明近にあるのであれば、説明近には、近いないから、青少年各種団体運営費補助金などといてあたかも間口を広げていくかのような各様にするのではなく、実態に即して、特定の団体を支援する補助金であることを明らかにすべきである。	要件に関しては、ボランティアとして青少年の健全育成を行う団体であれば、どの団体でも補助を行うとされており、対象者の最大限の範囲をカバーしている。これ以上要件を緩和するならば、営利活動などを対象とする団体も許可する必要があるが、それは市の方針として望ましくないと考える。 広報については、現状も市のホームページにおいて周知しているが、今後は也媒体における広報についても検討し、令和6年度に新たに広報できるよう目指していく。	Δ	教育委員 社会会 少少課	青 55	5 R2	市のホームページにおいて公募しているにもかかわらず新たな申請がないのは、補助金交付対象団体の要件が実情に見合っていない可能性も考えられる。補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい(意見)。  R3  R3  R3  R3
216	市は、「自治会連合運営費補助金」、「地区敬老会運営補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別成して補助か金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に対する補助金収入が「自治会連合会」(「係る文出に」を祝い励ます会運営」に係る方出のは誤りであるし、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に係る方出会が「地区敬会運営」、「新成人を祝い励ます会運営」に係る支出に「治会とされるのは誤りである。自治人を記して、「自治会連合会に対し、「自治会連合会に対し、「自治会連合会に対し、「もないようで、「おいのでは、「ないないないかの確認する。ない、指導したで、提出もように、「ないないないないか確認すべきである。なお、後で述べるように、「おいるを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。	「二十歳のつどい」運営補助金(旧:新成人を祝い励ます会運営費補助金)の実績報告書(収支決算書)を確認する際、次のとおり実施する。・市民活動交流センターから、自治会連合会運営費補助金の実績報告書について提供を受け、令和5年2月中旬に、「二十歳のつどい」実績報告書(収支決算書)とその内容を突き合わせて適正なたのか確認した。令和5年9月に各自治会連合会の事務担当者を集め会議を実施予定。その中で収支予算書と、収支決算書について作成し、他の会計と区分して扱うよう説明・指導をする予定。	0	教育委員 社会・教会 課	青 育 7 <i>6</i>	6 R2	補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである(指摘)。 R3 市民活動交流センターから自治会連合会運営費補助金の実績報告書の提供を分け収支決算書と新成人。 祝い励ます会の実績報告書を突合して整合性を確認するとともに、交付先を数件抽出し、領収書との突合を行う。
217	市としては、岐阜市に活動でない。 本の はいのかするといる場合のでは、大きなののか、記念ものを増加することを念れているが重な形で行ういる。 全地では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	各地域の収支について、実績報告書を元に開催方式、イベント、特色、記念品等について整理・分析した。対象となる「20歳の青年」にかかるコストは、式典開催にかかる登費、事務費、配念品費でおり、現状の「3000円・対象・指含るごとにかかる事務作業費、記念品費等でおり、現状の「3000円・対象・ない、行為かり「500円」の第定方法は、式典にかかる固定費、変動費の一定部分について補助する点で、一定の合理性がある考えている。各自治会で式典内容や記念品について際立った差は無く、各地域の特色は、経費のかからない恩師の会や、地元の伝統行事で出している状況である。また、補助金の交付方法については、交付時期も違うため、市民活動交流センターを通して検討している。	$\triangle$	教育委員 社会会 教会 課	青 77	7 R2	各自治会連合会の提出する予算書は、この交付額の収入ありきで作られており、支出額の合計額に比して 不足する分を、自治会連合会の負担金(自己資金)で購っている形となっている。 補助対象事業を新成人を収い励ます会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の 数を基に一律に補助金を算出するのではなく、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象 経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである(指摘)。